

平成 24 年度

飯 館 村 歳 入 歳 出
予算審査特別委員会記録

自 平成 24 年 3 月 12 日
至 平成 24 年 3 月 15 日

飯 館 村 議 会

平成24年3月12日

平成24年度飯舘村予算審査特別委員会記録（第1号）

平成24年3月12日、飯館村役場議場において午前9時00分より開催された。

◎出席委員（11名）

佐野幸正君	北山文子君	松下義喜君
飯樋善二郎君	北原経君	伊東利君
菅野義人君	大和田和夫君	大谷友孝君
佐藤八郎君	志賀毅君	

◎欠席委員（なし）

◎説明のため出席したものの職氏名

村長 菅野典雄	副村長 門馬伸市
総務課長 中井田栄	住民課長 大久保昌憲
健康福祉課長 菅野司郎	産業振興課長 中川喜昭
会計管理者 高橋一清	教育長 廣瀬要人
教育課長 愛澤伸一	生涯学習課長 浜名光男
農委局長 高橋一清	選挙管理委員会書記長 中井田栄

◎職務のため出席したものの職氏名

事務局長 但野誠 書記 菅野久子 書記 今井一起

飯館村予算審査特別委員会記録

◎開会及び開議の宣告

委員長（佐野幸正君） おはようございます。

本日の出席委員は11名です。

ただいまから平成24年度会計予算審査特別委員会を開会します。

（午前9時01分）

委員長（佐野幸正君） 議事に先立ちまして一言ごあいさつ申し上げます。

本特別委員会は、去る3月6日の本会議において付託をされました平成24年度飯館村一般会計のほか五つの特別会計、計6会計の予算について本日から審査を行います。図らずも、私こと委員長を仰せつかりました。また、副委員長に北山文子委員が選任されました。まことに重責ではありますが、懸命に務めたいと思います。どうか委員各位におかれましては、予算審査の意義に強い思いを持って審査に臨んでいただきますよう切に念願をするものであります。

昨年においては、東日本大震災並びに原発事故により生活、産業、経済の基盤が大きく揺らぎ、村民にとってかつてない厳しい1年でありました。特に原発事故は今なお放射能への不安を抱えており、その対策が当面の課題となっております。そのような事故のため、平成23年度の予算審査特別委員会を開くことができませんでしたが、今回は飯館村民が全村避難をしている中での24年度予算であります。村民の一日も早い不安の払拭と村民の健康管理はもとより、安心安全で避難生活ができる事業を確保しなければならないものと思っているところであります。

お手元の予算書は、本村が平成24年度で実施する事務事業に充当する経費及びそれを賄うために必要な財源というものをどう調達するかを示したものであり、ご承知のようにそういう当初予算は村政を執行する1年間の歳入歳出予算であります。さらには、昨今の国内情勢も目まぐるしく変化しており、その内容も複雑多岐にわたっております。

本委員会は、今年度当初予算が少ない予算で大きな効果が得られる事業、また内容となっているなど、それらを確認する委員会であります。村長を初めの各課長の皆さんにおかれましては、審査期間の全般を通して実のある審査ができますよう何とぞよろしくご協力をお願い申し上げます。

なお、不慣れなため議事進行上皆様方にご迷惑をおかけすることがあるかと存じますが、議事の進行に格段のご協力のほどよろしくお願ひします。

それでは、予算審査特別委員会に付託されました議案第9号「平成24年度飯館村一般会計予算」、議案第10号「平成24年度飯館村国民健康保険特別会計予算」、議案第11号「平成24年度飯館村簡易水道事業特別会計予算」、議案第12号「平成24年度飯館村農業集落排水事業特別会計予算」、議案第13号「平成24年度飯館村介護保険特別会計予算」、議案第14号「平成24年度飯館村後期高齢者医療特別会計予算」を議題とします。

お諮りします。

本委員会の進め方ですが、本日は、この後一旦休憩して、各課長等から担当する事務及

び事業に係る予算等について説明を求め、2日目及び3日目は、議案第9号から議案第14号までの質疑を行い、質疑を終えてから採決を行いたいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長（佐野幸正君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

◎休憩の宣告

委員長（佐野幸正君） ここで休憩します。

説明員の皆様には一旦退席願います。

(午前9時06分)

()

()

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成24年3月12日

予算審査特別委員会委員長

佐野 章正

()

()

平成24年3月14日

平成24年度飯舘村予算審査特別委員会記録（第2号）

()

()

平成24年3月14日、飯館村役場議場において午前9時15分より開催された。

◎出席委員（11名）

佐野幸正君	松下義喜君	飯樋善二郎君
北原経君	伊東利君	北山文子君
菅野義人君	大和田和夫君	大谷友孝君
佐藤八郎君	志賀毅君	

◎欠席委員（なし）

◎説明のため出席したものの職氏名

村長 菅野典雄	副村長 門馬伸市
総務課長 中井田栄	住民課長 大久保昌憲
健康福祉課長 菅野司郎	産業振興課長 中川喜昭
会計管理者 高橋一清	教育長 廣瀬要人
教育課長 愛澤伸一	代表監査委員 渡邊守男
生涯学習課長 浜名光男	農委会长 菅野宗夫
農委局長 高橋一清	選挙管理委員会書記長 中井田栄

◎職務のため出席したものの職氏名

事務局長 但野誠	書記 菅野久子	書記 松下義光
		書記 三瓶真

飯館村予算審査特別委員会記録

◎開会及び開議の宣告

委員長（佐野幸正君） おはようございます。

本日の出席委員は11名であります。予算審査特別委員会を再開します。

(午前9時15分)

委員長（佐野幸正君） これから質疑に入りますが、申し上げるまでもなく、この委員会は議題となりました平成24年度飯館村一般会計並びに各特別会計の予算に係るものであります。この際、住民のための地方自治とは何かということを念頭に置きまして、より一層の健全性と真に住民の役に立ち、効果的に財政運営が図られるか否かということに視点を置いて審査に臨んでいただき、特に議事進行上、議題外にならないようご承知おき願います。

なお、質疑の際は挙手をして発言の許可を受けてから発言してください。また、質問の手順は、予算書のページ及び項目を示し、質問の要点を簡潔明瞭に発言してください。答弁者におかれましても、委員長の許可を得てから簡潔明瞭に答弁するようお願いいたします。また、限られた時間でありますので、効率的な議事の運営に努めてまいりますので、各位のご協力を切にお願いいたします。

それでは直ちに会議を開きます。

これから議案第9号から議案第14号までの6議案について、一括して質疑を行います。

これより質疑を許します。

委員（大谷友孝君） おはようございます。何点かお尋ねをいたします。

今年度の一般会計でございますが、45億1,860万円という、当初、所信表明の中でもお話をありました。仕事をやる予算なんだということでございます。今年度重点事業については復興計画に沿った予算づけがされております。まずもって村税の1,248万9,000円、徴収率80%ということでございますが、この考え方、法人税の70%、固定資産税については90%と数字が異なる計上がされておりますけれども、この考え方についてお尋ねしたい。

住民課長（大久保昌憲君） 村税の徴収率の考え方ということであります。例年ですと90あるいは80というような形での徴収率を計上しておりましたが、避難という状況の中で徴収率もそう高くは見れないということでありまして、数字的にはまるっきりの想定であります。前年度以下というような形での数値でありますので、数値を計上したということでありますので、ご理解いただければと思います。

委員（大谷友孝君） 避難によってということでございます。避難をしてそれぞれご商売、商店もされているわけでありますけれども、80%、例年よりは低いということでございますけれども、やはり補償、賠償がきちんとされた中での徴収にならないと重税感が村民にとってはあるんだろうなと思います。この徴収にあわせて、以前から村民からも議会からもこういうのが出ておりますけれども、補償、賠償等についての助言、指導と申しますか、村民の立場に立った指導などを考えているのかどうかお尋ねします。

補償、賠償も一緒に村で、村民に、二、三十%ということを申請して、その中で賠償とかそういうものに村ももうちょっとお手伝いをして、いただくものはいただいてから納

めるものも納めてもらうというようにしないと重税感が増すんでないのという質問です。

副村長（門馬伸市君） 多分、現在申告やってますけれども、それぞれ農業、商業等については一定程度の補償をもらっていますね。それで課税されて、今何か国税の方が結構出てるみたいなんですね、所得税ですか。それは何のことではない、例えば農業をやっていた人が現在やってないわけですから、過去3ヵ年間のそういう収入があった場合にはその平均値をとって賠償がなされているんですから、しかし一方では経費がかかってないということで、それにほとんど課税されるということで、所得税がほとんど出ている状況を聞いていますけれども、そういった意味では今の補償、賠償、まだ出でていない段階で、というのは、営業していない部分の方については請求がしていないといいますか、請求する項目がないので、そういう方については当然課税も低くなると思いますので、所得のある人はそれなりの課税をしますし、ない人にはしないということなので、今の重税感ということにはつながらない、必ずしもつながらないのかなと思いますが、いずれ損害賠償については村の方としても、この前一般質問でもお答えしたように、それぞれ実態調査をして、できるだけ早く手続を踏むように、村の方としても取り組んでいきたいと、这样に思っています。

委員（大谷友孝君） 極力村民の声にこたえていただきたいと思うわけでありますが、あともう1点、固定資産税でございますが、まさに飯館村の土地は今ゼロ査定に近い状況になっているのではないかと認識をしているところでありますけれども、本来、土地家屋等については大分減額された提示にはなっているようありますけれども、この避難中にあっては固定資産税が全額免除でもよろしいのではないかと思う一人でありますけれども、考え方をお聞かせいただきたい。

住民課長（大久保昌憲君） 最初に説明しなければならなかつたんですが、今年度の村税につきましては、23年度の東日本大震災における村税の減免等ですか、それに基づいてといいますか、24年度につきましても同じような状況で避難の状況が変わらないということもありますが、23年度同様の減免措置をしなければならないのかなというふうな、今そういう状況であります。

予算につきましては、その形で、23年度同様の形で減免した場合の予算を計上しております。村民税につきましても1,000万円以下の所得の方につきましては全額あるいは2分の1、4分の1減免というような形での計上をしております。固定資産税につきましても、土地家屋につきましては一般的な村民の方につきましては課税免除の形をとっております。ここに計上しております予算の分、土地家屋につきましては、事業を村内で継続されている会社、実際に土地家屋を使っているものについてだけの課税という形での金額になっております。償却資産につきましても、これも同じような考え方で、減免という形になりますが、そのような形であります。軽自動車税につきましても、農耕用の小型特殊車両といいますか、トラクター等につきましては使用できないという状況になっておりますので、これも減免した形での予算計上であります。以上であります。

委員（大谷友孝君） そうすると一般村民については免除されているという理解でよろしいんですね。

あともう1点でございますが、地方消費税交付金、前年同額の予算が計上されておりますけれども、我々素人が考えますと、景気がどんどん悪くなっている、そんな中での同額の計上が見込めるのかどうかお尋ねしたい。

総務課長（中井田 栄君） 予算書の21ページの地方消費税交付金4,217万円を計上させていただきましたけれども、昨年同様、予算ベースでは人口なり事業所統計上の事業所の割合によってルール計算で来るということありますので、まずは当初予算ベース、昨年同様計上させていただいたところであります。

委員（大谷友孝君） ルール計算でということなんぞ、同額が見込めるという考え方でよろしいんですか。

総務課長（中井田 栄君） 当初予算でありますので、昨年同様見込ませていただいた方が的確なのかなと思います。状況を見次第、補正等でまた、国の方からは予算編成指針の中で昨年同様見込むようにというようなことで来ておりますので、昨年同様見込ませていただきましたので、よろしくお願ひいたします。

委員（大谷友孝君） 本年度予算、復興元年の年だという位置づけでございます。飯館村の復興については「除染なくして復興なし」と村長も言っておりますけれども、その考えに違いはないのかお尋ねしたい。

村長（菅野典雄君） まさにこういう有事になったわけでありますから、慎重に財源と支出と、そういうところはしっかりと組んでいくことが大切だろうと、このように思ってまして、職員ともどもしっかりと組んだつもりでございます。

委員（大谷友孝君） 飯館村、除染がすべてだというふうに思っております。昨日、復興局に出向いてお話を伺ってまいりました。その中で、立ち木の補償、村も議会も一緒になって要望している関係にありますけれども、この補償額が24年度には示されないだろうというお話がありました。やはり24年度にこういう材物価格補償というものが出てこないことは、仮置き場さえもできないのではないのというお話もしましたけれども、村としての考えをお尋ねしたい。

村長（菅野典雄君） 飯館村は、幸と言るべきなのか不幸と言うべきなのか、計画的避難ということで、除染に関しては国が全責任を持ちますよと、こういうことでありますから、多分ほかの自治体は、ほかの自治体といいますか、そういう地域になってない自治体はかなりの除染の費用を計上して、当然立ち木なども補償という形になるのかなという気がしますが、今申しましたように飯館村は国が責任を持つという国直轄、こういうことであります。私たちも、そして議会の皆様方も国直轄のみではだめだと、こういうことでいろいろ一緒に働きをしていただいて、今のところまだ確定たるものではありませんけれども、ある程度と、こういうことになってきてています。そこに今のような立ち木の補償というものはまだ入ってない話で来たわけであります。当然立ち木の補償は除染の根本の問題だと、こういうふうに位置づけをしてきたところでありますので、残念ながらきのう議会の皆様方に言った中では大変お粗末なお答え、こうしたことだったようありますから、早速、間髪入れずに、そのようなことでは進まないんだということをこれからいろいろな形で精力的に言つていかなければならぬなど、このように思ったところであります。

委員（大谷友孝君） まさにそのとおりだと思うんです。きのうも申し上げてまいりましたけれども、支払いは25年度になっても、とにかくこの金額、補償金額は24年度に出していただかないと、村が国直轄と言いながらも国にお任せということではないよと、村が積極的にかかわって村民の同意書とりですか、そういうものはやはり地元がやった方がいいということで国にも申し上げているわけありますから、この同意書とりが進まないことには除染は一歩も進まないだろうと思うんであります。やはり本年度、24年度に確たる数字が示されないと、我々も村民に除染をしてくれ、同意をしてくれというお願いもできないわけでありますから、やはりここは村が前面に立って除染が一歩でも進むような対策は必要だろうと思いますけれども、もう一度。

村長（菅野典雄君） 全く今のとおりでありますので、改めて、実は木の補償は単価その他は決まらなくても、ついてくるものと私は思っておりましたが、こうして、議会の皆様方の運動によってはっきりしたわけありますから、ここ10日ぐらいの間にはいろいろな形で裏表両面を使って、その辺の今おっしゃったような、つまり単価的にとか何かは、あるいは24年度はいろんな事情でできないんだったらば25年度に遡ってと、こういうこともできるんだろうと私は思いますので、その辺をこれから国の方に向き合っていきたいと、このように思っているところであります。

委員（大谷友孝君） 強い姿勢で臨んでいただきたいなと思います。

もう1点、予算書25ページでございますけれども、広域農業開発事業費の負担金が計上されております。この132万3,000円、どのような見込みがあつて計上がされているのかお知らせください。

住民課長（大久保昌憲君） 25ページの広域農業の負担金、土地の分でありますが、23年度において収入額としまして今までの分でありますが、土地の分としましては163万円ほどの収入になっております。11の方に納入していただいておりますが、24年度につきましても同額程度の収入を、納付の方をお願いしたいということで、文書での誓約ということではないんですが、少額でも定期的に納めていただきたいということでお願いをしておりますので、このような予算を計上しております。

委員（大谷友孝君） 随分長い間、この予算が計上されて、とにかくお支払いをいただかなければならぬよというお金であります。今後も、残額1,300万円幾らかということでございますから、毎年このような10%、1割程度の計上になるのか、10年間というのは過ぎればあつという間でございますけれども、当該者がだんだんいなくなってくるという現象も起きてくるんでないかと思いますけれども、この辺の見通しについてお尋ねします。

住民課長（大久保昌憲君） 確かにまだ1,200万円ほど残っておりますので、このままの状況ですと10年という状況であります。監査の方からは24年度を目標にというような、そういうご指摘もありましたが、精いっぱい頑張っているつもりであります。何しろ税と違ってということもありますので、この辺は十分承知をしておりますので、今後とも精いっぱい微収に努めたいと思っております。

委員（大谷友孝君） 職員の方、努力するというのは認めているところであります。一生懸命やるということでございますからそのとおりなんでしょうけれども、もっと目標をちょつ

と高目に設定していただいて、監査の指摘もあったということでございますが、積極的な取り組みが期待されるんだろうと思思いますけれども、もう一度。

副村長（門馬伸市君） 村庁内に税の高額滞納者検討委員会という組織がありまして、私その責任者をやってるもんですから、先般、その会議を持ちました。それで、この広域農業開発事業の負担金の滞納、未納については、今のページのところは土地基盤整備したところの滞納者、あと財産収入の方に農機具とか農具庫あるいは隔障物と牧柵、そういうのは財産売払いの方の財産収入の方に計上されていて、合わせると3,000万円近くの金がまだ滞納として残っていると、こういうことですね。ですから、去年はかなりそういう補償金の部分もあったのかもしれません、一括、滞納している残額をお支払いしてもらった件もあるようあります。ですから、村にはいろんな形でそれぞれの各課にわたって収入、本人に交付されるお金が結構あるんですね。例えば中山間とか農地水とか、そのほかにもいろんな形で交付される部分があります。ですので、そういうのを各課で連携をしながら少しでもそういうところに充てていくと。例えば牛なんかも処分された方はかなりの収入になっているということで、そういうところも、補償金の部分ですね、そういうところで対応できるものは対応していくということで、一気にはなかなか、多額の方は1,000万円ぐらい近くもなってる人がいます。農具庫とか農機具とか、そういう人はかなりの額になつてますから、それは今の財産売払いの方、農機具、農具庫の方は額が多いんですけども、そちらの方は保証人をつけて一応契約を結んでいるんですね。本人が払えなかつた場合には保証人ということですが、当時は相保証をやってたんですね。ですから、相保証だとお互いにお互い未納、滞納の人が結構いるもんですから、その保証人の方にお願いしても、保証人も滞納しているという状況だったんで、なかなか整理ができないで来ているわけですけれども、できるだけそういう入ってくるお金をいろいろ調査をさせていただきて、もちろん話し合いの上で、強制というの無理だと思いますから、話し合いの上で、あるいはそういう相談をしていただきて、させていただきて、できるだけ早く整理ができるように進めてまいりたいなど、こんなふうに思っています。

委員（北山文子君） 何点か質問させていただきたいと思います。

予算説明書の54ページの預かり保育と45ページの学童保育についてお伺いをしたいと思います。

それぞれに定員と入所見込みについて、人数をお聞きしたいと思いますし、また、こっちの事業実施するに当たりましての計画と、それぞれのご父兄の方々からの要望もいろいろと聞き取りながら計画書の中に入っているかと思いますので、あわせてお伺いをいたします。

教育長（廣瀬要人君） 預かり保育、学童保育の件でありますけれども、定員は30名、24年度の定員は30名であります。それから、現在、申し込みがありますのは、定員は預かり保育の方が30名、学童保育の方が20名、それから入所申し込み、きのう現在でありますけれども、預かり保育の方が30名に対して25名、学童保育の方は20名に対して24名であります。場所については、幼稚園に隣接して新設を、プレハブを建てて開設する予定でおりますけれども、できるまでには現在の川俣の保育所で開設しておりますが、あそこで継続し、で

き上がり次第こちらの幼稚園の方に移動したいと思っております。

保護者のいろいろ要望もありますけれども、一番心配されているのは線量ですね。放射線量あるいは保育料、それから保育日の増設、この辺が保護者からいろいろ出ている声でありますけれども、線量については先般もお話しいたしましたが、幼稚園の現在工事をしているところの線量は、屋外で地上1メートル、0.19から0.32マイクロシーベルト/アワーぐらいになっております。

それから、保育料でありますけれども、23年度に引き続いて保育料は徴収しないということで対応していきたいと思っております。ただし、おやつ代等は、これは受益者負担といいますか、1日100円程度の負担はしてもらおうかなという考えでおります。

それから、保育日でありますけれども、現在、月曜日から金曜日まで保育をしているわけですけれども、こういう状況でありますし、保護者からの要望も強いところがありますので、土曜日も保育をしていくという計画を現在立てているところであります。

(○) 委員（北山文子君） こういうふうな被災に遭いまして、いろいろと厳しいところの工事の案に対策に取り組んで大変前向きだなと思っておりますけれども、小学生とか幼稚園、保育所ということで、それぞれに子供をお持ちの方のご父兄の方ですと、朝の渋滞とか仕事がきちんと夕方5時に終わって、そこまでお迎えに来るのにそれが小学校と幼稚園そればらばらになっていることで、果たしてその時間帯に行けるかどうかということが不安の一つになっているようなんですが、こっちからスクールバスが台数多くなりましたけれども、その分の時間帯が少しおくれる場合について柔軟な考えを持っているかお伺いしたいと思います。

教育長（廣瀬要人君） 学童保育の方が問題になるわけですが、スクールバスで対応して、移動についてはスクールバスで対応していきたいと。それから、広域に避難しておりますので、保護者がおくれてくるということも十分考えられることでありますけれども、それについては柔軟に対応していきたいと思っております。

(○) 委員（北山文子君） 保護者の方が安心して働くような体制に近づけていただきたいと要望したいと思います。

次の質問に入らせていただきます。

重点事項の中山間直接支払事業、地域ぐるみで農業活動として農地を守るということで、それとあわせて予算書説明の39ページ、農地・水環境保全向上対策についてお伺いしたいと思います。

新年度の事業実施に当たりまして、それぞれ規制があったり、項目が変わったというようなお話もありましたけれども、前年度との変更点をわかりやすくお話しいただきたいと思います。

産業振興課長（中川喜昭君） 今、お質しいただきました中山間事業と農地・水の部分でありますが、中山間についてはまだ継続ということで、内容的な部分は変更がないということあります。それで、今後、協議会を4月に開きまして、活動内容を決めていく这样一个状況で計画をしているところでございます。

あと、農地・水の方につきましては、予算説明の中でもお話ししましたが、24年度から

第2期分がスタートするということで、23年度、今年度末で一応1期分が終了するということで、それぞれの保全会につきましては今後精査に向けてやっていただくということであります。

24年度からの改正点でありますと、主なものということではありますけれども、まずは現在まで共同活動と2階の部分で営農活動ということで、それぞれ集落営農でする際には農地・水においてはそれぞれの地区で共同活動する組織をつくって、またその後、集落営農する方は2階建てということで条件つきであったわけですが、新しい2期の事業では別個になるということで、今までの共同活動は共同活動でやる、あと営農活動は今までの2階建て云々ではなくて、個人なり団体でそれが申請してやるようになるということで、農地・水の協議会を通して云々という部分ではなくて、直接役場の方との申請で県に申達するという形になるというのが共同活動と営農活動分が別個になったということでございます。

あともう1点は、いわゆる交付金でございますが、それぞれの面積で、あとは例えば田んぼですと反4,400円とかという単価が決まってまして、それでそれぞれの保全会の面積で交付金が決まっておったわけで、1期分については100%の補助という形になっておりましたが、今回継続ということで、2期分については75%の交付金しか出ないということでの変更がなされているという状況でございます。

あと、活動内容につきましては、内容的には昨年同様でありますと、基礎活動ということでは点検、機能診断とか計画策定等、あと実践活動では農地の保全管理、あとは水路等の点検とか、そういうことがありますと、今までの必須という部分で94項目あったのが23項目に減るということで、いわゆる水路でもいろんな項目が項目立てあったんですが、今回は水路で3項目と4項目に減ると。ですから、例えば草刈り、畦畔の草刈りとか農道の草刈りで普通の草刈りというのが基礎活動であって、あとその上のさらに向上分ではきめ細やかな草刈りというような2段構えで草刈りが2項目あるんですが、それが今度草刈りだけで1本にできるというような話になりまして、そういうことで項目が減ってきてているという状況でございます。

あと、今までの水資源とか景観形成という事業についてはそのまま、ちょっと名称は変わりますが、継続されるというような状況になっております。

委員（北山文子君） 直接申請したりということで、それぞれの行政区の方には大変お世話になる部分がかなり多くあると思うんですけども、どうしても行政区の中ではなかなかでやってしまう部分が往々にあるんじゃないかなと思っています。その辺で草刈りなんかですと軽装でする場合が今までもあるように見受けておりますので、こういうふうな状態でございますから、健康面の管理が徹底されるべきだと思っています。その辺を村の方でもう少ししっかり管理したり、指導したりということをして、放射線、放射能に対する除染する防護服といいましょうか、そういうのをしっかり着用してやった方がいいのではないかというような声もかなり多くあるもんですから、その辺どのような考えでいるんでしようか、お伺いしたいと思います。

産業振興課長（中川喜昭君） お質しのとおりと思っております。23年度におきまして、国の

方から作付制限等も入っておりまして、草刈り等についても営農という部分では管理としてはだめだという話があるときがありまして、それらに基づいて過ごしてきたわけであります。ただ、やはり草が田畠に生い茂っている状況を見まして、やはり村民の方々からも何とかならないのかというような話をいただきました。村としましても、やはりあの美しい村という部分で感じ取っている部分がありまして、やはり自分自身も情けないなという思いもしております。そういう中で、中山間なり農地・水の事業を活用して事業できないかという話になりました。国の方に要望しましたところ、保全管理、あとは火事によるセシウムの拡散防止というようなことを理由として認めていただいたところでございます。23年度実施した際も、今、北山委員がお質しのとおり、村民からは避難させているところになぜ戻して仕事をさせているんだというようなことで、苦情なりクレーム等をいただいたのも正直なところであります。24年度に向かまして、内部で協議しましたところ、農地保全あとは放射線の拡散防止と火事防止を考えれば、やはり国の責任でやってもらつたらどうなんだろうという話がありまして、12月に国の方にお話をさせていただきました。農水省でございますが、話をさせていただきまして、ただ、正式には回答はございませんが、担当レベルではなかなか国ではそこまではちょっと難しいなというようなお話を今のところいただいております。最終的に確認はこれからとりたいと思いますが、ただ、そのような場合、国がやらないからということで放っておく部分にもいかないのではないかということを考えまして、今年も予算の方で、中山間の方にはもし国が実施していただけないのであればということで、1,500万円ほど協議会の方にお金を入れるということで計画しております。あと、農地・水の方でも、実は昨日、農地・水の方の協議会の総会をさせていただきました。その中でも、そのような状況になれば草刈りをお願いせざるを得ないかなという話をてきたところでございます。

それで、もしお願いをするに当たっては、今、北山委員がおっしゃるように、やはり健康の部分であります。きのうの協議会の中でも、やらせといで監督、監視がうまくできないんじゃないのかというご意見もいただきました。そういう意味では、やっていただくには防護服、マスク、手袋、あとはキャビンつきのトラクターという条件で昨年度やりましたけれども、そういう部分をきちんとしていただきながらやっていければと。まずは健康の部分での避難ということもありますので、その辺も考慮しながらやっていきたいと思っております。以上であります。

委員（北山文子君） 単にその答えを求めるというのは難しいんで、大変答えるのが難しいと思うんです。ぜひ健康面に、そして安全に気を配りながら、一日も早く戻れるように望みたいと思います。

次に質問を移らせていただきます。

東電の補償について伺いたいんですが、この補償の関連の予算については、予算書の中には見受けられないんですけども、先の質問の中で弁護士をふやしたり、あるいは個々に対応する、あるいは弁護士を出張して相談をしていただく、村からも派遣をして支払われるよう進めたいという質問の中の答弁にありましたけれども、なかなか村民は何が該当して、何が該当しないのか、本当に暗中模索の中で進めているという感じに見受けられま

すので、村としてわかりやすい、弁護士の方を進めながらも、もう少しわかりやすいパンフレットみたいなのを作成などはする考えでおられるかどうか、その辺お伺いしたいと思います。

産業振興課長（中川喜昭君） 補償の部分で、一般質問の方で答弁させていただいた中で、来年度に向けての充実ということで弁護士の増員を図りながら回数もふやしていくということでありまして、弁護士の費用につきましては、10ページですが、財政係の方の予算の中での処理ということで、63万円ほどとっています。これも年間を通して、東電という部分ではございませんが、村の……、大変申しわけございません。1段間違つておりました。10ページの原子力災害分ということで4万8,000円、2人の54週の1.05の544万4,000円、大変申しわけございません。この部分で弁護士等の強化を図っていきたいということでございます。あと、まだ請求していない方々もいる、あとは請求するにもどのような方法でやっていいかわからないということでは、まずは請求に当たっての部分、弁護士さんに相談をしていただくというような部分で考えております。あとは個人情報になるところですが、実際に村民の方々が請求状況はどうなっているのかなという部分も、例えばあるおばあちゃんに聞きますと「わからんねがら何もやってねんだ」というような話もあります。そういう方々がどのくらいいるのかというような状況の確認もちょっとしてみたいなど。そこで調べる中で、何か支援できるものがあればというような考え方もあります。いろいろ東電の方との連携という部分になるかと思思いますけれども、そういう中で支援をしていきたいと考えております。

あと、請求に当たってのパンフレット、23年度においても2回、3回と、こういう項目が該当しますよとか、あとはもしわからなければここに連絡してくださいね这样一个パンフを3回ほどつくって出してあります。今後、内部でそのニーズなども聞きながら検討して、オリジナルではございますけれども、そういうふうなパンフをつくって円滑な請求が進むようにしてまいりたいと思っています。以上であります。

委員（北山文子君） 何回も言いますけれども、現状はみんなばらばらに申請していまして、何回となく足を運んでいらっしゃる方も多いし、やはり村民の方がそういうようなものを何とか改善していただきたいというようなお話をいっぱいありますから、今の課長が答弁したような形で、皆さん、請求しないとお金はいただけないので、多くの方が請求できるような体制、仕組みというのを要望したいと思います。

産業振興課長（中川喜昭君） 今、お話ししたいたのような形で進めていきたいと思います。先ほど八郎委員の方から東電と連携という、連携という言葉が大変イメージ的ちょっと印象が悪い言葉だったかなと思いますが、先ほど言いましたように、だれが請求しているのか状況というのが、裏で独自に件数を把握するとかはできるかと思うんですが、もし東電の方からデータをいただければそれを使いながら、請求者の方々に連絡していければということで、連携という言葉がちょっと印象悪いという部分であれば訂正させていただきたいと思います。

あとは先ほどの紛争センターの部分でありますけれども、これは東電の方に請求してまだ通つてないという部分があれば紛争センターの方にお願いをするという形での連携を

図っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員（菅野義人君） それでは何点か確認をしながら議論させていただきたいと思ってます。

24年度一般会計45億1,860万円、「仕事をやる予算」というふうに提案理由の中で触れられました。私どもは予算特別委員会の中で、本当にこの予算が仕事をやる予算なのかどうかということを見極めなくてはいけないんですが、この非常時の予算ということで我々は判定が非常に難しいなど実は感じております。一つは、こういう事態ですから、単なる自主財源、依存財源の割合で財政を論ずるというわけにもいかず、一般質問の中で申し上げましたとおり、みずから決定する部分が非常に現在少なくなっている、そういう中で国・県の予算を活用しながら村民の命を守り、避難を継続させ、なおかつ復興に結びつけるという非常に高度な行財政の運営が求められている時期なんだなというふうに私は考えております。

まず、この財政全般について1点だけ確認したいんですが、実は昨年度の予算、これはまだ決算が終わってませんが、当初予算で41億2,000万円ほど、今議会の冒頭の補正を決めまして、66億円、率にすると、この災害時でしたから約33%と。今までの村の運営の中では経験したことのない金額を予算として使ってきました。24年度はまた昨年度と違って、ややお金の使い方については違った状況が出てくるんだろうなと思いますが、やはり相変わらず非常に多額の予算を持ちながら復興に向けて歩かなくちゃいけない。いわゆる依存財源がふえる中で、予算編成に当たっての緊急度、優先度、必要性、費用対効果、どのようにこれ判断できるのか。そのようなことで予算編成をしたと書いてありますが、依存財源が非常にふえて、ある意味では、言葉は悪いんですが、行財政の震災バブルというものも一方では懸念しなくちゃいけない。そういう中で、必要性、費用対効果、どんなふうに判断できるのか、まず予算編成の基本的な考え方についてお伺いをしておきたいと思います。

○ 総務課長（中井田 栄君） 今、ご質問ありましたように、予算編成に当たりましては、震災、原発事故によって従来の予算編成とはまず一変しているのかなと思います。今まで飯館村におきましては第5次総の計画に基づいて村づくりをしてきたわけでありますけれども、今回の避難によって避難生活に対応する予算編成になっているのかなと思っております。編成に当たりましては、提案理由にありますように、「いいたてまでいな復興計画」との整合性をまずもって基本方針、幾つかありますので、それを柱に整合性を図りながら、今ほどご質問ありましたように、各事業の緊急度、優先度、必要性、費用対効果を図りながら、それぞれ各課の事業を「までいな復興計画」との整合性を図りながら予算編成に心がけたものであります。

予算の中身でありますけれども、従来の予算の編成でありますと、普通でありますれば農林水産業費のところ、教育費のところは村づくりの5次総の計画に基づいて計画を立てていくところでありますけれども、今回の場合につきましては、全体の概要でもご説明しましたように、避難によりまして衛生費、民生費、労働費がふえて、反対に従来力を入れてきました農林水産業費、教育費のところが、やはり避難によって予算編成の段階で各課予算編成において費用対効果も含めて議論したわけでありますけれども、その辺が減っているというふうな状況でございます。

委員（菅野義人君）　出されました予算説明資料の中で、具体的な項目について今のお話が生かされているかどうか議論してみたいなと思っています。

まず、3ページ、行政区に関する経費という項目がございます。先ほど予算委員会が始まります前に若干訂正があったんですが、行政区長の報酬を今までの平等割あるいは戸数割の費用から3割減少すると。そして、実費弁償として交通費、実費弁償分1人当たり約6万円、それと交通費をつけたと。それから、副行政区長に対しても会議出席報酬というものをつけて、交通費をつけたと。それから、班長、庶務会計に村の方から報酬をつけて、会議等に出てくるようにお願いしたいと。そのようなことでございました。単純に見ますと、今までこの災害のときに非常に活躍いただいた区長さんの報酬を減じて、そのほかの役員の方々の実費報酬分をついたと。このねらい、いわゆる避難生活が続く、あるいは復興に向けるというときに、行政区の予算編成を変更した、そのねらいについて説明の中では、区長さんは配布物を配る必要がなくなった分、減らしましたというお話をしました。それから、班長さん、庶務会計さんについては、会議があったときに出発いただくように報酬と交通費をつけたと。これはどのような会議を設定してこういう体制にしたのか、あるいは行政区とのすり合わせはきちんとできているのか、その辺についてお伺いします。

総務課長（中井田 栄君）　3ページの行政区に関する経費の内容でありますけれども、まずもって行政区長の報酬でありますけれども、7割確保をさせていただいたものでありますけれども、これは説明のときにもしておりますけれども、避難によって散り散りばらばらになっているわけでありますけれども、そうはいっても20行政区の従来の行政区の組織というのは、今後本格的な除染も考えられるということからも、残していくかなくてはいけないだろうというふうに村としては考えているところであります。

そういう中で、7割にしましたのは、従来ありましたならば、ご承知のとおりお知らせ版、広報等それぞれ毎月2回お配りをさせていただいたわけでありますけれども、そのほかのいろいろな配布物もお願いしていたわけでありますけれども、そういった仕事がある程度軽減されるというところも含めて7割にさせていただいたと。あと、ここは班長でありますけれども、先ほど申しましたように、全体の避難の中で区費も取れない、そういう中でなかなか役員会それぞれの臨時集会も行われない中で、これから除染なんかも本格的な除染を迎えるに当たって、ある程度区長さん、副区長さん、庶務会計、班長さんというふうな組織体系を村としては残していただいて、今後そういうふうな本格的な除染に向けて話し合いができるような体制を維持していただくと。

それの行政区とのすり合わせはやっているのかということでありますけれども、何回か行政区の区長会を議会の後に開かせていただきまして、そのたびに議会の方にご説明しました行政区長、副区長、庶務会計、班長さんの組織だけを残していただきたい旨と、あとその7割とさせていただく旨と、あと班長さんもこういう避難の中でそれぞれ区費が取れないという中で、村としてはその組織を残していただくということで班長さんの実費弁償分を村として負担させていただくというような旨を行政区長会、さらには新しいコミュニティの理事会組織の連絡協議会の中でもご説明をさせていただいたところであります。

委員（菅野義人君）　まず、区長さんの報酬について、配布物を配る必要がないからというお

話、やはり同じだったなと思います。区長の役割の中で、もちろん配布物を配るというのは非常に大きな役割だと思います。それはそれで報酬の中のかなりの分を占めるんだろうなと。ただし、災害時の区長さんの対応を見ますと、私は単に配布物をするという以上にいろいろ地域との情報伝達、取りまとめ、支援物資の配布、かなり本来の区長さんの役割を超えた動きを今までお願いしてきたんだろうと。今後、復興に向けて行くとき、今度は逆にいわゆる新しいコミュニケーションとは違って、従来の行政組織の中で果たしていただかなくちゃいけない役割があると。これは除染の同意の取りまとめ、場合によっては説得、そのようなことも含めると、私は単に配布物が減少したからその分減じるべきだという費用対効果の考え方、やはりちょっとこの時期には合わない考え方だと。むしろその分は行政区の中でしっかりととにかく取りまとめをお願いしますという中で交通費なり実費弁償分を補てんしながら活動をお願いする、これが飯舘村の復興に向けてのベースの考え方でないか、まず1点思うわけでございます。

○ それから、班長さん等の報酬について、報酬というか、交通費等については班を維持するためにと、そう理解したんですが、班長さんというのは村の関係とは違いまして、行政区の中では行政区特有の組織でございます。そこに経費を固定していくというのは、行政区の判断がそこにあってもいいのではないのかなと、いわゆる裁量権があってもいいんじゃないのかなと、どのような使い方をしてもいいし、行政区の組織を維持するために使ってもいいですよという形で交付されるのが私は本来の組織の力を出すことになるのではないかなど。このようにすべからく回数、金額を設定しますよね。私は自治の力をそぐことになってしまふのではないか、村が国の方に裁量権を与えろと言っていますが、それと同じ現象になってしまふのではないかと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○ 総務課長（中井田 栄君） 実はきのう、農地・水の会議がありまして、区長さん全員お集まりいただきましたので、その席でちょっと時間をとっていただいて、今後3月末に行われる総会に、それぞれ企画課長、係長が責任を持ってそこへ出て、村の動き等を説明するようにお願いしたところであります。その席上で、今ほど菅野委員からご指摘がありましたように、最後の方の判断、裁量権ということありますけれども、ご質問も出ました。確かにこのような形で班長さんまでの交付金を交付するように計算をしてお示しをしているわけでありますけれども、裁量権はあるのかというご質問もありました。これは村としてはございますということで、とにかく一応こういう形で計算をさせていただいたおりますけれども、あとは行政区の中で、行政区の今までの歴史がございますので、それぞれの行政区の中で、こういうふうな計算をしておりますけれども、申請することは何ら村としては構いませんという答弁をさせていただいたところであります。

あと、1点目の避難によってさらにお願いを削るのではなくて、お願いをしていくべきでないかということありますけれども、まさにそのとおりだと思っております。そういう意味で、片方で均等割、平等割のところは7割とさせていただいたところでありますけれども、実費弁償というようなことで、通信費、それぞれ1カ月5,000円ずつ12カ月分、20行政区の方に、さらに実費弁償としてはこちらで出させていただくような形で、全体的には計算すると8割方の昨年と比べて報酬を支払うような形で予算を計上しております

ので、ご理解いただきたいと思います。

委員（菅野義人君） 次の質問に移ります。

説明資料7ページでの5款1項2目の緊急雇用創出事業費、大方がこの項目では触れられてない見守り隊の方に行くんですが、ここで一般臨時職員の雇用分、23人分を計上されております。この予算の使い方の趣旨ということで、なるべく村の自主的なお金を使わないで、有効に活用して緊急雇用創出事業で一般の雇用賃金を支払っていくんだというようなお話をございました。私はこの考え方は非常にいいんだろうなと思っていますが、今、臨時雇用も含めていろいろ外部の協力も含めて多くの方が村の事務に携わっております。一般の村民の方々からすると、初めて見る顔も多い、だれが何をやっているかよくわからないという苦情も一方では寄せられております。職員の事務分掌、個人情報保護法のときに恐らく発行をやめにして、以前は区長さんとか我々のところにもだれがどういう仕事をやっているのかというのを明快にしていたんですが、今そういうものがつくれないということで、具体的な仕事の内容については我々もわからないんですが、これを何かの形で村民に向けてこういう仕事を村はやってますよというふうな分担、それからこの係ではこういうことについてやってますよというお知らせをしていく工夫が必要ではないかなというふうに実は感じております。情報保護法との関連があつて名簿は恐らく発行されないんでしょうが、その法律とのぎりぎりのところの中で私は皆さんにお知らせする必要があるだろうと。ましてや皆さんばらばらに避難しておりますので、そういう点でどこに相談していいのかわからないというのが結構ありますので、その辺の取り組みについての見通しはどうですか。

総務課長（中井田 栄君） 避難によって新たな事業も仕事もふえておりますので、今、ご指摘があったように、何らかの形で、今回機構改革の方も条例の中に上げさせていただいておりますので、どこでどういう仕事をやっているかというようなところは何らかの形で村民にわかるような形でお示しをしていくように検討していくかと思っています。

委員（菅野義人君） 説明資料10ページの先ほど北山委員の方からも出ました原子力災害分の弁護士謝礼について、再度確認をいたします。544万円の予算計上でございます。

一般質問でもちょっとやらせていただきました。補償等についての村の支援ということで、答弁の中にも弁護士さんをお願いして相談窓口をつくりたいということでございました。2人で52週分の予算計上ですから、どのような形で相談窓口を設定されて、利用していただけるような形にするのか、その辺のことについて具体的なものをお伺いしたいと思います。

総務課長（中井田 栄君） 原子力災害につきましては、大分こういう形で進んでまいりますと、いろんな形で村の方にも相談が来ておりますので、弁護士相談、今回544万4,000円を計上させていただきましたけれども、できれば村の方に弁護士に来ていただいて、そして曜日、時間を決めて、それをお知らせして、そして相談を受けるというふうな形を今のところ考えておりますけれども、今後検討していきたいと思います。

委員（菅野義人君） 私、一般質問でも少し議論させてもらいました。今、飯館村民の多くの方、大体3分の1ほどが2回目になってもまだ賠償請求していないんじゃないかという予想

される数字があったんですが、その方々はもしかすると弁護士の力を求めているのではないんだろうなと、これはわかりません、個人の部分に関するものですからあれなんですが。もっと基本的なもので支援を求めていらっしゃるのかなというふうに実は考えられると。先ほど産業課長の方からいろいろ調査も入りたいという話でございました。書き方そのものをどういうふうに書いていいかわからない、どのような手はずで申請を出していいかわからないという方がまだ非常に多いんだろうなと。ここで設定される弁護士さんが登場いただくのは、請求はしたけれどもそれが認められないものについてどういうふうに弁護士を通じて請求していくのかという段階で、ここで弁護士さんの力が求められると。いささか段階的な取り組みを私はしないと、なかなか村民の不満というんでしょうか、要望にはこたえられないんじゃないかなと思ってますが、いかがでしょうか。

○ 産業振興課長（中川喜昭君） 今年、23年、今まで村民の方々が賠償請求ということで、1回2回なされた方もおりますし、まだ全然手をつけてない方もいらっしゃるということで、その状況についてまず調べてみたいというのが今現在の本音であります。今年度も弁護士の相談会を顧問弁護士にお願いしながらやってきました。週1回という形だったんですが、そこに来られる相談はやはり書き方、何が対象になるんだろう、どんなふうにこの書類は、1回目の書類は膨大な部分でしたので、そういう部分での相談がいっぱいあります。本当に4件とか5件で1日が終わってしまうという話がございました。村でも予算をとる中でやってきたところであります。あと社協の方とも連携しながらお願いしてきたところであります。それらを踏まえまして、やはり多分にして請求をどんなふうにしたらいいんだという部分を村の窓口、弁護士さんを通じて今度強化しますよというふうになれば、ちょっと1回目でもふえてくるのかなと、わからない方もふえてくるのかなという思いはしております。あとはやはりどういうものが該当するかどうかという部分でも、1回目やった、東電の方からはだめだと言われた、ではどんなふうな請求すればいいんだろうというような相談なんかも出てくるのかなと思います。ですから、いろんなパターンが考えられるかなという思いもあるところであります。あとは実態調査という部分では、これはいつまでも請求しないというわけにもいきませんし、ある意味2回3回やることで精神的苦痛のお金も入ってくるという部分もあります。生活的にも手当も出てきますので、そういう意味では、流すという言葉がまたいいのかどうかという部分ありますけれども、基本的な請求をきちんとして賠償をもらうという姿勢ができる形にしていければという考えをしております。あと、答弁の中でも、時によっては職員も家庭訪問等の相談でというような1項目も書かせていただきましたので、忙しい業務の中ではありますが、それらも踏まえて今後検討させていただきたいと思います。

（） 委員（菅野義人君） 全く同感であります。ただ、予算計上上、細かい数字にこだわるわけではないんですが、4万8,000円掛ける2人掛ける54週に消費税、この設定は1週間に1回程度、2人の弁護士さんを頼んで窓口に置きますよ、必要な人は相談しに来てくださいよという予算の考え方の方に私はとってしまったもんですから、今言ったように、いろんなパターンが考えられるというときにそういう柔軟な対応の仕方をやはり設定すべきだろうと私は思うんですが、いかがでしょうか。

産業振興課長（中川喜昭君） 予算編成時点で具体的な計画、今、言葉ではいろいろお話ししますが、具体的な計画はこれからという形になりますので、今、ご説明した内容で、この金額の中によりよい成果が上げられるような形で進めていきたいと。場合によっては期間を絞ってやるとか、年間通してでなくて期間を絞ってやるとか、あと人数をまた2人じゃなくて3人とか4人にふやすかと、そういう手法もできるかと思いますので、今後検討させていただきたいと思います。以上であります。

村長（菅野典雄君） 今、お話を聞いてまして、いわゆる私ら予算つくるときにはそれぞれ財政の査定、村長の査定、そしてまたこれ議会との話し合いということになりますと、必ずその根拠はどうなんだという話がどうしてもならざるを得ない。そうしますと、その数字合わせというところでは、こうでこうでこういうふうに考えていると、本来はその辺でもっともっと密にできればいいんですが、なかなかそうもできない形でこういう形になってしまっているという気がいたします。したがって、もっともっとこの数字がこういう根拠だったというのとは関係なくというか、それよりももっともっと別のいろんなやり方というのには幾らでもこれやっていく間には考えが出てくるのではないかという気がします。そういう意味で我々もその辺をもっと真剣に、いい効果のあるものを考えなければなりませんし、議会の皆様方もその点ご理解をいただけるということであれば、職員たちも安心していろいろこの方がいいではないか、こういう数字的には、算数的にはといいますか、予算的にはつくったけれども、この方がいいなど、こういうこともありますので、その辺お互いにいい方に向かってこちらもやっていく、あるいは議会の皆さん方もご質問いただいて、このようにとらせていただければありがたいと思っております。以上です。

委員（菅野義人君） 非常に柔軟に対応しなくちゃいけない部分については、事前にきちんと説明をいただければ私は対応可能なんだろうと。ただ、予算ですから、どの費目にあるのかによって、お金のことですから、後の監査委員さんとの整合性も出てくるんだろうし、決算審査のときも我々は予算書にそって、あるいは決算書に沿って審査するということになりますので、その辺はお互いのきちんとした了解のもとで柔軟に使っていくということが確認されれば私はいいんだろうし、少なくともそういうのをあらかじめ今いろいろなことを相談できる状況にありますので、お互いルールを確認しながらいくということだと思いますので、よろしくお願ひしたいなと思います。

ちょっと質問を先に急がせてもらいます。

12ページの12番委託料の村ホームページの運営管理業務でございます。このようなことになりますと、結構ホームページを見る方が非常に多くなっております。村もそれに対応すべく運営管理業務ということで委託をしていくということで、積極的にいろいろな対応に向けていきたいということだと思うんですが、依然として非常に更新のスピードが遅いなという感じがするんですが、たしかゆうべ点検したところ、3月12日ほど更新した2月末のニュースが載ってくるという、その段階なんですね。これは後のタブレットのことでもいろいろ議論あるんですが、そのスピードを上げるということはできないのかということと、あとは前から見ますとかなり改善されました、過ぎたことの報告だけではなくて、現在進行形の情報をいかに載せられるか、これが今インターネットの非常

に重要な部分なんだろうなと思いますので、更新を早くするということと、なるべく新鮮なニュースを載せていくという、その辺もう少し精度を上げることができないのか、この予算との関連の中でお伺いをします。

村長（菅野典雄君） その件ずっとご指摘いただいてきたところであります。なかなか平時でもできなかつたわけであります、ましてこの避難生活で飯野で業務をとつて、しかも今までとは全く違つた中で業務をしています。ということになりますと、残念ながら職員は今手いっぱいという状況でございます。しかし、こういう時だからこそ、また住民の方に知らせるということは今まで以上に大切だと。そこをどういうふうに対応していくかということになりますと、民間の民間らしさというものを借りていくということの方がいいのではないかという話をしたところ、検討したところであります。したがつて、かなりの予算を上げさせていただいてますが、今お話をいただきましたように、広報にしろ、いわゆるこういうことがあったというだけの話ではなくて、こういう課題を今村が抱えています、皆さん方も考えていただきたり、意見をいただきたいとか、そういう形にしていかないと、こういう時にはなお大変だらうなという気がします。そうしますと、何度も言いますように、ぎりぎりで職員はやっていますので、こういう形で民間の力を借りさせていただく、さらにさらに民間の民間らしいところを大いに生かさせていただくということかなと、そんなふうに思っています。どれだけいただきましたホームページが改善されるか、あるいは広報が改善されるか、やってみた上でまたいろいろなご指摘をいただければ、どんどんと改善はしていきたいと、そんな思いでの今回の予算でありますので、ご理解いただければと思います。

④休憩の宣告

委員長（佐野幸正君） ここで暫時休憩いたします。

再開は10時55分といたします。

（午前10時41分）

⑤再開の宣告

委員長（佐野幸正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時55分）

委員（菅野義人君） 説明資料の13ページに移らせてもらいます。

2款1項6目の企画費全般に要する経費としまして、講師謝金、一般報償として300万円、村づくりアドバイザー、まいで大使特產品、助言者指導ということで220万円、合計520万円計上されております。まず一つは、この講師謝金、復興に係る各種報償ということでの300万円の経費ですが、講師謝金でありますので、どのような内容での講師を予定されているのかについて伺います。

総務課長（中井田 栄君） ここの報償につきましては、復興計画に基づきまして今後推進委員会、復興計画におきまして立ち上りましたけれども、それの一般報償と、あとアドバイザーですね。とにかく今回、原子力災害ということもあって、これからいろんな専門的なご指導を受けなくてはならないということがありますので、その辺の専門的なアドバイザーの部分を含めて全体で300万円、今回計上させていただいたところであります。

委員（菅野義人君） ほかの例えは除染会議とかリスクコミュニケーションにはそれぞれ予算が計上されているようなんですが、特に復興に係る各種報償ということありますので、特段こういうことでのアドバイスをもらうがために考えているんだという、もしプランがございましたら、お話ししていただければと思うんですが。

総務課長（中井田 栄君） 前にお示ししておりますスマートビレッジの中では、復興住宅、あと再生可能エネルギー等々これから新たに取り組んでいかなきやいけない事業計画もございますので、その辺の専門的な知識を持ったアドバイザーをこれからお願ひしなきやいけないということも含めて、全体で多額の計上をさせていただいております。

委員（菅野義人君） 今、スマートビレッジについていろいろアドバイスをいただきながらというお話でございました。一般質問でもこのスマートビレッジについて若干時間がなくて議論を深められなかつたんですが、村のホームページ、先ほど言ったホームページに2月27日開催の第1回いいだてまでいな復興計画推進会議の様子ということがニュースとして載ってありますので、ちょっと書かれていることを確認したかったんですが、1回目の復興計画推進会議の中で、スマートビレッジについて諮詢をしました。村民の中からは今不安を払拭するために正確な情報伝達には何が必要なのか、どういった支援がハード・ソフト両面において必要なのか、スマートビレッジを中心に何をつくるかを決める前のプロセスとして、帰るための手順や帰れない人への支援をきちんと示すことが大切だという認識で進められた、このことを確認したと。この記事が正確に書かれているとするならば、スマートビレッジを考える前にもっと考えなくてはいけないことがあるのではないかというふうにとられる記事だと私はどうしてもとってしまうんですが、この復興計画に係るすべての動きがスマートビレッジの方に向いていくということについては、村民のニーズと照らし合わせて若干乖離してしまうんじゃないかと。それはそれで検討材料としては非常に重要なだけれども、飯舘村復興のためにはもっと幅広い見地のもとでいろいろ力を合わせたり、あるいはプランをつくったりしなくてはいけないのではないかと私は思えるんですが、その辺についてはいかがですか。

村長（菅野典雄君） 今お話が出ましたけれども、復興についていろいろな角度から専門家であつたり、あるいは専門でなくてもいろんな知識をご指導いただいて進めていくということがとても大切だろうと。今のところ何がどうという話にはなりませんが、基本的には飯舘村がこれからもう一度、どのような形になるかわかりませんけれども、やり直していくためには当然雇用も必要でしょうし、農業の振興をどういうふうにしていくかというのをかなりの人たちが今心配なり疑問に思っているところであります。そういういろいろのを考えていくということになりますと、何ていうんですか、何か一つやはり芯がないとなかなかできないんだろうと思います。断片的に新エネルギーを入れますよ、あるいは何々を入れますよ、何々を入れますよ、そういう形で復興交付金なり予算をとっていくというのはなかなか難しいことではないのかなという気がします。あるいは、どうもつながりができるないということになるのではないかという気がします。ですから、新しい村の中の一つの大きな動きとして、今帰れない人たちを何とか1人でも多くの人たちに戻ってもらおう、そしてまたその次に人口の少なくなった形をどういうふうにしていきながら、戻つ

た人たちの仕事場なりあるいは暮らし方をどういうふうにしていくかということの中を考えていかなければならぬんではないか。そういう意味で、多くの人たちの助言をいただかないと、あるいは多くの民間の人たちの力をいただくことも私は大切なことだらうなと思っています。そうしますと、断片的なところでご指導くださいよ、あるいは手をかしてくださいよというのも私は大切だと思うんですが、とりあえず、よしそれならば飯館村の事業なり復興のプランにお手伝いしましよう、あるいは手をかしましよう、いろいろなものをというものをやはり幾らかなりともつくっていかないとなかなか大変ではないか、このように思っています。今このところ新までの地域みたいなものができないのかどうかという話をしているところあります。ですから、復興のシンボルがそこだというつもりは全くありません。ただ、村全体の復興を考えていくときに、小さなものの積み重ねだけでいいのか、それも大切ですけれども、そうでないところもして、飯館村、よしそういう未来を考えているんだつたらば手をかそう、あるいは知恵をかそう、お金を出そうという、そこをやはりやっていく必要があるなと思っていての話でございますので、ただ、まだ我々も頭の中にくるくる回っている状況であります。ですから、いろんな人の意見あるいは皆さん方からも意見などをいただきながら、できれば5月あたりまでに詰めていければいいなと今のところ思っているところです。それで、5月で計画が終わったからそこで終わりという話ではありません。そこから先がやはりいろいろな人たちのご協力をいただいて、一つ一つ、ただスマートビレッジと今言いましたけれども、それだけの話ではないアイデアなりあるいは事業なりを入れていければいいなど、このように思っているところであります。

委員（菅野義人君） 一般質問の中でもいろいろ議論させていただきました。そのときの答弁の中には、飯館版スマートビレッジを復興のシンボルとしたいという答弁の一言がありまして、正直なところ非常に懸念を抱いたわけでございます。いわゆるシンボル、日本語で言いますと象徴ですが、私、下手をするとシンボルに復興事業をかけていくというおそれがあるのでないか。実は、飯館版の復興計画、やはりかなり多くの村民がかかわっていただくあるいは力をかりる、見方を変えれば非常に地に足をつけないとこの状況は私は打破できないと考えております。そういう中で、やはり帰村の意識を高め、多くの村民が時間差はあってもいつかは村に帰りたいという村を目指していく、それがシンボルだけでは私は求心力があるとは思えないんです。もちろんシンボル的なものは必要だと思います。しかし、その政策をきちんと裏づけられる、多くの人たちがそこにかかわっていける政策の背景がないと私は魅力のある復興計画にはなれないだろうと実は思います。外部に対してはこのシンボルは非常に大きな作用をします。もしかしますとさらなる支援、さらなる人的な支援もいただける可能性もあるかもしれない。しかし、やはり主人公は村民だと。こここの部分での私の最初の方向づけの仕方が、この復興計画がより村民にとって身近なものになれるかなれないか、非常に大事な局面でないかということを実はより大きな心配をしております。ですから、今ご答弁いただいたように、シンボルがそこだということではないということをまずきちんと確認いただいて、より復興計画の中には複合的な考え方あるいは重層的な考え方を入れていくと。決してこのスマートビレッジがひとり歩きをする

ことのないようにいろんな政策の中でそれを実現していくという形の姿勢をとっていただきたい、そのように思うんですが、これは確認ですが、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） 複合的な重層的なという話であります。そこら辺をどういうふうに組み立てていくか、今まで普通ですと一般的な村づくりと、こういうことでいろいろな角度から事業を組み立てたわけありますけれども、残念ながら土壤が汚染され、そして村民が村を一度離れてしまった中でどういうふうに村づくりをしていくかということになりますと、複合的なというところがどういうふうに組み立てられるか。多分そこはやはり我々も考えるのが本来でありますけれども、いろいろな知恵をかりなければならぬのではないかという気がしています。例えば、戻っても職場がないではないか、あるいは農業できないんではないか、それをどういうふうに考えていいのか、あるいは除染をするというのは大変な話で、それをただ時間だけかけばいいのかというとそうでもない。そこに何かまた新しい経営や事業がないのかなどなど、それをどういうふうにしていくかということになりますと、皆さんから知恵をいただく必要があるんだろうと。そのために村の復興計画の中にその名前を入れさせていただいたと。あくまでも言葉がどうもひとり歩きしてゐるなという感じがします。もっと別な、何というんですか、新しい飯館村のまでいライフを組み立てていくということで、もっと幅広い視点でご意見をいただくという形に、いただく方にもあるいは委員会の趣旨としても持っていくことが必要なんだろうなと、このように思つてゐるところであります。いずれにしても、本当に模索しながら、歩きながら考えるという状況ということで、本当に皆さん方にはご心配であり、痛しかゆしという、どうなんだというのもあるのかなという気がしますが、精いっぱい村の復興を考えた上でということありますので、ご理解いただければと思います。

委員（菅野義人君） 恐らくこれからまだまだこの方向については議論できる機会があるんだろうなと思いますが、あえて言葉にこだわりますが、スマートビレッジという言葉自体がなかなか村民にとっては理解できない。これは恐らくスマートグリッドから来ている言葉なんだろうと思いますが、そのこと自体を一つ取り上げても、多くの村民にこれで頑張っぺと、これで何とか村を復興できるように頑張っぺということの素材そのものが私も尺度が違う、これが私にとっては非常に残念だと。これは何といつても、いろんなことがあったとしても、何とか村を復興させたいという村民の思いはあるわけですから、そこにこういう計画が切り込んでくる、あるいは気持ちの琴線に触れるというんですか、そういう計画に私はこの言葉自体もしていかないと、皆さんの協力は求められないんでないかというのが実は心配。ですから、そういうことも含めて、やはりもう少し地に足をつけられるような視点というのが必要でないかと私は思うんですが、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） ネーミング、言葉が大切だというのは私も痛いほどわかっております。スマートビレッジの方が走ってしまった。つまり、こういう原発事故、いわゆるエネルギーに対してどういうふうにするかということで、いろいろあちこちこういう言葉がはやつていましたので、そこに飛びついたということなんだろうと。飛びついたということでありますけれども、基本的には今言ったように村民の琴線に触れるところが必要なんだろうと思います。まだまだ仮称の段階であります。下に小さくそくなつてますが、一番最初は

そういう話だったんですが、今は「新までいな村構想」ということで、言葉はこれでいいとも思ってませんけれども、全体としても一度、今までやってきた村をコンパクトにしながらやっていこうと、こういうような思いでの構想ということありますので、ちょっとそんなふうに名称もこれからしっかりと議論をしながらやっていきたいと思います。

委員（松下義喜君） それでは何点かお聞きしたいと思います。

後ろの方からやりたいと思います。

55ページの村民イベントに関する経費で上がっておりますが、までいな事業補助金として福島または川俣祭りというような形で上がっておりますが、あえてどのようなイベントを、またこれを区長会に上げてやるのか、どういうものを考えているのかお聞かせ願いたいと思います。

○ 村長（菅野典雄君） 飯舘村、以前は村づくり推進協議会ということで、年間、夏祭り、秋祭りも含めて4回ほどやっていたなと思っております。それなりにみんなで集まって、さあやろうという雰囲気を醸し出した成果はあったのではないかと思っています。今現実にこういうふうに離れてしましますと、それぞれ住居もばらばらという形になりますと、非常に皆さん方がやはり不安に思っていらっしゃる、当たり前でありますけれども。そこをどういうふうにするかということで、実は去年の流れとしては、松川の第一仮設で秋あたりでしたか、かなりの1,000人近くの村外の方も含めてお集まりをいただいて、大変久しぶりの再会をという話がありました。それから、いつも20年以上やっています村の重大ニュースを発表しながらの新年の新春村民の集いを今回は飯坂の会場のところで、これも1,000人以上の皆さん方が集まって再会を喜んでいただきました。どちらも私はやはりやってよかったですなど、こんなふうに思っています。なかなかそう大きなこともできませんし、内容もこういうときですからそんなにいろいろはできないわけでありますけれども、やはり年2回ぐらいはまずどなたでも大勢の人にお集まりいただくような、そういう顔を合わせる機会、心を通わせる機会をつくっていくことがこの大変な避難生活を乗り切る一つの事業ではないかと。このようことで、内容的には2月にやりました、ああいうのは一つ必要だろうなど。あと、秋あたりのところは、あるいは夏あたりのところはそれこれから、まだ何も試案としては決まってませんが、そのときそのときでいいのかなと、こんなふうに思って、これからいろいろ皆さん方からもこんなことというのをいただきながらやっていければと、このように思っているところであります。

○ 委員（松下義喜君） 飯坂でやったのは義援金を配るという形があったからある程度人も集められたのかなと思うんですが、また松川でやったのは紗事業等にも投げたものがあったから1,000人くらいの人が集まつたんじゃないのかなと予想されますが、また新たな年になってやる中で、本当に村民の人たちがみんなこぞって会えるようなやり方というものをどのように再度考えていらっしゃるんだかちょっとお聞きしたいと思います。

○ 村長（菅野典雄君） 基本はもっとやはり地についた自治会の動きであったり、あるいはまた今皆さんから要望ある借り上げ住宅の自治区あるいはサロンをつくってくれと、こういうところが一番のベースだらうなと思っています。ですから、これがすべてということではなくて、ただ、やはりどなたでも自由に参加できるというものが必要なんだろうと思って

います。そのときに、今お話がありましたように、一方では義援金を配るというそれがあったから、あるいはこういうところがあったからでありますけれども、あつたから集まつたんだろうということも決して間違いではないだろう、そういう考えは全く間違いではないだろうと思いますが、あとはやはりどれだけ我々が皆さん方あるいは大変な思いをしている人たちの心に沿った事業なり何なりを組み立てられるか、あるいはそのためにもうちょっと皆さん方に集まつていただくような努力をするか、そういうところにかかっているだろうし、そういうお互いの努力であったり、じゃ参加してみようかという気持ちを萎えさせないでいくというところなのかなと、そのように思っていますので、ぜひこの二つの事業、大変でありますけれども、頑張ってやりたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

委員（松下義喜君） それでは質問を変えたいと思います。

教育関係なんですけれども、今、福島の子供たちなどは週末には県外とか線量の低い地域に避難されているそうです。この事業等を見ますと、イギリス体験事業とか小学6年生を対象にしたものとか、中学生を対象にしたイタリアで研修を行う未来への翼事業等はのさっているなんですが、いろいろ線量が低いと言われればそれまでなんですけれども、いろいろ子供たちが住む条件が違っております。その中で、川俣地区、また飯野地区は線量が低いと言われればそれまでなんですけれども、ある程度のスクールバスも増大してやる中で、飯野また川俣から出て、月に何年生、何年生と分けながら、一応6年生ばかりの県外での研修等がふんだんに組まれておりますけれども、低学年、中学年もある程度の線量の川俣町よりも低い、飯野よりも低いような地域にして、そういうもので月に何回とか勉強させるとか、いろいろな研修をさせるということも必要ではないかというような父兄の方もおります。そういう中でPTAの方からもそういうような希望等も上がってなかつたのかどうか、そういうものも考えていらっしゃるのかどうか、その点お聞きしたいと思います。

教育長（廣瀬要人君） 子供たちの生涯積算被曝を少なくするというのは、これは我々大人の責任でありますので、これは本気になって考えていかなくちゃいけないと思っております。今、イギリス体験事業あるいはイタリアの件が出てきておりますけれども、イギリス体験事業は別なねらいで設定しております。これは天栄村の施設を使った英語の関心を高めるあるいは国際力を身につけるということをねらいにしておりますので、これはまた別なねらいでありますけれども、いずれにしても子供たちを積極的に村外に出して見聞を広げると同時に、線量の低いところで伸び伸びと学習あるいは活動できる、そういう企画を積極的にしていきたいなと思っております。この予算書には、あるいは説明書には一部分しか載っておりませんけれども、かなり幼稚園から中学校までかなり幅広く企画をしておりますので、機会があれば公表していきたいと思っておりますけれども、年間を通して今言ったような被曝、線量の低いところで伸び伸びと活動できる企画をしていきたいと考えております。以上でございます。

委員（松下義喜君） ぜひそういうものをしていただいて、子供たちを守るという観点からひとつやっていただきたいものだなと思います。

それでは質問を変えて、35ページの緊急雇用創出事業でございますが、放射性物質計測業務に予算を結構とられていますけれども、緊急雇用事業だから仕方がないのかなと思うんですが、この計測業務の中で実際的に証明書を出されるような計測業務ができるんだろうかお尋ねしたいと思います。

産業振興課長(中川喜昭君) 食品の放射測定に係る部分の証明書ということでございますが、現在、村の方に導入しております機械がいわゆる簡易式という形で、だれでも簡単にその操作を覚えればできるというものであります。それで、証明書の件であります、証明書になりますと国の段階では公的機関でなければその証明書の有効性はないということがありまして、県内でも県北、あと相双で多分にして10何カ所かあるかと思うんですが、そういうところでないと証明書が出せないと。機械の関係で、村としても指定される公的機関でもありませんし、機械自体も簡易式ということでありまして、今の段階では証明書は出せないという状況でございます。

委員(松下義喜君) だから予算が高いというわけではないんすけれども。

質問を変えます。

13ページの放射線リスクコミュニケーション事業なんですけれども、講師謝礼等結構上がっております中で、どういう先生方を頼んで講習をするのか、また偏った先生方であるのかどうか、その中身的なものをお聞きしたいと思います。

総務課長(中井田栄君) リスクコミュニケーションの13ページの予算の中身でありますけれども、まず上からリスクコミュニケーションの委員会ですね、近く推進委員会を立ち上げていきたい。その専門的な知識が必要でありますので、その専門アドバイザーをお願いしたいというようなことで、84万円ほどとさせていただいたと。あとこれからリスクコミュニケーションを進める中で、でっかいまとまりではなくて、講演会ではなくて、小さな集まりの中でリスクコミュニケーションを何回も村民にわかりやすく理解をしてもらう、あとは村民と向き合っていくという中で、小さなコミュニティーのリスクコミュニケーションを進めていくというようなことで、以下リスクコミュニケーション委員会の村民の部分、あと村民傾聴の交通費、あとコミュニケーションの講師謝礼、アドバイザー、あと県内医師等講演会というような形で各種この予算を計上させていただいたところであります。さらに、いろんな形でリスクコミュニケーションの小さな集まりをやりながら勉強したものをさらに広く村民にお知らせをしていくために、下にありますけれども、壁新聞ですね、これなんかもわかりやすく、その中で勉強したものをおわかりやすく整理をして、そしてどういうふうな形になるかこれからでありますけれども、その新聞等でまとめた中で月1回程度発行しながら、年12回ですね、発行するような形で村民にわかりやすく放射線の内容を理解してもらう、そういうふうな取り組みをやっていきたいと考えております。

委員(松下義喜君) そうすれば、リスクコミュニケーションをするのには村民等はどのくらいを集めて、どうしてやるんだというようなものの素案はできているんでしょうか。

総務課長(中井田栄君) 先日、2月27日に復興計画の方の推進委員会を立ち上げさせていただいておりますけれども、大体構成はそれと同じような形で、アドバイザー4人、あと

議員の皆さんから2人、あと委員として村民からは5人、村職員から2人という形で合計13人、復興計画の方ではお世話になっているわけでありますけれども、リスクコミュニケーションも、あと除染の方も後からできるかと思いますけれども、それの方も同じような構成、人員ですね、進めていければと考えておるところでありますけれども、今後いろんな形でもう少しやした方がいいんではないかとかそんな議論も踏まえて、その内容については議論を進めながら進めていければと思います。

委員（松下義喜君） 講師はどのくらいの講師を、予算、何人くらい。

総務課長（中井田 栄君） ここにありますように、金額的にお話しさせていただきますと、リスクコミュニケーションのアドバイザー、講師、これは専門的なアドバイザーとして講師謝礼として7万円の3回で4人分をとらせていただいている。あと下のリスクコミュニケーションの大きな、小さなというようなことも出てくるかと思いますけれども、予算的にはここに上げてあるのは1回15万円で5人分の75万円、あとリスクコミュニケーターの育成の講師謝礼というようなことで、いろんな形で勉強していくわけでありますけれども、それを習って、さらに村民に広めていくリスクコミュニケーターという形で育成をしていくというようなことで15万円の2人の2クール分ですか、2回そういうふうな形で講師先生にお世話になってやっていきたいというようなことで120万円、予算的にはとりあえずは当初予算で計上させていただいております。

委員（北原 経君） それでは何点かお聞きします。

まずは13ページの企画費の全般による経費で、先ほど義人委員からもありましたけれども、村づくりアドバイザー、までいな大使特産品の220万円、下の旅費96万円、需用費の20万円、これについて今の復興計画というものと、あと今の特産品、今まで行ってきた事業とはどのような違いがあつて今回ここに予算という形で出てきたか。

総務課長（中井田 栄君） 13ページの上から4段目の村づくりアドバイザー、までい大使の件でありますけれども、これは「特産品」となっていますけれども、「特産品」は申しわけありません、削除してください。

従来、例年、佐川さんとか、までい大使お願いをして村づくりのご指導をいただいているわけでありますけれども、例年に引き続き助言者指導といたしまして24年度も引き続き220万円の助言者指導を計上させていただいたところであります。あと、下の旅費の96万円でありますけれども、これはいろんな形で「日本で最も美しい村」連合に加盟しておりますので、最低限おつき合いは、いろんな形でご支援をいただいておりますので、これからもいろんな形でおつき合いをしていかなくてはいけないということで、その旅費等を。

委員（北原 経君） そうしますと、アドバイザーのメンバーですか、その方は、削除された特産品という今までやってきた事業と同じメンバーでそのまま継続ということなんですか。

総務課長（中井田 栄君） 申しわけありません。この特産品は本当に記載ミスであります、本当にこれは削除をお願いしたいと。昨年同様、佐川さんほかまでい大使、今回の避難によっていろんな形でご支援をいただいて、義援金なんかもいただいておりますので、そ

いう意味でこれからも避難をしてもこれからの村づくりに欠かせないというようなことで、佐川さん初めまでい太使の助言者指導を計上させていただいたところでありますので、ご理解いただきたいと思います。

委員（北原 経君） 何か今まで村の特産物とか6次産業化ということで、そういった形でお願いした方が、ノウハウが、今回の未曾有の大地震、放射線からの復興に関してもノウハウをきっと持っている方だからこのまま継続していただくということで理解してよろしいですか。

村長（菅野典雄君） 議会始まりのときに所信表明でもお話をさせていただきましたが、かなり何ていうんですか、いろいろな人たちとのつながりもできましたけれども、その他の人たちの助言もいただいていくことが一方では私は必要なんだろうなと思っています。ですから、意外とソフト的な事業ということで、一応こののような形でかなりの報償費的なものをいろんな角度からとらせていただきました。皆さん方からすれば、どこでどう違うんだ、あるいはだれをというような思いもあるだろうと思います。私たちもまだすべて確定しているわけではありませんし、場合によってはまず必要になるのではないか、いざというときに動きとれないという話ではなかなか大変だなということあります。そんなことで上げさせていただきました。

以前、私、飯館村の議会のすばらしいところ、懐の広いところというのは、幾つか、全く事業がなくとも企業支援であったり何だりとらせていただいて、ないときにはおろさせていただく、そんなようなことがあったと思っております。あのときは本当に助かったなという思いもありましたし、住民のために使わせていただいたなというのもありますし、あるときはなくて、1年を振り返っておろさせていただいた予算もあるなという気がします。そう考えますと、こういうこの2年目、まさに正念場のときにどのような形で村にとって必要な情報なりあるいは動きなりをつくっていくことになりますと、全くある意味では予測がつきませんけれども、いろいろな形でとらせていただいて、むだのないような形でやっていきますし、余りましたらば、それはそれで貴重な財源ですから、一般財源ありますから戻させていただくと、そんなことでご理解いただければと思います。その都度その都度こんなことを考えていますという話は、議会も一月に1回全員協議会をやっていますので、お話をしたいと思っています。

例えば、先ほどのリスクコミュニケーションでも偏り過ぎるという話も皆さんの中からあるいは村民からも心配いただいていることがあります、決してそういうことではなくて、いろんな形で勉強していくことかなと思っています。例えば私個人的に今考えていますが、三春の玄侑さんですか、お坊さんでありましたけれども、非常に、実は県の3月11日の慰靈祭のシンポジウムも彼が講師でありましたが、非常に我々の避難生活のこと、原発どういうふうにとらえたらいいのかという、いい話があったなという気がします。ですから、リスクコミュニケーションあるいは村づくりということも含めて、何かこの大変なとき、ああそうだよねと住民の一人でも多くの人たちが思っていただけるような、そういう話なども私は必要なんだろうなと、あっていいんだろうなと、こんなふうに思っています。そういうものも含めての予算であります。ですから、何かこう非常に雑駁に多くとつ

ているなという思いもあると思いますけれども、その辺こういう大変なときでありますので、ご理解をいただければと思っています。

委員（北原 経君） やはり今までいろんな形でお世話になった方ですので、簡単に切ることもできないということもありますけれども、ノウハウを持っている人物だから継続、今年もお願ひしていくんだということでおろしいんですね。

それで、質問を変えます。

20ページの緊急雇用創出事業費、賃金の360のことなんですけれども、行政区によってなかなか、見守り隊の事業なんですけれど、行政区によってかなり、私は前も質問したことあるんですけども、賃金の違いが出ていて、なかなか見守り隊の中でもいろんな話が飛び交っているということなんですけれども、その辺の今年度の事業に関してはどのようにするのか。

住民課長（大久保昌憲君） 賃金ですが、行政区によって、賃金は基本は同じであります、基本賃金は7,000円ということで同じでありますが、2日に1回と3日に1回、4日に1回というような行政区があって、働く日数が半分であると。それで賃金に差が出ているということだと思うんですが、24年度につきましても基本賃金については7,000円のままということで予算的には計上しております。ただ、先ほどの線量の高い地区ですと2日に1回働けないということもありまして、線量が高いということで、危険地ですね、そういう線量が高い地区については手当の面で危険手当という形で今考えておりますが、1日当たり4日に1回の地区については2,000円、3日に1回の地区については1,500円というような形での手当を今、案の段階ですが、考えています。それで、各行政区、賃金が同じくなるというような、そういう状況ではありませんが、幾らでも格差というんですか、それを解消するというような形での手当を支給したいということで。

委員（北原 経君） 今、課長から2,000円とか1,500円とかという金額が出たわけなんですけれども、全く2,000円や1,500円では倍の差の価格には、少し金額が上がったかなというくらいで、まだまだ足りないというような価格なんですけれども、本当に5,000円くらいあげればいいんでないかというくらいまでの計算になるんですけども、その辺の考えは。

村長（菅野典雄君） 国の方から危険手当という決まりが出たということで、こういうことができるようになったわけでありますけれども、5,000円と1,000円あるわけですが、これは外で8時間働いた場合ということあります。したがって、緊急雇用はパトロール、村民の線量をしっかりと守っていかなければならぬということで、8時間ではありますが、半分近く、半分以上は室内でやっていただく、そういうことありますから、今のところ2,000円というような形をとらせていただいているんですが、ある程度、2万から1万5,000円ぐらいは上積みという形になるのではないかと思っています。余りそこで上げ過ぎますと、一方でまたその他の方もある程度危険ということの中で頑張っていただいているわけでありますし、本来は日数出ないので同じような金額になったのではこれもまたバランスを崩すということありますので、今のところ今年はこの金額でいってみようかなと、このように思って今計画を立てているところであります。

委員（北原 経君） やはり同じ束縛されていながらにして、半分近くも金額が違うというこ

とで、今までなかなか大変だったようですがけれども、例えば5,000円が無理だとするなら、私は遠いところ、私は部落だから見守りできたんですけども、ほかはちょっと行くのは無理だなという人は、その人はその人でいいとして、ローテーションみたいのを組むのもどうなのかなと。

村長（菅野典雄君） ちょっと私もすべて掌握はしませんが、多分遠いところの方にはそれなりの手当も考えたんではないか、後で担当の方からお聞きしていただければと思いますが、最大限1年目から2年目になるに当たって、1年目の反省をもって改善に努力はしたところでございます。その結果、もしどうしてもおかしいという、余りにもひどいとか、おかしいとかということがあれば、来年まで待たなくても、1年待たなくても皆さん方に了解がいただける範囲であれば6ヶ月あたりでということも、その予算の範囲でありますけれども、可能なのかなど、こんなふうに思っているところであります。とりあえず去年よりは、去年は6月からでしたけれども、今回は12ヶ月ということで、かなりの金額をとらせていただいていますので、その中でこれからやっていきたいと、このように思っていますので、とりあえず今担当の方が考えましたところで、あるいは隊長さんなどとのお話し合いの中でお話ししているようなところでスタートさせていただければと、このように思っているところであります。

住民課長（大久保昌憲君） 今、遠い地区というのがあったんですが、周辺ですか、長泥、蕨平あるいは大倉地区の方からはパトロールの走行距離が長いのでという話もありました。それにつきましても、新年度、遠い地区については車の駐車の借り上げ、その辺も前向きに検討していきたいなと思っておりますので、了解いただければと思います。

あと一つは、ローテーションという話があったんですが、多分同じ自分の行政区でなくて、他の行政区とのローテーションかなというような、そういう質問だったと思うんですが、その辺につきましても現時点ではそこまでは検討しておりませんでしたので、次回の隊長会議等の中で話を出して、そういうことでもし対応が可能であれば、そういう形もとれればそんな形も検討していきたいと、隊長会議等の中で相談をしていきたいと、いけれどということで考えておりますので、了解いただければと思います。

委員（北原 経君） 金額的に高線量とそうでない地区との違いで私は質問をしたわけであつて、遠いという言葉に関してちょっと勘違いされたのかなと思いましたけれども、基本的に言いますと、金額の少ない高線量地区とそうでないところのローテーションで回るということです。その辺で組むことによって、皆さんと同じような金額取れるようになればいいのではないかなと思ったんで、その辺ちょっと。

村長（菅野典雄君） 私も隊長会議にはできるだけ出て、皆さん方の問題点なり課題なりをお聞きしておかぬきやならないなと思って大体は、1回ぐらいはできなかつたか、出ているつもりであります。その中で、以前はやる方がいなくて困ったということで、隊長さんがあちこちを探したという事実があるわけですが、この1年近くやってみて、ほとんどのところの方がむしろそれぞれの地区で出たいんだけれども枠があって出れないんだという形になってます。なってるなど私は思ってます。ですから、線量の高い方が日数が少ないので別なところに行ってどうでしょうかという話が皆さん方のお互いさまの気持ちでで

きるんであれば、それはそれにこしたことではないんですが、今の状況では私はなかなかそれは難しいのではないか。むしろその地区の方の中で、例えば15人なら15人のところ、できればもしやりたいという人がいれば18人とか20人ぐらいで回していただけないかなという話にもしたわけですが、残念ながらかなりの抵抗に遭いました。だれかが欠にならない限り絶対入れないんだみたいな話があったり、そんな状況ですから、もしその気持ち、本当に線量の高いところの方たちへの思いがいただけるということでおありがたい話がありますから、今の委員のご質問にあったように、危険手当あたりのところのご理解を増やしていくとか、そういう形でないとなかなか大変なのかなと、このように思っているところであります。なお、もうちょっと実情を調べた上でまた隊長会議などとの話し合いをしていきたいと思います。

委員（北原 経君） それで、質問を変えます。

62ページの簡易水道の関係なんですけれども、今年度から簡易水道の管理事業ですか、その件に関してはどのようになっていたのか。避難しているところから行って働いて管理していただいて。

産業振興課長（中川喜昭君） お質しの件については、避難をして一時出入りをする村民の方がいる、あとは操業継続をしているということ等それらで、水道はそのまま稼働していると。その維持管理の内容という部分かなと思っておりますが、一応すべて稼働するためには維持経費についてはそのまま予算を残しまして執行させていただいたと。管理に当たっては、例年どおり23年度も管工事組合の方にお願いをしながら維持管理に努めてきたというところでございます。

委員（北原 経君） 村の職員も飯館に入って仕事するということで、危険手当みたいなのが表示されているわけですけれども、そういった危険なところでお仕事をお願いしているに関してそういった考えはどうなっているのか。

産業振興課長（中川喜昭君） 昨年、23年、高線量、線量が高い、1ミリを超すということで避難ということだったんでありますて、そこで仕事するということで、雇用の関係とか、所得向上の部分で村内での仕事等もお願いしてきたところでございます。内容については、単価等についてはその辺の考慮をしてこなかったという部分があります。水道におきましても、23年当初とった金額に避難をされたということでの遠いところから、例えば地元から出る部分の分はその中に入っているんですが、福島の方の避難先から出るということでの交通費は若干補正をとりながら上乗せをさせていただいたところでございます。そういう中で、やはり線量の高いところで仕事もしていただくということでありますて、今年度につきましては危険手当という部分まで、危険手当という部分まで行くかどうかであります、一応単価的には2割増しをしながら維持工事とかそういうものを考えておりますし、水道の維持管理、これも委託をするわけでありますが、その辺についても危険手当を考慮した中での積算をしていると。ですので、昨年よりは委託費としては上がっているという状況になります。

◎休憩の宣告

委員長（佐野幸正君） 喫飯のため休憩いたします。

再開は午後1時10分とします。

(午前1時57分)

◎再開の宣告

委員長（佐野幸正君） それでは午後の部を再開とします。

(午後 1時10分)

委員（飯樋善二郎君） 避難生活を強いられている中での非常時の予算編成ということで、大変難しい部分があるのではないかと思われますが、何点か確認も含めて質問させていただきます。

まず、午前中に議論がありました13ページの復興謝礼ということで質問させていただきますが、その中身は午前中の答弁でアドバイザーの報償、それからスマートビレッジの構想のための予算という説明がありましたから、その中の説明で大方その中身については認識をしているところですが、まず復興にかかるということからして、私はここで今村が村民に求められている村の方向性、これが何回も出ていますけれども、そのことがここに謳われてない、そういう中で果たして本当にこれで村民は大事な時に安心していられるような状況なのか、まず伺っておきます。

村長（菅野典雄君） 予算の村の方向性というのは、までの復興計画の五つの柱、そこに15の小さな項目ということあります。小さなといいますか、小さいというわけじゃないですが、その15の項目のかなりのところは議会の理解などをいただいて進めたり、あるいは今回の事業の中に盛り込ませていただいていると、こういうことがありますので、この予算の中に間違なく方向性としては盛り込まれていると思っています。ただ、村民がどこまで理解をしたり、あるいは一抹の安心を持つかと、こういうことになると、予算の話ではなくて、もっと現実的な言葉なりあるいは表現なり何なりをしていくと、こういうことなのかなと。その点ではこれからであり、まだ不足していると、満足しているという話ではないなど、このように思っているところであります。

委員（飯樋善二郎君） そうしますと、今の答弁ですとすべての計画を反映されたものということですが、私が一番心配するのは村民の声というのが反映されているのかどうかということなんですね。ずっと懇談会でも村民の意向はどうなのかという声がありました。これがまさに飯館村にとって大事な方向性を示していくべき村民の声を聞く機会になると思うんですね。当然アドバイザーの声も多く人の意見も聞かなくてはなりませんことは十分認識していますけれども、その村民の声という意味ではどうお考えなのか、もう一度。

村長（菅野典雄君） 村民の声、これで十分だというつもりは全くありませんし、やり過ぎるということもないだろうと思います。常に村民の声に傾けるということありますけれども、村民の声はどうなんだという話ありますけれども、かなりの方が一日でも早く戻りたいもんだなど、だけど除染は果たして大丈夫なのか、こういうような声があると思っています。また、もう除染は難しいだろうから、むしろ別な方法を考えた方がいいんじやないか、こういう等々あります。そういう両方の声に飯館村のまでの復興プランはしっかりと見据えた中でつくられていると、このように思っていますので、その辺がどうもわかつていただいてないというところが村民の声と違う話であったり、あるいは違う行政を進

めていったり、あるいはどちらでないんじやないかと、こういうお話になっているのではないかなという気がします。ですから、もう一度みんなでつくっていただいたまでい復興プランがこういうものだというのを知っていただくいろんな機会なり広報なりを考えていかなければならないなど、このように思っているところであります。

委員（飯樋善二郎君） そうしますと、すべて皆さんのが聞いているようなニュアンスにも聞こえますけれども、私としては村民が不満に思っていたり、不安に思っている部分というのは、一般質問でも言いましたけれども、意向調査の部分が多く村民は不満を感じているんじゃないかなと思っているんですが、そのことについては当然答弁で近いうちに意向調査もするということですから、それでこれからそういう声もあわせて聞いていくということで、そういうことでいいですか。

村長（菅野典雄君） アンケートも大切な村民の声でありますし、お互いに顔を合わせてお話しするのも大切な村民の声だと思っていますし、また一部ではやはり声なき声をどのような形で拾い上げていくかというのも大切なことだろうと思っています。ベストというか、100%とはいきませんけれども、精いっぱいそれに向けて職員とともに努力をしているところだと思っています。

委員（飯樋善二郎君） 声なき声ということですが、懇談会というのは2回実施したわけですけれども、声を出される方の声がどうしても反映されるということでは多少問題がないわけではないのかなと。ぜひその声なき声を吸い上げていただきたい、こういうふうに望むものです。

質問を変えます。

説明資料の25ページ、この中に親と子のカウンセリングという項目がありますが、これは非常に親と子のケアということでは大事な取り組みなのかなと思ってますし、評価するところですが、まずどうしたケアを考えているのか、またどのような、例えばケアをする側、される側の考え方、どう思っているのか、まず伺っておきます。

健康福祉課長（菅野司郎君） まず子供さん、あとは親御さんそれぞれいろいろ悩みなり持つていらっしゃると思います。それに対して精神科のお医者さんとか内科のお医者さんが直接個人対個人で相談をしていただくというような形のケア方式というふうに今考えているところであります。2月にやりましたときに、別に相談室を設けまして、子供さんと親御さんが直接相談に当たっていただいたというのもありますので、そういう形の方が一番よろしいかなと思っています。

委員（飯樋善二郎君） お医者さんがケアに当たるということですが、これは本当に難しい部分があると思うんですが、お医者さんによって、今までずっと聞いてきましたけれども、安全だと言う先生方、危ないと言う先生方それぞれあって、その先生のケアの仕方によつては非常に心配を子供たちや親に与えるような状況にもなりかねないということですが、こうした心配はないのか。

健康福祉課長（菅野司郎君） どちらかといいますと、放射線に対する不安よりも、子育てとか子供の健康に対しての不安がかなり相談の中では多かったように聞いております。

委員（飯樋善二郎君） 子供のための部分もありますけれども、子供のケアということで、そ

れについても同じようなことが言われると思うんですけれども、このことも同じような体制で臨むのかどうか。

健康福祉課長（菅野司郎君） 片方に子供のケアというのがあります、こちらの方はどちらかといいますと、今、高齢者とか障害者で巡回させているんですが、今まで子供の方に手を出してなかった、そこまで時間がなくてという形であったんですが、今回、県の方の10割の補助がそこにつくということで、村の方でその方にお願いして、実際に家庭に入っていただいて、いろいろな相談を受けていただくという形で考えております。ですので、親と子のカウンセリングと、あと子供の心の部分があるんですが、こちらの方はどちらかというと家庭に入っていただいて相談をしていただく方法というふうに今考えています。

委員（飯樋善二郎君） 昨日の中学校の卒業式でも子供たちの意見の中に非常に私も感動させられる部分があったわけですけれども、今子供たちの心に受けているという厳しい現実は、私も本当にかわいそうだなという思いでなりませんけれども、これにつきましてはもっと充実したケア態勢を考えていかないと、子供たちが福島からどんどんどんどん離れていくような状況だけは何としても避けなくちゃならないのではないかというのが。

健康福祉課長（菅野司郎君） 委員おっしゃるとおりであります。本当に子供さん、環境が変わって大きく心に傷を負っていらっしゃると思いますので、懇切丁寧に当たっていきたいと思っています。

委員（飯樋善二郎君） 25ページの一番下ですが、ホールボディカウンター、これは村で導入して、あづま脳神経外科に委託をして実施をしていくということですが、取り組みとしては非常にいい取り組みになると思うんですが、如何せん遅かったというのも否めない。そんな中で、まだまだ多くの方がホールボディカウンターされてます。このことを今後どうした計画で進めるおつもりか、まずお尋ねします。

健康福祉課長（菅野司郎君） 大体6,000人のうち約2,000人ちょっとぐらいが今受けているという形になります。そうすると残り全体3,000人、4,000人という形になるかなと思いますが、何しろ子供さんについては必ず受けていただくというふうに思っています。それと、あと特に若い方、それについては徹底的に受けていただくという形の方がいいかなと思っています。それで、体制でありますと、今、あづま脳神経外科の方と、これからのお話になるんですが、何しろ検査するのにはまず放射線技師が1人必要でしょうね、あとは受付あるいは案内する方、そういう補助者が大体二、三人必要かなというふうな中身で今のところは内々的には打ち合わせしているところであります。申し込みは直接今度はあづまの方で受け付けをしていただいて、そこで日にちが決まったらそこで行っていただくような形というふうに今思っているところです。何しろホールボディカウンター、4月に発注しても早くても7月あたりかなと思っているところです。ですので、その間に細かい詰めをしていきたいと思っています。

委員（飯樋善二郎君） まず、このことにつきましては、私もずっと健康管理については言わせていただいたと思っているんですが、まず村民の不安はいろいろあるわけですが、一番心配しなくてならないのはやはり健康の問題、健康の影響の問題、このことを重視した行政を執行していく必要があるのでないかなと思っているんですけども、まずホールボ

ディカウンターについては今後継続してこれから機械を買ってやっていくということですから、体制が一応は整うのかなと思っていますけれども、今回、甲状腺の追跡調査、このことが予算の中に含まれていないのではないのかなと思うんですが、25%の方がしこりなり症状があるよという結果が。しかし、今の段階ではそんなに心配したものでもないし、再検査も必要ない、こういう話がなされています。本当にこの25%、それから5人のB判定の方、この方は本当に影響がないのかどうか、その認識はどうなのか。

健康福祉課長（菅野司郎君） 甲状腺の検査、24ページに甲状腺検査の一応予算計上しております、1,100人ほどというふうにのっています。それで、今回、B2判定、B判定いらっしゃいます、あとA判定、B1判定というふうになっています。何しろ1年に1回、最低でも1年に1回は甲状腺の検査を受けていただいて、村の方でも当然追跡調査をしていくというふうに思っています。このB判定が誰になったのかとか、それは個人情報保護の関係で県から詳しいデータをもらってないんです。もらえないんです。それで、村の方でも困っているところなんですね。ですので、なるべく早く、19歳以下、去年受けたいたい方、あとは生まれてきた方、それについては早く甲状腺検査をして、村でもきちんとそのデータを持つという形にしていきたいと思っています。（）

委員（飯樋善二郎君） まさに課長が言うとおりだと思うんですね。私も身近なところで25%の中に入っている方が大勢いるよという話をされました。このことについては私も本当に影響があるのかどうかはわかりません。本当に医大の鈴木先生が言っているように2年半ぐらいはそんなに心配はしなくてもいいよと、しかしいずれ細胞診もやらなくちゃならないではないかというお話がありました。そうしますと、その間、2年半もの間、例えばそのことを信じていた場合、私は本当に子供たちに不安を与える大事な2年半になるのかなと思うんですが、もっと早くこの検査をどこかもっと調べて、そのことに詳しい先生を選択して見てもらう、そういう考えはあるかどうか。

健康福祉課長（菅野司郎君） 県の方でも甲状腺検査に当たるお医者さんの研修を3月から始めると聞いています。ですので、その中で何人が多分出てくると思うんです。ですので、もしあれでしたら、そちらの方とも契約して受け入れるというような方法もとれるかなとは考えているところです。（）

委員（飯樋善二郎君） 質問を変えます。

まず34ページ、農と福祉の連携によるシニア能力活性事業補助金ということで250万円、これについては5カ所50万円ということですが、具体的にはどういうことなんですか。

産業振興課長（中川喜昭君） 予算説明の中でもお話ししておりますが、国の補助金ということで、100%の事業ということあります。仮設住宅等に入居している方々で、今まで家の周りに農地があったということで、菜園づくり等で生きがいを見出してきた方々が現在は生きがいづくりということで、23年度もやってきておりますが、それを改めて国の補助を使ってという形になります。それで一応、今言いましたように、仮設住居等で入居している方が共同で農園活動を、菜園づくり等をやることで、こここのシニアという部分は、そこに団体を組みまして、そこに65歳以上の方がお一人いて、その方が指導するという、結局生きがいとして今まで農業をやってきた方々の能力を発揮してもらおうという部

分がバックにあるみたいで、そういう65歳以上の方が1人いれば、その中でみんなでやれますよというような事業でございます。それで、一応農地を借りる、農機具を借りる、それについてもすべて費用として見ていただけるということで、23年度につきましても松川なり伊達東なり、あと相馬なりの仮設もやってきておりますので、今回は国の事業を活用させていただいて事業を進めたいという考えをしております。

委員（飯樋善二郎君） 関連ですが、シニアの方のこれ楽しみの一つにもなると思うんですね。ですから、これは大事な事業だと思うんですが、ややもすると働く意欲を失っているというのが現状ではないのかなと思っているんです。こうしたことからしても、このことを含めてもっとそういう取り組みをしていかないと、ますます農業離れもあって村の復興に大きな影響を与えるのではないかという懸念をしているところですが、もう一度。

○ 産業振興課長（中川喜昭君） 避難生活になって1カ月程度過ぎまして、その中で今までいろいろと家周りの仕事をやってきた方が何もすることがなくなってしまったということで、それぞれ村の方でも何か生きがい対策ということで単独予算で農地とか機械を借りる部分での予算化をしてきたところでございます。それぞれの仮設の周りで、例えば伊達東でありますと伊達市さんの農業委員会のお計らいをいただいて、逆にお金を取るんではなくて管理をしていただきたいというようなご厚情をいただく中でもやってきたという状況もあります。そういうことで、23年度の秋までいろいろ作物をつくられて生きがいを見出した方もいるのかなと思っております。24年度につきましてもそういう形で進めるとともに、今度松川工業団地の方に仮設の直売所をつくりました。できれば、そこで販売をしていただくようにお願いをしながら、やはりつくって売れて、あと小遣い少しでも入れば喜びを感じてもらえるのかなというようなことで、仮設直売所の方との連携をとりながら進めていければと考えております。

委員（飯樋善二郎君） 場所はもう確定しているんですか。例えばこの5カ所、具体的に。

○ 産業振興課長（中川喜昭君） 場所は、確定はまだしておりません。ただ、松川ですとやはり入居者の方々が段取りをして場所を選定したり、借りていただいているという実績がございます。松川につきましてもそのような場所をこれから探すという部分等進めておるという話も聞いてますし、相馬においては23年度実績もあると。あと伊達東についても23年度実績があるということで、3カ所は何とかなるかなと。飯野、明治につきましても動きはあったところでしたが、なかなか場所の選定がうまくいかなかつたということで、23年度はできなかつたわけでありますが、そのほかにも国見等があつたりというようなことで、一応5カ所を確保しながら、あとは入居者の方々と、まずはこちらから与えたのでは意味がありませんので、まずは入居者の方々がそういう制度であればぜひ使ってみたいという意向を聞きながら進めていければと思っております。

委員（飯樋善二郎君） ぜひ今話されたようなことが実現するようにと願っておきます。

ちょっと戻りますけれども、質問を変えさせていただきます。

19ページ、浄化槽の設置整備事業ということで、7人槽で3基、要望があったという説明がありました。具体的にどういう状況でこの3基の要望があったのか、まず伺います。

住民課長（大久保昌憲君） 要望というんですか、浄化槽の整備をしたいんだというようなこ

とで問い合わせがあった件数であります。中には震災で浄化槽が壊れてしまったと、合併浄化槽が壊れてしまったということで、その修繕をしたい、整備をしたい、復旧をしたいということで、今まで単独浄化槽から合併浄化槽への転換ですか、それは補助の対象になったんですが、合併浄化槽から合併浄化槽というのは対象外だったんです。たまたま今回の震災があったということで、これが対象になったということもありますし、それの多分1件だったかと思うんですが、合併から合併、あとは単独での震災による浄化槽が破損したことでの整備ということで、合計今のところ3件というような内容でありましたので、予算につきましては3基という中での補助の最大限の予算をとりあえず確保しておきたいということで、予算は計上させていただきました。

委員（飯樋善二郎君） まず、こうした要望が多分震災の影響で多く出てくるのではないかと予想されますけれども、今回、除染が進まない中で果たしてこれがこうした状況の中でこの作業をするというのは、どこが、どういう場所なのかわかりませんけれども、午前中、北山委員からもありましたように、健康管理のことを心配するのであえて質問するわけですが、一定程度線量が下がった時点での仕事も含めた村の雇用対策にもつながるわけですから、これは当然取り上げていかなくちゃなりませんけれども、そうしたときに予算はこれから例えば県に要望した際に多く見込めるのか、まず。

住民課長（大久保昌憲君） 今、一時帰村という形での住民の方からの要望にもできればこたえたいなど、そういう一面もありますし、最小限ですね、24年度に実施したいという要望があれば実施していきたいと。当然避難という形でありますので、施行するに当たっては線量の管理といいますか、それをきちんとやっていただきの前提ということがあります。震災による破損に対応したいことでの予算、最低限の予算ということです。

委員（飯樋善二郎君） まず、一番大事にしなくちゃならない健康管理の問題が、ややもすると雇用のためにはやむを得ないということにもなりかねない。こうしたことを十分反映させた取り組みになっていかないと、この事業だけじゃなくて、あらゆる事業がこれから予想される。これも含めてまず大事に村民にこの中身を話しながら取り扱っていかないと、今の状況でそんなことをしていいのかという声もないわけではないと思うんですね。ですから、そのことについては十分注意をしてやっていただきたいなと思っています。

委員（伊東 利君） 私からは2点だけお尋ねをし、確認をしたいと思います。

まず、12ページであります、新しいコミュニティづくりに対する経費についての部分であります。昨年、12の自治組織が立ち上がりまして、いろいろな活動がされております。それに伴う経費というようなことでしょうけれども、さらに多くの借り上げ住宅の中からも要望がありまして、住民同士でつくっているようなコミュニティづくりをしてくれという話があります。川俣地区においては立ち上りましたが、まだ活動はされてませんけれども、そういう状況が発生、出てきています。さらに、懇談会の中でも多くの方々からそのような自治組織なり、そういう集まれる施設等々についての整備をしてほしいというような要望も多々あったように聞いております。そういう状況で、この中にあります補助金なり自治組織運営交付金なり、そういうものを使って今後どのような活動と、さらには借り上げ住宅等についてのそういう組織づくりがされていくのか伺うものであります。

す。

総務課長（中井田 栄君） 県の借り上げ住宅の組織化につきましては、大変皆様にお世話になりながら現在進めているところでありますけれども、懇談会の中では仮設住宅に続いて県の借り上げ住宅の部分の組織化を急いでというようなお話をいただいているところでありますので、今ほど伊東委員からご指摘ありましたように、何カ所か現在立ち上がっており、準備をしているところであります。

ここに予算を計上させていただいた部分につきましては、お世話になっている川俣、先日立ち上がったというようなこともありますて、その前に準備会もできて、立ち上がる予定だというようなこともお聞きしてましたので、ここに集会施設借上料というようなことで、実は川俣の集まるところですね、前にもご説明しましたけれども、セブンから下がってきた左側、前、喫茶店あったところなんですけれども、そこを川俣地区の拠点施設にお借りできるというようなこと也有って、そこを1ヵ月5万円でというようなことでありますので、その1年分の60万円と、あと水道等の工事も必要だというようなこともありますので、その設置工事も含めて、下に5万4,000円ありますけれども、その予算をとさせていただいたところであります。

川俣だけではなくて、今後伊達と飯野と現在準備会をつくっていただきて進めていただいておりますので、まとまり次第、また集まれる場所なんかもそこの地元のお世話していただいている方々ともご相談をさせていただきまして、順次また皆さんにご相談をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

もう一つ、漏れていきました。

どのような活動に支援していくのかということありますけれども、前の議会でもご説明しますけれども、とにかく避難生活をして、このような形で散り散りばらばらになっている部分がありますので、そういうふうなつながりを主とした、そういうふうな交流の部分、あとそれぞれの県の借り上げの部分も含めまして、交流の部分、つながりの部分、あと避難所での生活の部分、それも含めて90%支援の補助金を今回ここの予算の中にも1,000万円ですね、今回予算を計上させていただきましたので、昨年に引き続き仮設住宅も含めて、それと県の借り上げ住宅も含めて、この中でそういうご相談に応じながら生活支援を工夫していきたいと考えております。

委員（伊東 利君） 実は私も今回の川俣の立ち上げの中にかかわらせていただきまして、いろいろ準備をしました。非常に難しいのは個人情報というようなことで、なかなかどこに誰いるかわからないという状況があるわけがありまして、そういう部分での把握と、さらには会場、どこにどういうものが借りられるか、施設があるのかとか、そういう部分が非常に大変でありますし、難しいんです。そういう部分はその地区の者に任せたはなかなかこれ進められません。ですから、行政がある程度わかるところで、今回も手伝ってはいただきましたけれども、そういうのを積極的に前に出てこないと、そこにいる人、区長がわからないんだから、みんなで探して集まって、10人で集まれば、それだけの話ではなかなか、立ち上げると声かけても絶対にできないと私は思って、最後は役員からやんなんねぐなるわけですから負担になるわけですよね。ですからそういうものを、次の動きもとれ

なくなりますので、何とかこういう部分をもっと事前に行政がかかわり合って、仮設公営住宅についてはまとまってつからいい、できるというだけでなくて、7割の人がそういう状況にいるという状況なんですから、そういうものをできる仕組みを何とかできないものかというので、もう一度お伺いします。

総務課長（中井田 栄君） ご指摘のとおり、7割が県の借り上げ住宅の方に避難しているわけでありまして、前からお答えしてますように3割の部分は、公営宿舎、仮設住宅の12の組織は立ち上げさせていただきましたので、今後は県の借り上げの方の自治会組織の立ち上げに力を入れていきたいと思いますので、ご指摘にあったように、個人保護の部分があつてなかなか名簿を出すわけにいかない。ご相談いただいた中で、村としては通知なんかこちらで全員出させていただいて、あとさらには会場の方もこちらでいろいろご相談させていただいて、積極的に担当の方も今回かわらせていただきましたので、今後も伊達東、伊達東部、飯野というようなことで今準備を進めておりますので、そちらの方にもさらにかかわらせていただいて、順次方部ごとに県の借り上げの組織も支援をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

委員（伊東 利君） もう一つ確認をしたいんですが、川俣地区ではたまたま住民懇談会がありました。そのときに、当時、三瓶担当者がおって、「住民組織にまざりますか」「加入しますか」と、こういうものをとりました。確かにあれば自分で参加の意図を示しますし、自分の住所書いていって、名簿に構わないよと、こうやってんですね。ですから、ああいうやり方は全く住民の意思確認できますし、いいことだと思います。だから、ああいう確認の仕方でやればある程度まとめて組織の立ち上げが、川俣では28名で参加するという意思表示がありました。そういう何かのきっかけがあればそういう先に進むというのがまず一つ。

あともう一つは、集まる施設が、これ住民に探せというのは無理な話だと思うんですね。ですから、この地区にはこういう建物があるよ、こういう施設があるよというもの提供がなければ、なかなか難しいと思う。これはやはり行政ではなかなか、行政ではそういうものをつかめんじゃないかなと私は思うんで、より効果的に早くつくって、そこの地域の住民の安全と安心、心のつながりができるような施設を早く立ち上げる、そういう部分を行政がやる部分があるんじゃないかと思いますので、もう一度お聞かせください。

総務課長（中井田 栄君） 本当にありがとうございます。川俣の自治組織立ち上げの際は本当に骨折りをいただきましてありがとうございます。懇談会の折に、どのような形で色紙で確認をさせていただいて、ご相談をしながらやらせていただきました。村としては今の川俣の立ち上げの部分をモデルにして、各方部、自治組織が立ち上がっていけばいいなと考えておりますので、それを参考にさせていただきたいなと思っています。

もう一つは、施設なんですけれども、ご指摘のとおり、村民の皆さんにどこというふうな形にはなかなかいかないと思ってますので、村としても積極的に歩いて、利用できる施設なんかも探してまいりたいと考えておりますので、川俣でもここがいいのではないかというような情報ももらいながら、そこは今回ある程度目星をつけて、みんなの集まる施設にと考えておりますので、その辺も含めて村としても担当としても積極的に入っています

たいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

委員（伊東 利君） 質問を変えまして、教育委員会に質問いたします。

49ページに小学校関係のものがあるんですが、新年度から仮設校舎ができまして、新しい環境で子供たちが学ぶ、大変に今までと環境が変わって、いい施設で勉強できるんだなと、今感じるところあります。そこで、今の小学校が建設されている場所、非常に交通量が多いところであります。ある親たちとちょっとお話ししたらば、非常に危なくて、あそこの交通、事故なんか起きたらなじょすんだという状況であります。見ますと、当然横断歩道は対面側にあります。こういう環境はよくても子供たちの安全安心、通学にというようなことを考えまして、この安全対策についてはどのような手段を講じているのか、まず伺います。

○ 教育長（廣瀬要人君） 県道川俣原町線沿いの小学校を今建設中でありますけれども、交通量が多いということは当初から私たちも懸念をしておりました。一つは児童生徒及び保護者の安全の確保、それから地域のあそこに学校をつくったということで、地域の迷惑といふんですか、交通量が多くなることに対する配慮というのも必要であろうということで、我々もいろいろ検討しました。

○ まず、子供の安全でありますけれども、歩いて通学する子供はいないのではないかというふうに今とらえております。大部分の子供はスクールバスもしくは保護者の車で通学するのではないかというふうにとらえております。バスについては、あそここの駐車場に順次入れて、渋滞に、交通に支障のないように順次あそこで車を入れて、子供を駐車場の中でおろすというふうな配慮をしていきたい。したがって、ここで子供の安全は確保できるであろうと。それから、保護者によって送られてくる子供も考えられるわけですけれども、特に雨の日は多くなる可能性があるんですが、この件については駐車場にばっと一緒に入れると交通渋滞の一つの要因になってきますので、現在、保護者の車を切り離して対応しようということで、この辺はまだ検討が進んでおりませんけれども、早急に検討していきたいと思っております。いずれにしても、安全確保というのは命にもかかわることですので、最善を尽くしていきたいと思っております。

○ 委員（伊東 利君） ゼひこのことは全く大切なことで、親が、父兄が大変心配しているようになります。というのは、スクールバスに乗れる範囲というのは、すべての生徒を乗せるという、保護者の送迎の部分もあるという話ですけれども、どの辺までスクールバスに乗せて通わせるという状況というか、そういう父兄からどういう連絡を受けているのか。

○ 教育長（廣瀬要人君） 繰り返しになりますけれども、歩いて通う児童はほとんどないのではないかというふうにとらえております。従いまして、スクールバスと保護者の車ということになると思いますけれども、スクールバスがかなり多い、割合は今わかりませんけれども、大部分の子供がスクールバスを利用するということになるのではないかなど。川俣町内もスクールバスを利用できるような配慮をしていきますので、大部分の児童についてはスクールバスで登下校できるような配慮ができるのではないかというふうに現在とらえています。

○ 委員（伊東 利君） 繰り返しになりますので、ゼひそういう万全に万全を期して、そういう

事故のないように、特にそういうことでお願いをしたいと思います。

さらに、もう一つは体育館施設です。今まで子供たちは運動もできなかつた、体育館ができて伸び伸びできるんだと、こう理解しています。さらに、要望が寄せられています。これはいろんなスポーツ団体があって、夜になると思うんですけれども、施設、日曜日とかに施設を活用したいということあります。今、ある一部の団体は富田小学校の体育館、竹之内校長にお世話になって大分やっている、そういう状況が今度できればそこを使うわけでありますけれども、そういう貸し出しについてはどのような体制でいるのか。

教育長（廣瀬要人君） 新しく幼稚園には遊戯室、2教室分の広さです。小学校の体育館は900

平米の体育館でありますので、白石小学校の体育館よりやや大きい、草野小学校の体育館よりはやや小さいぐらいの体育館です。中学校についても同じ規模の体育館を建設する予定にしております。先般、社会体育関係の会議でもこの新しくできる体育館について開放してもらえないかという要望も出ております。避難先での飯館村の社会教育を進める上で、あるいは社会体育を進める上で、非常に限られた施設ですので、有効に活用できるよう開放する前提で進めていきたいと思っております。地元との調整等も出てくるかもしれません、開放する前提で規約等の見直しをし、できるだけ早く結論を出していきたいと考えているところであります。

委員（伊東 利君） ゼひそういう貸し出し、社会教育も含めて、ゼひ使っていろいろスポーツなり体力向上にできるようにしていただきたいと、このように望みます。

最後の1点、確認ですが、48ページに民間バス借り上げがあります。4台、幼・小・中、これの下校時ですか、やるというような説明がありました。これには、今見ましたらば、さくら交通にも飯館村というようなつけて走ってるようですけれども、あれには助手はついているんですか。

教育長（廣瀬要人君） 現在、スクールバス8台、新年度から民間バス4台をチャーターして12台体制でスクールバス事業を展開していくことをとらえているところです。民間バスについては運転手と助手をつけて契約をするということになっております。なお、両方とも村採用の運転手、助手については定期的な研修等を持っているんですが、民間バスの運転手及び助手等についても村の職員と同じように研修をして、教育活動の一環として進めているわけですので、研修の機会をとっていきたいなと考えております。

委員（大和田和夫君） 何点かお尋ねいたします。

提案理由、所信の中で、国保の保険証、10月からカード式ということで実施するということですが、この成果についてどのようなお考えでおられるのか伺っておきます。

健康福祉課長（菅野司郎君） 国保の被保険者証のカード化の件であります。避難に伴つて今まで1家に1枚の被保険者証だったんですが、今はほとんどばらしてという形になっていますので、かなりの数が出ていると。それならば、個人ごとにカード化にして皆様にお渡しした方がよろしいのではないのかということあります。また、この件に関しまして、かなり前の議会の中でも国保の被保険者証を検討するということを答弁しておりましたので、今回、住基の入れかえに伴つて村の方でも発行できるような形になったということありますので、今回の10月からというふうにしたところであります。

委員（大和田和夫君） 個人別々のカード式ということで、財布等に入れて携帯できるということで、このカード化、大変結構なことだと私は思います。そんな中で、以前、南相馬市の方に国保のカードですか、見せていただいたんですが、ちょっとペラペラというような紙のようなカードだったような記憶いたします。村ではどのようなカード化というのを考えておられるのかお尋ねをしておきます。

健康福祉課長（菅野司郎君） 村の方でも一応今のところ考えているのは、前のテレホンカードくらいの厚さかなと思っています。それで、紙にシートを張ったような感じの分となっています。今回、臓器提供の方をこちらの方に書いてもらいまして、ある程度をこのカードを発行する場合にその分もつけるような形になりますので、裏面にそれをつけた形で、なるべく厚くして折れないような形というふうに今考えているところです。

委員（大和田和夫君） このカード化ということで、予算説明の中ではこれされなかつたので、多分6月補正で対応していくんだろうなと私は思うんありますが、このカード化についての予算的にはどのようにになっているのか伺っておきたいと思います。

健康福祉課長（菅野司郎君） 大変申しわけありません。実は、カード化の分が国保の当初予算の一般管理費の中に一応計上してあります。係る予算が約78万円くらいですか、そのくらいが一応提示しておりますので、その中で対応というふうに考えているところです。

委員（大和田和夫君） 予算説明資料あります。19ページの一般廃棄物処理事業、この収集運搬の内容について伺っておきます。

住民課長（大久保昌憲君） 一般廃棄物の収集運搬処理業務の内容ということですが、資料の提出を求められておりましたので、資料を出してあると思うんですが、まず人件費であります。賃金ということで、人件費の内訳ですが、賃金ということで作業員4人分の賃金が696万2,900円。あと通勤手当ですね、避難されているということで、主にほとんど福島からになります、4人分で151万5,600円。あと危険手当ということで213万1,500円、4人分ということで。まず、危険手当であります。作業が屋外の作業であるということと、あと毎日という形ですか、火曜日休みということありますが、線量の高い地区にも収集に行かなきやならないこともありますので、危険手当ということで4人分を計上しております。これは村職員の1日4時間未満の考え方で計上しております。あと保険料ですね、障害の保険料ということで、人件費といたしまして。それに一般管理費、人件費の5%を計上しております。最後に消費税を掛けまして、予算の計上額であります1,164万7,000円という形での計上であります。

委員（大和田和夫君） この資料を見ますと、危険手当は昨年はなかつたのかなと思うところであります。昨年の収集運搬業務の予算は多分1,192万円ぐらいだったと思うんです。今回は約30万円ほどの減額のようありますが、この収集業務の上でどのように昨年と変わっておられるのか、その辺お尋ねしたいと思います。

住民課長（大久保昌憲君） まず、収集運搬の業務の内容であります。23年度当初につきましては週5日ですね、5日間の就労日数で計算しております。23年の避難後につきましては、現行ということで、火曜日を休みにしまして、放射線量の結構被害の面も考慮しまして、火曜日を休みとしました。週4日の就労ということでありますので、当然4人分でご

ざいますから、就労日数が少なくなったということで、賃金については下がっております。あと、新たに追加になったのが避難による通勤手当の計上の分であります。23年度は危険手当ということでは計上しておりませんでしたが、新年度につきましては村職員の方も危険手当ということで、特勤手当が見られたということもありましたので、村職員と同じような考え方で1日当たり4時間未満の額を計上させていただいたということであります。収集内容につきましては、当然避難しておりますので、ごみの排出量も大分減っておりますので、回数を減らして、あとはあいてるときに不法投棄のパトロール、主にぼい捨て等でありますが、そのパトロールを週1回午後からやっていただいているような内容であります。大きな改正点は以上であります。

委員（大和田和夫君） 計画的避難区域にあっても、一番下の稼働日数が203日ですか、ということであります。これはちょっと納得いかないというか、これだけの業務内容というんだか、そういう稼働があるんですか、203日というのは。

住民課長（大久保昌憲君） 提出資料の一番下に稼働日ということで、1月から3月まで、4月ですと17日、先ほど申し上げました火曜日、土、日と火曜日を除いた日数がごらんのような日数で合計しますと203日と。避難区域でということですが、操業されている会社もある、あるいは一時帰宅されている住民もいるということで、収集運搬をやらないという状況にもありませんので、現在のところ放射線の線量管理をしながら年間このような形での就労の計画を予定しているところです。

委員（大和田和夫君） 全村民、避難されている中で、残された企業等はございますが、ごみの量は現在どのようにになっているのか、その辺も伺っておきたいと思います。

住民課長（大久保昌憲君） まず、23年度の4月、可燃ごみでありますが、4月ですと月約31トン出ておりました。現在ですと2月ですと一番少ないということですが、約2トンということであります。10分の1以下になっている。徐々にごみの量は減ってきております。あと、不燃ごみでありますが、不燃ごみは23年の4月、5月ごろですとこれから避難ということでごみの量が一時ふえました。現在は4月、5月ごろが一番多くて13トンという地区がありましたが、現在は300キロというようなごみの量であります。そのほか、資源、プラとか何か、ペットボトルとかそういう形での収集も量は少ないわけですが、引き続きやっていくという、缶、瓶等も一時帰宅された方が何ヵ月分か集めて出されている状況もありますが、ごみの量は極端に減っております。

委員（大和田和夫君） ごみの量も極端に減っている中で、あと回数も減らしながら縮小されたにもかかわらず、約30万円減額の大体例年どおりの予算計上ということで、私はこれおかしい話ではないかと思うんですが、もう一度。

住民課長（大久保昌憲君） 一番大きなのが稼働日数であります。1日拘束するわけでありますから、ごみの量が少なくなったということで、あとは避難区域であるということで、収集の回数を減らせば稼働日数が減ってくるわけでありますが、線量を管理しながら作業の方にはお願いをしているということであります。あと、金額が余り減っていないということなんですが、新たに通勤手当と危険手当を計上させていただきましたので、その分は割高になるというか、23年当初から比べればそんなに金額が減っていないということであり

ます。

委員（大和田和夫君） ごみの稼働日数減らしても、ごみの量が少ないんだから、もう少し稼働日数もなくていいのかなと思うんでありますね。この予算計上もまたぐっと下がってくるというように私は考えですけれども、その辺ちょっと納得できないんで、もう一度。

住民課長（大久保昌憲君） 確かにお質しの件はわかるんですが、回数は減らしておりますが、集積所は各地区今までと同じ集積所の収集をやっております。回数をもっと減らして稼働日数を減らせばということありますが、極端なことを言いますと、作業されている方にも生活が、稼働日数をもっと減らして賃金をもっと安くするということありますと、なかなか生活の方もできなくなるという状況で、撤退されるというような、そういう危険性もありますので、最低限のこれは確保しなきやならないのかなという、1年雇用という状況もありますので、ご理解をいただければと思います。

委員（大和田和夫君） あの答弁はちょっと。何せ、何回も繰り言になりますが、ごみの量が少ないので、稼働日数ももっと減らしていいんじゃないか、私、思うんです。だから、その辺の見直しは考えられるのか、られないのか、それだけ聞いておきます。

副村長（門馬伸市君） 今、課長の方で答弁したとおり、間違いなくごみの量は減っているわけですから、今、委員の方からご指摘いただいたように、理屈の合わないことに聞こえるかもしれません、平成23年度の避難してからはやはりごみの量も結構あったということで、週1回は休みして、その他はパトロールということで、ぽい捨てが結構あって、そのパトロールに当たってきたということがあって23年度はやってきました。

24年度はその体制でということではなくて、日数はそういう体制なんですけれども、要するにごみの量が減っている、そしてぽい捨てがあったとしてもそれだけの作業量が絶対量としてあるのかどうか、作業時間も当然線量はかってやっていますから、そんなに1日じゅうパトロールでごみ拾いやっているわけにもいきませんので、そういうのもありますから、今年はこの予算で一応あれして、途中でまた協議、お互いにこれ業者と村の方で、村の方だけで一方的にというふうにいきませんので、今までのそういうごみ処理の経験のノウハウも持っていますから、そういう業者ですので、地元の業者でもありますし、協議の場を持って、少しでもそういうことができるのかどうか、それを協議させていただいて、ここで減額するという、簡単に一方的にもいきませんので、予算はこれだけ一応予算として上げましたけれども、委員の皆さんからこういう意見もあるということを率直にお話をして、その上で、いや私たちはできませんと、こういうふうになれば、また協議しなければなりませんが、そんな申し入れをして協議をさせていただきたいと思います。この場でどうするという結論は出せませんけれども、協議をした上でまたご相談させていただきたいと思います。

委員（大和田和夫君） 次に、52ページであります。未来の翼事業ですか、これ先ほどイギリス体験の方でも何かお話をあったようですが、中学生を対象にイタリアで研修を行い、復興の手がかりを見つけたいというような内容の事業でございますが、これ具体的な説明を求めます。

村長（菅野典雄君） 実はこれ、震災に遭う半年ぐらい前ですか、日本で最も美しい村連合に

飯館村が認定いただきました。あのときは39だったんですが、その後ふえて今44自治体ということで、いろいろな活動をしているわけであります。この前、北海道の大会があったときに、皆さんからいろいろな義援金あるいはいろいろな援助の手を差し伸べていただいたということで、その中で、そのときに来られていたイタリアのあちらの美しい村連合の役員の方が、大変なことのようで、特に放射能ということで、イタリアの方にぜひ応援をしたいから来てくれないかと、このようなお話がありまして、それが少しずつ進んでいると、こういうことであります。

この事業は、あちらに行った分の応援をするという、こういういぢれも小さな村の連合体でございますので、大きな国が大きな予算の中からという話ではありませんので、旅費だけぐらいはこちらで出さなければならぬ、このような状況であります。イタリアも美しい村という運動をやっておりますので、そういうところが幾つか見られるのではないかと思つていて、そういう意味からすると小さな村のこれからのあるようみたいなものが外国の目から見れるのではないか、このようなことで、日本で最も美しい村連合の事務局が一生懸命進めてくれているような事業なものですから、今回それに乗らせていただければと、こういうような事業でこの計画が教育委員会担当ということで設けているところであります。

委員（大和田和夫君） 説明だと20名程度ということでございますが、この20名という選考ですか、どのような形で希望者を選んでいくのか、その辺もちょっと。

教育長（廣瀬要人君） いきさつについては今村長からお話のあったとおりであります。それから、ねらいについてはその52ページのところに書いてあるとおりでございます。子供たちの見聞を広めて、復興の手がかりを得るというような研修をさせようということであります。

選考については、実は今年度ドイツ研修2回ほど実施、これから春休みに2回目実施するわけですけれども、あと冬休みに1回実施をいたします。基本的には中学生を対象、そして全国に散った子供たちも対象に、全国に避難している子供たちも対象に中学生を、飯館村の中学生を対象に希望者を募るということで対応していきたいと考えております。今までドイツの方は大体定員20名ということでやってきたんですが、大体18名、19名でおさまる、イタリアの方は何名になるかちょっとわかりませんが、人数が多くなった場合の対応も考えているところであります。

委員（大和田和夫君） 自主避難されている方も対象となるということでよろしいですか。（「はい」の声あり）

◎休憩の宣告

委員長（佐野幸正君） 暫時休憩します。

再開は2時45分といたします。

（午後2時30分）

◎再開の宣告

委員長（佐野幸正君） 再開いたします。

（午後2時47分）

委員（志賀 肇君） 企業支援についてお伺いをしたいと思います。

企業支援は大変重要なことであります、村は条例をつくりまして雇用拡大に支援を続けてきたところでございますが、今回、原発事故によりまして零細事業者については大変苦労しているところでございまして、この零細事業者に対しまして何らかの形で支援をできなものか伺っておきたいと思います。

産業振興課長（中川喜昭君） 企業支援ということで、商工業者、事業所等の支援でございますが、避難に当たりましては、避難先での操業という部分では現在まで仮設プレハブによります事業所の建設、あとは移転費、あとはいろんな設備のリースの部分については県の4分の3の補助をしてきたというところでございます。

それで、次年度、24年度におきましても、今確認しているところでございますが、中小企業によります仮設プレハブの建設については継続して行っていただけるという部分で確約をとっているところでございます。なお、県の方の4分の3の移設費、リース料の補助という部分については、県議会の方がまだ開会中ということで、はつきりはしていないということですが、移送費についてはまだどうなるかわかりませんが、リース料、継続してやる場合のリース料、あとは家賃への補助等について、土地代の補助等については継続されるというような話を聞いております。なお、県については再度、県議会が終った時点で確認をしていきたいと考えております。

委員（志賀 肇君） 国・県のことは重々わかりますけれども、村について、このような時期だからこそ零細企業に対しましても何らかの支援が必要と私は思っているんですけども、どうでしょうか。

産業振興課長（中川喜昭君） 村としての支援につきましても、予算的な措置等は具体的に避難等の部分については上げておりませんが、それぞれ避難先において事業所を開業したいと、操業していくたいという部分については相談の窓口等を開きまして、それなりにやっている状況ですが、やってるところでございます。今後も避難先において操業等をしていくたいという方については、予算的な措置はありませんが、側面から支援をしていきたいということで考えております。

あと、今回、予算の中で上げております、現在まで休止しておりましたベンチャー企業の創出支援事業ということで、農村楽園の基金を使いまして、新しく避難先等で起業したい方についてはそれらの村の補助等を使って支援をしていくという部分も一つ上げているところでございます。

委員（志賀 肇君） 答弁をお願いしたいと思います。

村長（菅野典雄君） ほんとうに大変な状況、いろんな方たちにおいてるわけであります、精いっぱい村としてもいろんなことをやりたいということで、国の事業その他県の事業などを使わせていただいてやっているところであります。今お話が課長からありましたように、やりたい、こういうことの方に対しては村外に事業所をつくさせていただいて、やっているところですが、その結果、やめた方もやはりいる、あるいは休業した方もいる。そうしますと、その辺精いっぱいやっているところの方たちへの支援という形になるのかなと、こんなふうに思っていますが、なかなか基準としては難しいところがあるのか

など、こんなふうに思っています。どのような支援ができるのか、余りあれもこれもという形になりますと、これは公の税金でありますので、その基準を決めるのに非常に悩ましくなってくると、こういうことでありますので、多分もし考えられるとなれば、何かその事業所が進める上で、何といいますか、従業員の方の福利厚生的なこととか、またそういうで幾らかなりとも考えられるということもあるのかなという気がしますが、この事業所にこんな応援、こういう店にこういう応援という形になりますと、非常に広がりがなって、示しがつかない形になるのではないか、あるいはほかから非難的なことが出るような形になるのではないか、このように思ってますので、私の全くの、今指名されましたので、いわゆる働いている方の何か福利厚生的なところで何か若干の応援ができるということも、ぐらいかななんというふうに今思っているところがありますが、いずれにいたしましてもまた内部でいろいろ協議をしてみたいと思います。何か統一的な、なるほどこれならばというようなことが、案があれば私たちとしてもやぶさかではありませんので、また皆さん方の方からご提示いただければ考えてみたいとも思っているところあります。

委員（志賀 肅君） そういうことでいきますと、今後検討してまいりたいということであるのか、もう一度伺っておきたいと思います。

村長（菅野典雄君） ですから、今お話をさせていただきましたように、一つは、気持ちは本当に何でもという思いがあります。ただ、一方ではやはり公ということでございますので、広く見渡して、この事業が妥当かどうかというのもしっかりと見渡さなければならぬと、このように思っているので、今お話ししたことは全く私のとっさの私案でございますので、内部的に検討させていただいて、これはということがあればやらせていただきたいと思いますので、なかなかこちらも案がそう簡単に出来るわけではありませんので、皆さんの方からも出していただければ、協議台に乗らせていただきたいと、このように思っているところあります。

委員（志賀 肅君） それでは質問を変えます。

今回、放射能計測のために16台の線量計が設置するわけでありますけれども、目的といったとして場所はどのような方向で設定されるのかお伺いをしたいと思います。

産業振興課長（中川喜昭君） 食品の放射能測定機の設置ということありますが、現在、前にもご説明しておりますとおり6台が今現在村にあるという状況になります。それで、一応今回の24年度の計画の中で上げておりますのは、まず村において、村といいますか、飯館村役場の方に置きまして、2台を23年度からの継続ということで使っていきたいと思っております。あと予算説明でお話ししましたように、松川の仮設の方の仮設直売所の隣に、そこに搬入といいますか、直売所で販売する農作物の放射能をはかってはどうかということで、そこに1台ということで、今のところの計画では3台を活用していきたいということであります。残り3台につきましては、まだはっきりしておりませんけれども、教育委員会の方から給食センターでの活用もしたいような旨もありましたので、それらも含めまして、あと3台については今後検討かなという部分で考えております。

委員（志賀 肅君） 今回、委員の方から16台ということを聞いておりますけれども、この設置場所について伺ったんですけれども、モニタリング16カ所。

産業振興課長（中川喜昭君） 大変失礼しました。文科省の可搬式といいますか、定点、決めた場所でのモニタリングという部分であります、16カ所という話であります、具体的に言いますと、1月末から随時つけておりますのが13カ所あります。これは学校関係、草野、飯樋、臼石、この学校三つと、あとは大倉の体育館、前乗の集会所、佐須公民館、前田公民館、あと八木沢、小宮、上飯樋、比曽、長泥、蕨平に一応13カ所ということで決めていただきまして、場所等も決めまして、今設置をしている状況でございます。その後、文科省の方から五つほど追加したいということで、一応内部で相談をさせていただいて、13カ所以外ということと、あとは村の方でやっているモニタリング調査の場所の兼ね合い等を見まして、関沢、宮内、前田八和木、関根松塚、二枚橋の五つの集会所等につけていきたいということで、文科省の方から村の方に来た部分の計画を今して、実施をしているところでございます。

○ 委員（志賀 肇君） 全行政区につけなくては一応効果が出ないと私は思っているんですけども、これについてどう考えているのか。

産業振興課長（中川喜昭君） 委員お質しのとおり、各行政区に1基ずつ入ればということでございますが、今13カ所、あと五つほどということで、入らない行政区については大久保外内と伊丹沢ということです。現在、伊丹沢については役場であるということで兼ねることができますかなど、ただ場所がかなり集会所と違いますので、今後その2カ所については要望していきたいなと思っております。

委員（志賀 肇君） 質問を変えます。

20ページ、見守り隊の需用費であります、649万7,000円とありますが、これはユニフォーム代として説明がありました、放射線に対しての防護服兼用のユニフォームなのかお伺いをしておきます。

住民課長（大久保昌憲君） このユニフォームにつきましては、150人分で夏物と冬物の新規の更新分です。隊員がかわられたり、あとは不足分というような形でのユニフォームであります、防護服等のユニフォームという想定ではありません。

○ 委員（志賀 肇君） さらには、備品購入費として線量計411万6,000円と説明があるわけでございますが、今まで使用していなかったのか、また取りかえる理由としてはどのようなことで取りかえるのかお伺いをしたいと思っております。

住民課長（大久保昌憲君） 400人分ということで計上しております。現在はガラスパッチですか、ということで隊員個々の方に携帯をしていただいて、携行していただいているわけですが、ガラスパッチはどちらかというと消耗品的な製品であったということで、数値が余り信用性がなくなってきたというか、ちょっと高かったり低かったりというような、そういう結果も出ておりますので、24年度につきましては新たな積算線量計を購入して携行していただくという形で考えております。

委員（志賀 肇君） このことによって、働く労働者に対しては全員が安心安全で働くのかと思っておるんですが、執行部といたしましてはどのような考え方を持っているのか伺っておきたいと思います。

住民課長（大久保昌憲君） 今現在も個々に線量管理をして毎月集計をして、賃金の支払い日

には隊員の方にその数値を、毎月の分と積算ですね、線量についてお知らせをしているところです。今回新たに、もうちょっと性能のいい線量計をお渡しをして、さらに健康被害といいますか、健康管理の分を徹底していきたいと考えております。

委員（佐藤八郎君） 最初に、広域農業の開発事業の負担金、大谷委員からもありましたけれども。

委員長（佐野幸正君） ページ数を言ってから。

委員（佐藤八郎君） 何ページだか。1,200万円ほど残があるということで、この残るのはわかりますけれども、相手状況はどういう方で、何名おられて、今後納入していく見込み的な部分はどういうものなのかなと思うんですけど、お知らせ願います。

住民課長（大久保昌憲君） 広域農業負担金のまず23年度の収入状況であります。まず隔障物ですと、ちょっと順序ばらばらになりますが、隔障物ですと3万4,200円、収入額です、これは1人。あと土地につきましては163万3,000円、11人の方。あと農機具ですと9万9,000円、1人。農具庫ですと2万8,000円、1人ということで、23年度につきましては延べ13の方に179万5,000円ほど納入していただいております。当初の未納額が20人ございました。この中で23年度は3の方に完納していただいたということもありまして、現在は17の方がまだ未納というような状況で、未納額につきましては先ほどの隔障物ですから農具庫まで含めると2,054万4,000円というような状況になっております。

今後も、ある程度少額の方もいらっしゃいますので、その方には極力完納いただくというような考え方をお願いをしていきたいと考えております。また、農機具とか農具庫につきましては、結構額が大きいもんですから、この方につきましてもいろいろ収入状況など相談をさせていただいて、全額というわけにいきませんが、大分額も大きい方もおりますので、定期的に納めていただけるような話し合いを進めていきたいと考えております。

委員（佐藤八郎君） 心配は、こういう計画避難区域、こういうことの中での借金というか、未納金があることで、本人がどういう思いでいるのかという部分が心配で聞いたんですけども、少額の方々が半数ぐらいおられるんでしょうか。多額の人が何名になるのか。

住民課長（大久保昌憲君） 現時点ですと、少額といいますか、まずどの程度が少額かというのもあるんですが、50万円以上の方ですと11名ほどいらっしゃいます。50万未満の方が7名ほど、ダブっている方もいるということで、50万円といつても少額と言っていいのかどうかわかりませんが、そういう方については極力完納できるような状況でのお願いをしていきたいと。

委員（佐藤八郎君） その方とは十分話し合い、協議の中で進められる状況にはあるということですね。

住民課長（大久保昌憲君） 十分協議できるという状況では決してないわけですが、役場に見えられたときとか、あとは電話等でそういう形での現在はお願いをしているところでございます。避難という状況でありますので、強制的にという状況ではありませんが、極力納めていただくということでお願いしています。

委員（佐藤八郎君） 先ほど北山委員の質問の中で、小学校、幼稚園、学童保育、預かり保育、これいろいろ完成するまでちょっとばらばらにされている中での問題で、大変保護者なり

学校関係者なり先生方、不安な部分あるんだと思うんですけれども、これ柔軟に対応するということはどういうことで柔軟な対応になるのか、柔軟な対応をしたいということで答弁ありましたが。

教育長（廣瀬要人君） いろいろと柔軟な対応を考えているんですが、まず保育時間ですか、一応6時半ということになっておりますけれども、先ほどありましたように、広域の避難先から子供を迎えるに来るという状況になっておりますので、この辺は柔軟に対応していきたい。そんなに遅くなることはないだろうと思いますけれども、7時ごろまではやむを得ないだろうと思っているところです。その他、人数についても、定員はあるんですけれども、その辺も柔軟に対応していきたいと。もう一つ上げるならば、預かる条件として就労証明書を求めているわけですけれども、この辺も就労してはいないけれども預かってほしいという家庭が何件かございます。これはいろいろとこういう状況ですので理由はあるんですけれども、例えば介護の両親を抱えているとかいろいろ理由がありますけれども、この辺は基本的には就労証明書を出してもらうということで対応していきたいと思いますが、そういう特別な理由の家庭については教育長が直接面接をして判断をしていきたいと、そして柔軟に対応すると、そんな3点の柔軟を述べさせていただきました。

委員（佐藤八郎君） 柔軟な対応、体制とかいろいろきちんとされないと、どこかにしわ寄せが行くというか、どこかに不安材料が出てくるというか、そういうふうにちょっと受けたんだけど、そういう心配はないですか。

教育長（廣瀬要人君） 柔軟が逆に、その辺は配慮しながら対応していきたいと。

委員（佐藤八郎君） 12ページ、村のホームページ業務委託というふうにあるんですけど、菅野委員からもあったかと思うんですけど、この業務委託、どこまで責任持たせたり、役割を持たせて、村は委託したことにどうかかわって、村のものとしての責任を果たすのかお聞かせ願います。

総務課長（中井田 栄君） 責任につきましては村の方にあるわけでありまして、民間委託によって、先ほどお答えしていますように、とにかく迅速に避難によっていろんな情報が村民としては求めているわけでありますから、迅速に情報をまとめて、そして村民の皆様に幾らでも早く送らせていただくという意味で、今回、民間の委託の方をお願いをしていきたいと考えております。

委員（佐藤八郎君） そうすると、委託を受けた会社がこういう内容でこうだという部分では村はチェックというか、そういうものは全くかかわらないわけではないでしょうし、あとは例えば1カ月とか2カ月とか、どういう流れでホームページそのものも、半年とか、どういう流れに、これを受け取る、ホームページを見る村民側からすればどういうふうに考えていればいいんでしょうか。

総務課長（中井田 栄君） ホームページの民間委託につきましては、作業する場は我々と一緒に事務所の中で、こちらに来ていただいて、そして随時担当と打ち合わせをしながら、さらには責任の問題もありますけれども、きちっとまとめたものを発議をして、そしてホームページ上に、あと紙ベース上に載せてというふうな手順をとっていきたいと考えております。

委員（佐藤八郎君） それは期間ごとになるんでしょうか、1年に4回とか半年とか。

総務課長（中井田 栄君） 年間を通してというふうなことで、土日は取材等あれば取材をしていただきますけれども、年間を通して我々と一緒に事務所に机を置いて、そして仕事をしていただくというようなことをしております。

委員（佐藤八郎君） 45ページの学童プレハブ施設210万円とあるんですけど、これはどんなもので、扶助費、活用方法、きちんと目的に主たるものになってるのかどうか。

教育課長（愛澤伸一君） 45ページの学童保育プレハブ施設でございますが、こちらは新しくつくります仮設の幼稚園の敷地内に設置する学童保育用の保育施設として設置するものでございます。およそ面積は78平方メートル程度を予定しております、今後早急な設置を目指してまいりたいなと思っております。

委員（佐藤八郎君） その中の学童保育が十分、24名でしたか、今のところ、その目的に足るものだということですか。

教育課長（愛澤伸一君） ちょっと今手元に資料がないのであれなんですが、国の保育基準1人当たり1.54平方メートル程度であったかなと考えております、この面積ですと40人は優に保育できる、失礼しました、1.65ですね、国の基準は、ということでございますので、施設としては十分な広さを持っているのかなと考えております。

委員（佐藤八郎君） 47ページの教育を語る会というものが登場してきましたけれども、30万円のこれどんな役割やら任務、成果を考えてのどういう流れの中で協議会になるのか、何かきちんと目的なり何なりはどういう役割を果たすものなのか。

教育長（廣瀬要人君） 10何年か前でしたか、飯館村の教育を語る会という会がありましたけれども、私もそれに参加して意見を述べてきた部分があるわけですけれども、イメージとしてはそういうイメージですけれども、飯館村の教育について広く村内外の人々から意見を求めて、教育の充実、振興を目指す講演会にしていきたいなど、そんなふうに考えております。

委員（佐藤八郎君） 広く意見を求めてということで、どのぐらいの広さなり、どういう人たちの構成になっているのか。

教育長（廣瀬要人君） 人選とか、どの辺の範囲とかというのはまだ構想の段階で、まだ詳しくは決めておりませんけれども、今お話ししましたようなねらいを持って広く飯館村の教育について熱く語っていける人たちに集まっていたら、その意見を教育行政に反映して充実振興につながっていけばいいなと考えております。

委員（佐藤八郎君） これは県内、県外問わずそういう方を募るのか、今まで飯館と提携されている学院大なり福大なり、ある一定の部分の中で構成メンバーを選定するのか、はたまた教育関係の村のOBの方とか、わかりませんけど、どういうようなところになるんでしょうか。

教育長（廣瀬要人君） 今、申し上げましたように、まだ詳しい要綱等はつくっておりませんけれども、そこにありますように、一般村民も含めて学識経験者あるいは村に今までアドバイスをいただいた先生方等も含めて参加していただいて進めていきたいなと考えております。

委員（佐藤八郎君） 50ページの複式学級補正講師90万円について、何か説明の中では国の派遣ではあるけれども、全額県で持つてのような、村の中で活躍してもらうには不足分が出るというような説明だったかと思うんですけど、なぜ県は派遣するのに全責任、予算的にもとらないんでしょうか、その辺をちょっと。

教育長（廣瀬要人君） これは、複式補正の配置教諭は非常勤講師を当てる事になっておりまして、1日6時間だったと思います、勤務。そして、月曜日から木曜日までの勤務というような条件に、失礼しました、5時間勤務、そして月曜日から木曜日までの勤務。したがって、その体制でいきますと金曜日の勤務がない、放課後の勤務がないということで、非常に校務運営上、学級担任がいなくなるというような状況にもなりますので、23年度も臼石小学校に複式補正が入りまして、放課後足りない部分、金曜日の勤務の分を村で予算化して、1日勤務できるような体制をとっていただいたわけであります。大変現場から喜んでもらっております。新年度につきましてもそのような予算的な配置をして、教育の充実にこの教員を生かせねばなということでお願いをした予算でございます。

○ 委員（佐藤八郎君） この非常勤で来る教員の方は、飯館村に来る方はそういう形になるんですけど、そのほかに行っている方は月曜日から木曜、1日5時間という流れの中でやっているんでしょうかね、現実に。

教育長（廣瀬要人君） 複式補正の入っている学校はそう多くはないんですけども、県内全般に複式補正については今お話ししたような勤務条件でそれぞれの学校に配置をされているところです。幸いにも飯館村は今お話ししましたように足りない部分の予算的な措置をとっていただきましたので、一般教員と同じように使えるということで、非常に私としてもありがたいなと思っております。

委員（佐藤八郎君） 教育長が考えるに、なぜ派遣は県ですると決めるわけですから、要望にこたえる予算もついてきてもいいんではないかと私なんか簡単に思うんだけど、なぜそれを県は出さないようにしてるんでしょうか。

○ 教育長（廣瀬要人君） 私も県の教育長でないので困る質問で、ちょっと困るわけですけれども、前々からこういうような措置をしておりますね。多分非常勤講師にかかる予算の限度があるんじゃないかと思っております。

委員（佐藤八郎君） 55ページの村民イベント600万円、これ提案理由なり何なり、委員からもありましたけど、この基本的な考え方というのと、村民がどれだけこれに参加していくのか、去年の村立55年のイベントは既に村民が出ていくころは全部仕上がっている这样一个流れですけれども、何か震災前のやり方と同じことを今もやっているなというふうに感じて、もっと村民が結集する中でやっていかないと、村民がつくり上げるものにならないんじゃないかと思うんだけど、特にこういうときだからそのことは時間かけてやらないとダメかなと思うんだけど、そうは思わないで、今年も淡々とやるということになるんでしょうか。

村長（菅野典雄君） 先ほどもお話ししましたように、もちろん村だけが段取りをして、さあ村民の皆さんいらっしゃいという話がすべていいとも思っておりませんので、去年はどのような形でしたから、思うように住民の参画、いわゆる計画段階の参加というのはできな

かつたこともありますので、これからはそういう何人かの人たちに20人ぐらいのスタッフでも何でもいいでどうから集まって、さあやってみましょうと、あるときは若い方でやったり、あるときは年配の方でやったり、いろいろなパターンができるだろうと思いませんから、ぜひ佐藤委員もご参加いただければと思っております。

委員（佐藤八郎君）　いや私はまざらないとは言いませんけれども、多くの村民が、例えば今はかなり分散されていますから、そういう地域ごとにある一定の人たちが寄り添って、みんなでつくり上げるイベントにした方がいいんではないかということから、やはり基本的にはいつの時期に何をというのまだ私には見えないんですけど、その部分さえある一定の時期が決まれば、それに、その最初の時点からもイベントの部分ということでの村民への広報なりそういうのはできると思うんですけど、どういう流れでやろうとしてこの600万円というのがあるのか。

村長（菅野典雄君）　今、お話しいただいたそれぞれの地域なり自治会なりでというのはそれなりに予算をとっておりまして、いろいろな、まだ数は少ないですけれども、そういう動きの中でやっている、こういうことあります。ですから、この二つだけですべておさめましょうという話をしているわけではないわけでありまして、それぞれ各行政区の動き、そして新しい中でのコミュニティーのあり方というものにも村としては支援をさせていただいているということあります。

ただ、それだけでいいのかということになると、やはり1年に一、二回は皆さんで集まる機会を村民の実行委員会があってもないにしてもやっていくべきではないかということ。2月のことは実行委員会は各行政区の区長さん方にお願いをして、一度かそのぐらいはお集まりいただいて内容の説明なりあるいはお願いなりをしたりして参加をしていただいたと。多分今おっしゃっているのはもっともつとつくり上げるというところに意を用いようと、こういうことだろうと思いますから、これから事業でありますので、そういうところに意を用いてある程度できるのではないかと、このように思っているところであります。

内容については、まだ、特に1月か2月かわかりませんけれども、それについては大体この前2月にやりました、ああいう形で村の腰掛けでございますので、村のある程度説明をしながらこれまで20数年やってきた村の重大ニュースなどの発表をしながらやっていくと、あるいは途中で何かあるならばその説明なり、あるいは表示なり何なりをしながらやっていくと、そういうことに、内容は若干違うかもしれません、大体私はそんなパターンなのかなと、そんな形なのかなと思います。夏から秋にかけてのは全くこれから皆さん方の、あるいは場合によっては実行委員会の人たちのアイデアなり何なりでこんなことをやりたい、こういうことをしていけばいいのではないかと。ステージに上がってどうのこうのというのもありますでしょうし、じっくりとからの村づくりをみんなで話し合うというのもあるでしょうし、いろんな形であるのではないかと、このように思っているところであります。

委員（佐藤八郎君）　38ページにおける避難生活支援の駐車料122万4,000円というのがあるんですけど、現状の中では1台分以外で納めている人すべての分ということに23年度はやつ

てきたのか、さらにそれも避難している部分ということで、県内外問わずに支援をしたのか、1世帯当たり何台までは見ているのか、そういう中での88台分という予算計上なのか、聞いておきたい。

産業振興課長（中川喜昭君） 駐車料金、仮設住宅、公営宿舎の予算にかかる部分であります、一応説明しました88台分は、まずは松川雇用に66台分、あと信夫雇用住宅の方に9台分ということで、大変失礼しました、松川雇用に60区画分、あと信夫雇用に、単価が違う部分でありますが、11台分ということで、78台分か、ちょっと済みません。

○ ◎休憩の宣告

委員長（佐野幸正君） 暫時休議します。

（午後3時36分）

○ ◎再開の宣告

委員長（佐野幸正君） それでは再開をいたします。

（午後3時36分）

産業振興課長（中川喜昭君） 大変失礼しました。村の方でお借りしている駐車場が88とお話ししましたが、78で訂正をお願いします。大変申しわけありません。計算が違っていました。それで、松川雇用の方に67台分、信夫雇用に単価が違いますが11台分で78台であります。

それで、松川雇用の方が1台分の月の料金が1,000円、信夫雇用が月3,000円のが9台、4,000円のが2台分という形でございます。それで、一応駐車場につきましては、各戸1台ということでの割り当てをしているところでございます。2台目以降についてはそれが探すか何かで個人負担をしてもらうというような形で取り扱ってきたところでございます。

委員（佐藤八郎君） そうすると、いろんな民間アパートも含めての云々、1世帯1台分以上の部分の支援をしているという部分ではないんだね。最低限の1台分を出しているということなんだね。それ以上のものはみんな自己負担だと。

○ ◎休憩の宣告

委員長（佐野幸正君） 休議いたします。

（午後3時38分）

○ ◎再開の宣告

委員長（佐野幸正君） それでは再開をいたします。

（午後3時38分）

産業振興課長（中川喜昭君） 補正の方でという部分もありましたが、基本的な考え方としては1世帯1台の駐車場を村としては借り上げをするという方針でやってきました。多分補正の中でも2台分以降見てはどうかというような議員からの意見等いただきましたが、最終的には村としては1台だけで進めていきたいというような答弁をさせていただいたような気がします。

委員（佐藤八郎君） それでは、総括的に若干言ってみたい。

自立していくための施策ということで、やはり雇用の場なり仕事、職場づくり、いろいろ

ろこの中間の議会にあって、紹介してもなかなか働く人がいないみたいな部分もあるんだというお話ありましたけれども、今年の部分については、現在、現地雇用とかそういう部分で雇用の場をつくって部分、仕事とか職場づくりした部分、そういう政策の中で漏れる部分は働きたくない人だけなんでしょうか。

産業振興課長（中川喜昭君） 今、委員からお話がありましたように、村としましても国・県の補助等を使いながらそれぞれ必要な職場等に人を配置しながら、また大きくは全村見回り隊というようなことでやってきております。あとそのほかにも、今さら言うのもあれですが、村内警備という部分もやってきたということでございます。

それで、そのほかに漏れている方ということで、具体的な数字は把握はしておらない状況でありますが、そこにならない方々については担当の方でハローワークの相談会等をそれぞれ仮設でやったりとか、あとは何かイベントがあればやったりとかというような状況で、働きたいという人たちの救う部分はやってきたところでございます。

あと、やはり先ほどもお話が出ましたように、いろいろな情報を出しても、休業補償の関係とかそういう部分でもう少し見合せしたいという方々もありますし、あとは若い方々にも声をかけるんですが、なかなか今のところはいいというような、個人的にも声をかけてるときにもそういう話があるという状況でございます。そういう意味では、いろんな制度を使っての雇用の場の確保をしたり、あとは相談会等をやりながら進めているという状況でございます。

委員（佐藤八郎君） 今年のメインとなる雇用の場づくりは、今の答弁以上のものはないということなんですか。

産業振興課長（中川喜昭君） 今回、予算の方で上げているのが村としての施策としての考え方ということでございます。ただ、もっともっと声をかけていただければ働きたいんだという方々がいるかもしれないという部分では、先ほど言いました相談会、ハローワーク等の相談会等を充実させていくということで、23年度も十分にやってきたつもりでございますが、もっと相談をしながら進めていかなければと考えております。

委員（佐藤八郎君） 高齢者の職場、高齢者といいますか、60とか50後半になると職場探ししてもないという方がいて、そういう方が村でどんな仕事なり雇用の場をつくってなりそういうものがあるのかということで、ハローワークはそういう部分の人は最初から排除になってるんで、そういう人たちが圧倒的に飯館の農村というか、農業立村の村だったので、まだまだ自由に70、80、健康のうちにやれる職業についてたもんですから、そういう流れにあると思うんですけど、そういう人たちに対しての仕事づくりなりはどういうふうに進めてまいりますか。

産業振興課長（中川喜昭君） お質しのとおり、村の方の部分でも事務補助にお願いするにもある程度パソコン等を使える方という形で限定してます。年齢とか男女別とかは全然要件には上げておりませんが、どうしても技能的にパソコンを使える方ということで事務の方をお願いしている部分、補助の方をお願いしている部分あります。そういう部分ではパソコン等を使えない、こういう言い方はあれですが、高齢者の方々にはなかなかそこは難しいかなという部分があります。

避難するに当たってそういう農業という職を失った方々の雇用の場の確保ということでは、やはり全村見守り隊がその一つの施策としてとってきたと考えております。ですので、現在も年齢別なものは見ておりませんが、多分にして60歳代以上の方がメインなのかなと思っております。そういうことで、農業という職業を失った方々に対してはそういう支援をしてきたと考えております。

あと、現在、農政の方で避難先においての農業の意向調査という部分も今とりまして、集約中でございます。やはり避難先において農業をやりたいという方々も大体50から60人ぐらい、まだ詳細は見ておりませんが、という形になっています。年齢的にもやはり60歳代が多いという状況でありますので、条件のいい支援があるかどうかという部分も、今後國の方との話になりますが、そういう部分でも支援できればと考えております。

委員（佐藤八郎君） 今後の國の進め方によるでしょうけれども、除染作業という部分が振興公社を窓口に村内に事業体がつくられていく中で、どれだけの人がそこで雇用の場とできるのかわかりませんけど、その辺の見通しとしてはどのように見ているんでしょうか。

副村長（門馬伸市君） まず、除染の前に仕事の話ありましたけれども、いろいろ私も建設業者あるいは普通の企業の人にも話を聞いてみましたが、募集をかけても手を挙げてこないということで、非常に心配といいますか、人手不足だという話を聞いてます。今、南相馬とか浜の方の海岸の方ではいろいろ復興というか、再生のための仕事が結構あるようありますて、ただ、飯館村の前に土建業で働いていた人たちも避難して、声はかけるんだそうですが、いや働くと補償が受けられなくなるからとか年金が差し引きして年金に響くからとかということで、みんなではないですけれども、働く意欲がなくなってきたいるという、これは何の影響でもない、避難させられているための影響だと思いますが、そういう方々が、特に50代、60代ですね、そういう方々が非常に多いんだと。業者の方でも仕事はとったけれども工期までに完成できない。よく入札の不落が出てきているというのも、人手が集まらないので、受けても、とっても完成できないというのがあるので、それないんだという話をしました。単価だけではないんですね、人手が集まらないという話。ですから、かなり職を失っている人がいっぱいいるはずなんですが、そういうふうに働く意欲がなくなってきたいるということが影響しているんだと思います。それで、村の方でも、今お答えしたように、具体的に働きたいんだけども、仕事欲しいというのは現実的に村の方に電話はほとんどかかってこないんですね。仕事がないから何とかしてくれるという話はないんです。ですから、そういう企業の雇用の提供があっても手を挙げないという人が多いので、その辺、これ精神的といいますか、そういう避難の影響もあるんだと思いますけれども、それが蔓延してきますと幾ら仕事の場をつくってもそこに就労する人がいないというのは問題だなと思っていますので、その辺大きな課題かなと思っています。

あと、除染作業なんですけれども、振興公社の方では1回目の理事会のときにはまだ具体的に方向性が見出せないので、理事会としては結論を出せなかつたんです。それで、23日に2回目の理事会を開いて、除染に対する受け皿となるための情報を、いろんな情報を収集して、判断できる材料を今集めているんですけども、その中で13地区の会議で、ど

ういうふうになるかわかりませんけれども、具体的な判断が一定程度示されるのではないのかなと。

作業については、一番心配しているのは健康の被曝ですね。作業によって被曝をすることだと思いますので、多分最初に、例えば除染作業が本格的に始まった、そのときに登録制か何かになると思いますけれども、そのときに最初はどれだけ集まるかというは私たちもわかりません。過般の関係機関、団体が集まったときには、集まって二、三百人ぐらいじゃないですかねという話はそれぞれ業者の皆さんとか関係機関、団体の話によればそのぐらいかなと。ただ、これもやってみないとわからないと思います。見守り隊も最初はいなくて非常に困りました。行政区によっては自分たちでできないので、よその応援をもらわないとできないと。ただ、今は、先ほど村長の方からお答えしたように、多くて欠員待ちというような話になっています。この除染の方も、単価にもよりますけれども、作業単価にもよりますけれども、それによってはかなりの方が手を挙げるということも考えられますし、逆に少なくなるということも、健康の問題で少なくなるということも考えられますので、今の段階では何人ぐらいと言われてもちょっと難しいのかなと思っていますが、大体の村として働くような環境としては約300人ぐらいが、最初は300人ぐらいが上限じゃないのかなというような話はしています。

委員（佐藤八郎君） こと放射能物質による部分が飯館村に入ってやる場合は必ず関心を持たれる部分、しかし飯館村なり県のアドバイザーの方に言わせれば、なかなか仕事に、ハローワークとか部分で、つけない人たちは寿命の方が先に来るようなアドバイザーの意識がいっぱい振りまかれておりますけれども、二、三日前、チェルノブイリの実態、ウクライナの実態を聞く中で、1.5とか6マイクロシーベルトあれば、そこは立入禁止にしてる地域さえある。だから、世界の中ではもっと高い部分でも何ら平気で働いている国もある、いろいろあるようですけれども、それでは飯館の村民に対してはどの程度までは裕びながら仕事していいというふうに進めるのかというの非常に難しい部分があると。当面、復興計画の中では5ミリシーベルト云々というのがありますけれども、将来的に1ミリを目指すものであるけれども、今の段階ではそれは中間貯蔵してそこに住む場合のお話であって、作業工程なり除染するなり今の見回り隊の置かれている放射性物質のある環境の中では、確かに線量計をつけた中での健康管理を必ずきちんとやるというのが前提に立っておりますけれども、その部分では世界中の生きてる中で、日本人、特に飯館とか線量の高い部分は4あっても3あっても普通のふだん着で仕事してるわけですが、その辺を厳格に守らないと今後いろんな問題が起きてくるし、村民の中に不安も広がってくるのではないかと。これからリスクコミュニケーション云々で今年の予算もいっぱいあるようですが、その辺でのことを兼ね合っての若者で仕事しない人はなかなか立ち上がりれない部分あるのかなと。だから、仕事を与えようとしても働かないだけで黙って今は見ているしかないんでしょうかね。

副村長（門馬伸市君） 黙って見ているということではないわけで、いろいろあ斡旋もしてますし、何ていいますか、意見も聞いてますし、ただ、働く意欲のない方に仕事どうでしょかという話をしても、今のところは多分精神的な部分とか避難によってとかということ

で、そういう意欲がないのかもしれません。本質的に働きたくないというのではなくて、そういう気持ちがあってどうも働く気にはなれないというのかもしれません、私はわからないんですけども。いずれにしてもそういう現状なんです。ですから、避難しますから、避難先での仕事も結構あります。それから、操業を継続しているところも従業員を募集しています。ですが、いずれも、菊池製作所、20人募集したのに1名という話でありましたから、やはりなかなか働く場所はあっても働く気になれないのか、そういう気なのかわかりませんけれども、そういう現状なもんですから、新たに何かつくって雇用の場をというの難しいのではないかなと思います。

ただ、農業分野ではそれぞれ自立して避難先で農業をやりたいという人は動いてます。そういうのは動いて、村の方では積極的に支援をしていくつもりです。それ以外の、前に農業をやってた人は、300数十人は見守り隊の方に入っている人がほとんどだと思いますけれども、見守り隊の中でも高齢者だけでなく若い人が働いてますね。若い人は多分これから将来、独身の人もいるようありますけれども、結婚して子供を育てていく場合には、いつまでも見守り隊でいいのかということもあって、それはしっかりと仕事を見つけて、村もあせんをしながらそういう動きもしていく必要があるのかなと。見守り隊が決して悪いわけではないんですけども、若い人たちがこれから将来のことを思えば、もっと安定した仕事を持つて、年金なり将来のそういうところで働くような場所を提供していく必要があるのかなと。本人次第ですけれども、そういう働きも村としては一方ではしていかなくちゃならないかなと思っています。

委員（佐藤八郎君） この間、私なんかもかかわって、生きがいづくりとか楽しみづくりとか、村民参加の自主的な組織の立ち上げとか、いろいろそれぞれいろんな方が協力されてやられてますけれども、今の村の中でのそういう部分でのつかみやら今後の見通しですね、伺っておきます。

副村長（門馬伸市君） それぞれやはり自分のやりたい仕事がある人もいるようありますし、避難先で、先ほど課長の方からベンチャー企業の支援事業の話がありましたけれども、避難先でそういう加工とかそういう事業機械を入れたりしてやっていきたいという人もいるようありますし、また一方では高齢者の生きがい対策ということで、松川第一でしたか、グループの皆さんのが、松川第一だけではないと思いますけれども、そういう手仕事ですね、そういうので趣味と実益を兼ねて今動き出して頑張っている皆さんもおります。ですから、村としては積極的にそういう動きをしている方についてはサポートしていきたいというふうに思いますから、やる気のないところにおぜん立てをして「どうでしょうか」というのもいいかもしませんが、それはなかなか発展はしていかないだろうと。やる気のある人たちがこうやりたいので何とか支援をお願いできぬかというところは将来性があるということなので、そういう動きが二つ三つ出てきましたので、そんな動きを大切にして、また新たな事業といいますか、やる気のある方が出てきましたら、農業にしろ、商業にしろ支援していきたいと思っております。

委員（佐藤八郎君） ベンチャー事業なり松川初め吉倉、いろんなところでやって、いろいろあるようすけれども、震災前も含めてまでいブランドの商標というか、そういう商標が

できて、何年前にだかつくったという話、いろんな会議も何回も、私も何回かませてもらってやつたんですけども、いつあの商標は表に出てくるものになるのか、あのまんま、商標というか、シールですか、そういうものは、までいブランドにかかる部分ではどういう、商標登録なり何なりの動きは今まで、現在まとめてみればどういうふうになってますか。

副村長（門馬伸市君）　避難前までは、もうすぐという段階になっていたんですが、今回の避難によって、去年はそんな話ができる状況でもありませんでした。今年はそういう避難先であっても、までいな加工をしているグループもいます。あるいは、先ほど手づくりの話をしましたけれども、そういう手仕事をしている人もいます。ですから、までいブランドの委員会を立ち上げはしたんですけども開店休業なので、避難先だって別にそれをつけられないということはないので、積極的にその商標は避難先であっても生かしていくべきだし、今年はそういう動きはぜひ少しずつやっていかないと、避難しているからだめだ、これもだめだではなくて、避難先でもできることもいっぱいありますから、委員会を再度、メンバーは変わるかもしれませんけれども、立ち上げをして動き出したいなど、こんなふうに思っています。

委員（佐藤八郎君）　生活補償の部分での取り組みについて、北山委員なり菅野委員からもありましたけれども、被害者の立場に立って全面賠償というのが基本的には大事だと思うんです。具体的な取り組みは村民には見えてないんですよね、村は何もやってくれないみたいに見えてるんですけど。そういう部分では、今年の中では担当なり弁護士を活用しての相談活動というのがありますけれども、北山委員からあったように、それでは何かリーフレットなりパンフレットなり、そういう今までの1年通して見た中での村民が最初にぶつかる点、あとそんなことをやってみて向こうから言われた点とか、いろんな点を歩いて整理する中でマニュアル化したものを提示して参考にしてもらうというようなことは考えていなかどうか。

前々から私主張しますけれども、やはり損害賠償、被害者の立場の対策室をきちんと設けて専門にやらないから、いつまでたっても村は何もやってくれないことになるんですよ。そういう部分も今年は、弁護士とか担当は去年、前年だったわけですから、相談会も何回もやつたし、社協でも、あといろんなボランティア団体、いろんな部分でかなりの数やられてます。この辺行政がきちんと明確に責任をとる、損害賠償対策室なり専門組織をきちんと持つことが今大事なことではないかと。そうでないと、関東、関西の方に行けば、既に収束宣言されて、除染が進んで始まって、そして川内は帰村になって、飯館も何か帰村、一部なるみたいだということの意識で情報がつくられていて、その方向なんだなという、いわゆる風化現象に輪をかけられて進んでるわけですから、被害者という立場をやはり貫く意味ではその辺をきちんと据えないと、要求しないと、東北人はおとなしいだけで終わってしまってはいけないと思うし、村民が被害者という立場になったわけですから、そのことについてはどういうふうに整理され、今年はどういう意味で加害者に立ち向かおうとしているのか、その先頭に立とうとしているのか伺うものです。

村長（菅野典雄君）　当然、これ、もとは東電なり国の責任で、我々が大変な思いをしている

訳ですけれども、それに対するしっかりとこちらからの主張というのは当然であります。これまでにもやってきましたし、これからもやっていくつもりであります。村民の賠償の件でございますけれども、去年はあのような形で村民はどういうふうに避難させるかというところにかなりの力を注いできましたから、なかなかそこに手が回らなかつたわけであります。今年はごらんのとおり予算の中でもかなりとらせていただいて対応していきたいと、このように思っています。

今お話をありました、村が担当という形でありますけれども、いろいろな形で今まで情報を探したり、いろんな形でやらせていただいています。そういうことで、今回、第2になるのかな、3になるのかな、ちょっと私も、3回目ですか、3回目ではかなりの方が申請をされたと、こういうことを聞いているところであります。まだやってない方にどういうふうにするかということで、今、数少なくなつてはるはずでありますから、そこをやはり整理をして、こちらで村として当たると、こういうことをしていこうということで、だから何もやってないわけでは全くないわけであります。間もなく集計が出てくるだろうと、指示はしておりますから、そういうことなんですが、これから機構改革もありますから、そういう中でどこかの部署に当然そういう対応もしていくということだろうと思ってますので、できる限り賠償に対しての支援はしていきたいと、このように思っているところであります。ただ、何か係なり何なりを置いてという話までには、今手いっぱいの中でやってますので、なかなか村としてはできかねるのかなと、こんなことで、弁護士さんをお願いしたり、あるいはそのときに一緒になってということです。

今考えているのは、弁護士さんにただ任せていいのかという話だろうと思いませんから、何回かの説明会を村として開かせていただいて、これから賠償に関して、その上で対応していただいて、わからないところはまた弁護士さんという、今何となく弁護士さんにすべてゆだねてるというような印象を持たれているというところがどういうふうに村としてやっていくかということかなという気がします。ですから、何回かの説明会を開くという形に、まだ心配だ、わからないという方は集まつていただいて、そこで弁護士さんと一緒にになってやりとりをするということもどうなのかなと、このように思つてるところでありますから、何せ全く逃げてるということではございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

委員（佐藤八郎君）　逃げてるかどうかわかりませんけど、村民は村がその立場でやってくれてはいないというふうに思つてます。私も何度も相談会、何ヵ所かでやらせていただきましたけど、弁護士に最初に行ける人というのは限られています。一体何をやっていいかわからない人が多いんです。だから、今まで村が行政としてつかんでるものを、いろんな方々の情報を集めて、最初やろうとしたらどんなことが壁になつて、次に進めもうとしたらこんなことがあって、そういうものがどういうふうにクリアされてきて、そして今現在はこういう流れになってきて、やっと請求できるようになったんだという、そういうものがきちんと、もう既に2回されてる方はされてるわけですから、それは村でもつかんでるわけですから、そのことをきちんとマニュアル的に整理されて、みんなに参考事例として農協みたいにきちんとやるべきじゃないのかと。そういう部分で村民の賠償請求のお手伝いを

当然被害者の立場に立ってやるべきじゃないのかと。まして、どこの課、どこの担当部署に行けば、そこに行けば損害賠償についてはすべてわかるんだという、我々立場でやってくれるんだというものがあつてしまるべきではないかと考えているんですけど、どうでしょうか。

村長（菅野典雄君） ですから、これから機構改革もしましたし、担当も出てくる可能性があります。やりたいと思ってます。何せ逃げるつもりは全くありません。だから、何らかの形で村民の皆様方に我々は一生懸命賠償についても応援しているということをやはり出していかないと、今のような話がどんどん広がっていくって、何もやってくれないんじやないかという話になっているのではないかなと思いますから、改善できる形で一生懸命やっていきたいと思っています。

委員（佐藤八郎君） 放射性物質を生活環境から隔離するための施策ということで、去年からいろいろやられておりますけれども、今年度はどの部分を重点事業として、いつからどんな形で進めるのかと。そういうものを村民への工程として村民が見通すなり、村民の考え方の中に村がこういう工程のもとにこういう成果を求めてやってるんだというものを見やすい形でお知らせするべきではないかと思いますけれども、復興計画書を読めばわかるという話だけじやない、もっと丁寧な具体的な文字をもっと大きくした形でお知らせしてはどうかと思うんですけど。

◎休憩の宣告

委員長（佐野幸正君） 暫時休議します。

（午後4時15分）

◎再開の宣告

委員長（佐野幸正君） 再開いたします。

（午後4時16分）

産業振興課長（中川喜昭君） 放射線物質の隔離ということでありまして、それぞれ話がありましたが、まず村民の方々に除染の工程ということで説明ということですが、村につきましては計画的避難区域ということで、あくまでも国が工程表をつくるということで今計画が進んでおります。ただ、国に任せている部分で区域の見直し等々がありまして、國の方の考え方が出る前に村の除染工程表を決めたらどうかということで、まずは村としての考え方を國に出していくたいということで、委員も何回も懇談会に出でいらっしゃいますので内容的にわかるかと思いますが、ああいう形で村としては線量に関係なく行政区単位で除染をしていきたいということで、國の方に提示をさせていただきました。今のところ國の方からはその提示といいますか、村からの提案という部分では理解をしていただいて、今月末ころには考えが出るのかなということあります。今回の工程表につきましても、あと企画係の方と相談しながらインターネットに、ホームページに載せるという部分で、来れなかつた方々にも周知をしていきたいと思いますし、あと見やすいような形にしていきたいと考えております。

あと、隔離のもう一つの部分では、仮置き場の件でございます。今回、23年度にモデル事業をやりまして、一時保管場所ということでクリアセンターの方に置かせていただいて

おります。一時保管といいましてもやはり村民が注目をするということで、本来の仮置き場と同じ手法をとって一時保管をしている状況でございます。なかなか村民の方々にも安心ができないというような声もいただいておりますし、苦言等もいただいているという状況から、今月24日に公開をするという形で今国の方と進めている状況で、29にやるということでございます。

そのほかの放射性物質の隔離としましては、産業振興課的に考えれば、村内での補修作業等をしてもらったりとか施設の維持管理をしてもらうという分がございます。この部分でも3から5、6という部分での空間線量がある場所で働いていただくということでありますて、時間的な制限をお願いしたりとか、あとはもちろん線量計を持参していただいて、その管理もしていただいているということでございます。そういう意味で、健康的な部分を考えながら隔離の対策という形でとらせていただいているところでございます。

○ 委員（佐藤八郎君） 確かに村民全戸に除染計画も復興計画も出した。それ見れば、そのとおりにいってかかるかは別として、村の要求はそういうことで進めているというのがわかると思うんです。ところが、実際にそれではどうなのかという部分になると見えてこない。今、課長からあったように、今月末に昨年度の実証成果が出るようですから、それはそれで今後知らせていただくのはもちろんですけれども、このモニタリングセンター事業については、放射性物質を生活環境から隔離する部分での果たす役割なり、この構成員はどういうもので、どういう役割なり責任を持って進めていくようになるのか、その結果についてはどういうふうに村民に周知されていくのか、流れ的に年間通して見てこないとどうなのかなと。村民の生活がこの予算によって1年間あるんですよという予算書ですから、そういう意味では全体に村民がどういうふうに理解できるように説明するかが私たちの任務ですから、そういう意味でもう一度。

○ 産業振興課長（中川喜昭君） 今のモニタリングセンターという話が出ました。今回の予算的な部分では上がっておりませんが、モニタリングセンターという、センターという建物のイメージでありますが、将来的にそこまで持っていくかどうかという部分は今のところまだあれなんですが、ただ、モニタリングセンターという機能としての考え方がありますが、現在、モニタリング、空間線量なり土壌の濃度なりがいろんなところで計測されているということあります。例えば国、文科省初め出している。県でも原発対策本部の方で出している。村も産業振興課の方で放射線測定班というような形で設けて、農地、宅地、20カ所ずつやっていると。村ではかっている分についてはお知らせ版で公表している状況でありますし、あと文科省のいちばん館ではかっているものについてはテレビ、新聞等で、またはラジオで報道されていると。ただ、そのほかの部分については、それぞれの文科省なら文科省でのホームページに掲載されているということで、なかなか村民の方々には見えてこないという部分があります。

そういう中で、やはり飯舘村、自分たちが住んでいる場所がどんなふうになって、空間線量はどうなってんの、農地の土壌の濃度がどうなってんのと、多分にすごい興味を持っていると。そういう声も聞いてますし、あと議員の皆様方からもそういう声をいただいていると。今回、実は企画の方で住民情報システムということで、タブレットの端末機が各

戸に入るということがありまして、その中でぜひともそのシステムを組みながら、住民にそういう村内のモニタリングした結果を出していきたいということで、システムの中に入れていただくような形で今進めております。それを各戸に配布するタブレット端末機で見える画面をつくっていければということで、今現在進めております。そういうことで、村民の方々が心配されている部分について、住民情報の中でシステムを構築しながらやっていきたいということで今考えているところでございます。

委員（佐藤八郎君） 今後、放射性物質についてはリスクコミュニケーションを含めていろいろやられるということですけれども、その前提となる実際の計画と実施される部分の誤差をきちんと村民の立場で行政が埋めておかないと、ますますどこを信じていいかわからなくなってくるというのが実態だと思うんです。そういう意味では、村長が国に怒るように、村民も国に怒るぐらいみんなにわかつてもらうというのが大事だと思うよ。だから、そういう流れをつくっていくことが大事ではないかと私は思うんですけど。

村長（菅野典雄君） 何度も申しますように、東電、まさに危機管理のなさ、おごりであります。国もそれなりにやっていらっしゃるんでしょうけれども、なかなか、私たちとよく相談しますと言っていながら、ぼんぼんと次々と出てくるわけでありますから、そういう意味でその都度その都度我々は国に向かって話をしたり、あるいは東電に話をしているわけでありますけれども、決して村民の皆さん方がその怒りを持ってないという話ではないだろうと思っています。むしろその怒りが我々のところに、あるいは議会のところに向けられていると、こういうことではないかなと思いますから、我々も議会も残念ながらこういうことですから100点のベストの対応はなかなかできないかもしれませんけれども、精いっぱいやっているわけですから、それをやはり住民の皆さん方に知っていただかないと大変だと、こういうことでありますので、今お話がありましたように、できるだけ意を用いて村民の方に我々が怒っているということも含めてお知らせをしていかなければならぬなど、このように思っているところであります。なかなか住民は国の方というよりは我々の方に言いやすいということもあるだろうし、何やってんだという思いもあるだろうから、こちらの方に向かっているんだろうと、このように思っているところであります。

委員（佐藤八郎君） ですから、村長ね、職員も含めて議会ももちろん村長をトップにして、これだけ頑張ってやったんだけど、それを正しく村民に評価を受けないことの原因はどこにあるのかというのをきちんと分析されて、わかりやすい、こういうの続く、やってることの見える、幾ら分散してもそういう形がとれるような施策を講じていかないと、全村でみんなで村に戻ろうということになかなか共通認識が育っていないのではないか。共通認識を育てることがやはり復興元年の今年の最大の課題だという部分からして、マスコミがどうしても優先されるもんですから、「何か二枚橋上がったところにすばらしい建物できんだ」ぐらいの話しか、そんなことだれが村民要求してるんだと、議会はそんな要求したのかと。そういうことよりも、今、職員初めみんなで一生懸命やってること、こんなことなんですよと、でも国はそのことを返事は適当ではないけど、ある程度しても、やることがずれてきてこういう形になってるんだと、事実はきっと周知して、こういうも

とで一緒になってやらないとだめではないかと、私、心配をしているんで、もう一度お伺いします。

村長（菅野典雄君） 飯館村は少なくとも国なり東電なりに主張はしてきてますし、また提言をしてある意味では勝ち取ってきていると。これはすべて村民のためだと、あるいは村のためだと、こんなふうに思ってますけれども、残念ながらそういうのはほとんどわかつていただかないで、何やってんだという話だけが広がっているという話であります。ですから、今、ご心配いただいたように、もう少し我々の一生懸命やっているところを出していかなきやならないなど、このように思ってますので、そうでないと心が一つにならないと、こういうご質問でしょうから、余り奥ゆかしくしないで、せいぜい一生懸命やってるというところは出すという元年かなと、こんなふうに思っています。

委員（菅野義人君） まず一つ、何点かあるんですが、予算書に上がってない部分でのことについて2点ほど議論したいと、お願ひしたいなと思っています。

○ まず第1点は教育委員会の方なんですが、実は昨日、中学校の卒業式に出まして、子供たちの送辞、答辞の中で、いわゆる今までやってきた学校の伝統を受け継ぐことができなかつたということで、クラブ活動の問題がございました。クラブ活動ができなかつた。かなり制限されていた。当然こういう大震災の直後でしたから、野外なんかはいろいろ制限されたと。ただ、いわゆる学校が避難を続ける中で、確かに送り迎えが非常に多い、しかもスクールバスに頼らざるを得ない、時間が制限される、こういう中であっても私はクラブ活動ができる方法はないのだろうか。やはり中体連の大会とかというのは、私たちの中学校の経験からしますと非常に大きな学校生活の中でウエートを占めますので、その可能性は全くないのか、あるいは検討されたのかお伺いします。

教育長（廣瀬要人君） 子供たちの中には部活動命という子供が結構多いんですね。そういう意味では23年度は十分に部活動のできる支援ができなかつたということ、残念に思っているわけですけれども、新年度からの取り組みについてちょっとお話しさせていただきますと、中学校は2学期からは現在の川口電機のところに仮設校舎をつくりますので、こちらに移ればかなり子供たちの要望にこたえられる状況にはなるのかなと思っておりますが、それまでの間どうするかということをちょっとお話しさせていただきたいと思います。

○ 1点は場所の問題でありますけれども、現在、川俣町にお願いをいたしまして、旧小島小学校の体育館と校庭をお借りする方向で現在話をしております。ただ、足がないこともありますので、スクールバスを活用して子供たちを送り迎えしていきたいと思っております。それから、今までバスが4時ごろのバスでしたので、非常に慌ただしく、部活動ができるという状況ではなかつたということで、村にいたときと同じように部活動バスをつくろう、つまり6時ごろのバスをつくろうということで、現在準備を進めているところです。それから、これは8月以降になりますけれども、体育館ができますので、体育館での活動も、室内での活動もかなりできるのではないかなと思っております。一番今子供たちの希望にこたえるために、新しい学校ができるまでの間どうするか、いろいろと知恵を出し、工夫をしながら、子供たちにできるだけ部活動できるような態勢づくりをしていきたいと考えております。

委員（菅野義人君） 当然これ保護者の皆さんたちがかなり遠い中で分散されている中で送り迎えをするためには、いわゆるバスの増便という対応の中で考えることができると、そのように理解してよろしいのか、再度確認をいたします。

教育長（廣瀬要人君） そのとおりでございます。

委員（菅野義人君） 特に、子供たちについてはいろいろ村独自にいろいろ交流の場を設けたり、海外の方まで視野に入れて、言葉は語弊ありますが、普通の状態であってはできないようなことまでこの際いろいろ子供たちに学ばせる、経験を与えるということありますので、部活動なんかも学校での体制なんかもいろいろ事情があると思いますが、例えばスポーツの指導という点なんかで学校として国内あるいは国外に向けて支援を求めていくというふうなことが私はあってもいいんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

教育長（廣瀬要人君） 今度は質の充実ということになるんだろうと思いますが、まず一番最初に考えなければならないのは、今お話ししましたように、子供たちの活動の場の確保です。その次に考えなければならないのは活動の内容の充実ですね。これが課題として出てくるだろうと思います。基本的には教員の指導のもとでやるのが原則になるだろうと思いますけれども、やや専門性の必要なものについては校外からの支援を得ながらやっていくというのも、これは今までもやってきましたけれども、今後ともそういうことは十分に考えられますので、そういうことも念頭に置きながら部活動の充実については努力をしていきたいと思っております。あるいは支援をしていきたいと思っております。

委員（菅野義人君） それから、もう1点、予算に計上されてない方、これは産業振興課の方だと思うんですが、実は2月28日、村農業委員会の方から建議が提出されております。1次産業の大震災における被害がかなり甚大で、どのような形で復興させていくのかというのは結構大変な問題だなと思いますが、その第1点の中に、除染前の空気線量と土壤中の放射性物質について、きめ細かく実態調査を実施することという建議の第1点に上げられております。

実は、福島県でチェルノブイリに視察に県として行かれた報告書の中に、向こうでは非常に放射能の汚染マップがかなり精度の高いものがつくれている、そういうお話をございました。もちろんこれは除染を前提にしているということになりますと、もちろん国の事業ではありますが、村として今食品の放射能汚染のいろいろ測定機も含めて充実が図られていますが、土壤の汚染マップについても始まっているということでありますが、もう少し私はきめ細やかな汚染マップというものが求められるのではないかなど思いますので、この辺国の事業とのかかわりの中でどのように考えているか確認をしておきます。

産業振興課長（中川喜昭君） 先ほど八郎議員の方からモニタリング関係のことでございました。やはり住民の方々は自分たちの土地、あとは農地の土壤の中がどんなふうになっているという部分が大変心配されている部分があります。そういう意味ではお質しのとおり土壤についても調査をしなければならないと考えております。

國の方の除染に当たりましては、事前調査ということで現地調査をする際に田んぼ1枚当たり2点か3点くらいとると。あと今度実際に実施する段階になってはかなりの部分をとると聞いております。今回、農水省の方の実験でも長泥地区において、かなりとるとい

っても1反歩当たり1点から2点をとるという話の計画のようであります。ですので、例えば長泥においては120点以上はとるような話の説明を受けてきたところであります。

あと、そのほかの部分、空間線量を放射線測定班がはかっているように、土壤についても調べていきたいということあります。農政係の方でも若干はかってる部分もありますので、それについても議会の方に提示して今後いきたいと思いますし、あと今後の態勢の部分もあるんですが、やはり土壤を取ってはかるとなると若干時間がどうしてもかかる、そこに職員を配置する部分が厳しい部分もあるという事情もありますので、今後どのような人事になるか、人の配置なんかもありますが、その辺をかんがみながら調べていきたいと思います。その結果については先ほどのモニタリングセンター構想の中で出していければと考えております。

○ 委員（菅野義人君） 空間線量については文科省あたりでかなり詳細な線量の結果が出ております。ホームページを見ますとこういうふうな形で、かなり大きな地図の中で空間線量が詳細に出されております。私は、特に空間線量についてはかなり100メートル単位で詳しく出ているということなんですが、土壤の汚染はこれよりさらに私は入り組んでいるんだろうと予想するんですね。それで、もちろんモデル除染の中ではそういうものを想定していくんですが、これは本除染に向けて、この汚染の状況、汚染という言葉、私余り好きじゃないんですが、セシウムの量の状況を正確に把握しないと結果として再度農地についてもう一回除染をしなくちゃいけないということも想定されると。ですから、これは当然国の責任でやる一つの仕事なんですが、村の要望として汚染マップをつくって正確な対策を出していくんだということをこれから農地の除染に向けて要求の一つとして上げていくと。そのことを一つ正確に私は整理しておく必要があるんだろうと思うんですが、いかがでしょうか。

○ 産業振興課長（中川喜昭君） 委員のお話のとおりだと思っております。農水のモデルの中でもいろいろ事前調査ということで土壤調査をしました。そのポイントポイントは全部同じようではないと。例えばセシウムの入っている深さが全然違うと。田んぼはでこぼこになっています。そういう意味では、水がたまるところは高くなつて深く入っているような話もありましたし、あと水気がないところは深く入つてないような話もありました。先ほどお話ししましたように、1反歩当たり1点ずつというのは今回のモデルでの話でございますが、深さ決めも同じ田んぼでもいろいろ出てくるだろうという協議もなされました。そういうことで、3センチから5センチというような話もあるようありますけれども、事前に農地等のセシウム状況を先に調べるというのを農水では深く考えていただいたかなと思っております。そういう意味では農水が今回モデルで実施する部分というのが今後の本格的除染の農地の分にいくのかなと思っております。そういう意味では大切なモデルというふうに思っておりますので、先ほどお話しいただきましたように、私どももやはり調査をして、それらを国に提案すると。一般質問の答弁の中でも議論させていただきましたが、までの除染会議という形で、復興推進計画とかリスクコミュニケーションという部分と同じ組織的に考えておりますが、逆に言うと審議より現場に行って実態を知つて、それを村民の方に公表したり、あとは除染前・後・途中、そういうデータをその会議で把

握しながら村民に知らせていく、あとは成果等も自分らでまとめながら国に提案していく
というような組織立て、考え方、あと実施の仕方を今後詰めていきたいと思っております。

委員（菅野義人君） 大変な作業だと思いますが、ぜひそういうことで取り組んでいただきたい
いなと思います。

予算説明書の中の33ページ、ちょっと確認をしながら議論したいことが一つあります。

6款1項3目の特定農地貸付事業賃借料、除染後の作物の実証ということで、県と農協
と連携して実証試験をやりたいということでの予算でした。それぞれ使用料、賃借料、機
械借上料、発生しております。これ具体的にはどのような研究をこの予算の中でしていく
たいとお考えか、ちょっと説明をいただければと思います。

産業振興課長（中川喜昭君） 6・1・3目農業振興費ということで、事業名が特定農地貸付
事業賃借料という大きな事業名になっておりますが、今ご質問いただいた部分はこの事業
は賃借料が該当するという部分ではございませんで、今後の農業振興を考える上で除染対
策費の部分に入るのかなと思っております。

予算説明の中でもお話しさせていただきましたが、今後モデル事業等で農地の除染がな
されると、草野の東地区の方でなされると。その場所を使ってと思っておりますが、實際
に除染後の作付を村の方でやってみたいという考え方での予算計上でありまして、ただ、村
だけではデータとり等もありますので、郡山の県の農業総合センターとか普及部とか、あ
とぜひ農協にも一緒に参画してもらって事業を組んでいきたいなという部分でありまし
て、その作付実証の場所の土地代と、あとは作業に当たっての農機具の借上料とい
うことでございます。ですので、特定農地という部分とはまた別個の部分ということでご理解を
いただきたいと思います。大変申しわけありませんが、よろしくお願ひします。

委員（菅野義人君） 県の農業センターもかかわるということでありますから、私はそれなり
の研究の方針というんでしようか、出てくるんだろうなと思いますが、当然除染後の村と
しての最初の作付でありますので、ある意味ではかなり注目も浴びるということもあります
ので、例えばどういう作物で、どういうふうな研究をして、どういうふうに分析をして
いくか、これはやはりある程度いわゆる専門家の知恵をかりながらデータをとると、こ
ういう慎重な配慮が私は必要なんだろうと思いますが、いかがでしょうか。

産業振興課長（中川喜昭君） お話しいただいたとおりと思っております。多分国としてもモ
デルでやった場所ですから土壤なり空間線量もやってもらえると思いますが、村でもとつ
たり、あと県でもとつていただいてそれぞれ分析してみるというのもありますし、あとは
土壤から作物に移行する度合いとか、それなんかは県でないとできないのかなと思ってお
りますので、それらの分析も含めてやっていきたいなと思っております。県ということで農
業総合センターと普及部という部分もありますし、あと農協というのもありますが、この場
でありますけれども、農業委員会の会長の方からもぜひそういうものにも農業委員会
としての活動で参画させていただければという話もありましたので、今後その辺について
も検討していきたいなと思っております。

委員（菅野義人君） そこまでお考えになっているのであれば、当然研究のための資材費とい
うのも発生してくるんだろうと。あとは、ちょっと慎重にお願いしたいと言った意味は、

畑の状態あるいは土地の状態によって、作物によって非常に作物のセシウムの吸収量が変わってくる。ですから、そういう前提条件をある程度整理した上で試験というのはやるわけなんですね。単なる試作でない部分での対応がこの研究の中に私は入ってこないと、とにかく先ほどマスコミの話がありました。除染やった後、飯館で物をつくって、全く大丈夫ですよという話になっちゃうと非常に大きな間違いになります。あと、現時点に米をつくった場所で、何でここで出ないで、ここに出たのかというのが非常に大きな分析として関心を呼んでます。ですから、前提条件をきっちり整理して、作物を整理して、そして具体的にセシウムを吸わせる研究をするのか、吸わせないための研究をするのか、ここまで私は設定してからないとデータの取り扱いが思うように成果が出ないということがありますので、その辺を予算措置も含めてどういうふうに対応するかお伺いできればと思います。

○ 産業振興課長（中川喜昭君） 個々の今ご議論いただいている部分では畠等の賃借料と機械借り上げなんですか、あとそのほかの消耗品ということで、上の除染対策費の中ほどにあります食品放射能測定費（までの除染会議も含む）という部分で、この中でいろんな消耗品関係はここで対応していきたいなということで考えているところでございます。

それで、今お話しeidいたように、慎重になる部分があると思います。その結果が表に出て、どうだこうだという、また論評をいただくのも大変村としても今後のいろんな計画の中で足かせになるという部分もあるかもしれませんので、慎重にしていきたいと思っております。

あと、作物によって吸収作物とか、あとは逆に吸収しない作物をつくっていく農業を考えるという二つパターンがあると思います。確かにお質しのとおりと思いますので、この辺については県の方と協議しながら、多分将来の農業の方向性、作物を作付する方向性なども考えられる、そこまで行けるかどうかというのも若干ありますが、そういう意味では移行しない作物で今後の農業振興を図るという政策的な部分が出るかもしれませんし、そういう部分がありますが、その辺も今後検討しながら進めていかなければと思っております。

○ 散会の宣告

委員長（佐野幸正君） 本日の質疑これで終了いたします。

なお、あしたは午前9時からこの場所にて再開いたします。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでございました。

（午後4時54分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成24年3月14日

予算審査特別委員会委員長

佐野 章正

()

()

平成24年3月15日

平成24年度飯舘村予算審査特別委員会記録（第3号）

(○)

(○)

平成24年3月15日、飯館村役場議場において午前9時00分より開催された。

◎出席委員（11名）

佐野幸正君	北山文子君	松下義喜君
飯樋善二郎君	北原経君	伊東利君
菅野義人君	大和田和夫君	大谷友孝君
佐藤八郎君	志賀毅君	

◎欠席委員（なし）

◎説明のため出席したものの職氏名

村長 菅野典雄	副村長 門馬伸市
○ 総務課長 中井田栄	住民課長 大久保昌憲
健康福祉課長 菅野司郎	産業振興課長 中川喜昭
会計管理者 高橋一清	教育長 廣瀬要人
教育課長 愛澤伸一	生涯学習課長 浜名光男
農委会长 菅野宗夫	農委局長 高橋一清
選挙管理委員会書記長	中井田栄

◎職務のため出席したものの職氏名

事務局長 但野誠書記 菅野久子書記 松下義光

飯館村予算審査特別委員会記録

◎開会及び開議の宣告

副委員長（北山文子君） 皆さん、おはようございます。

委員長を交換しました。

ただいまより再開をいたします。

（午前9時00分）

委員長（佐野幸正君） 3ページでございますが、行政区に関する経費、臨時雇い賃金、草刈り人夫額が出ていますが、この辺の経費について通勤費は出ているところと出でていないところがありますけれども、これはどうなっているんでしょうか。

総務課長（中井田 栄君） 3ページの真ん中の庁舎間に関する経費の庁舎周辺草刈り人夫費でありますけれども、これは庁舎のまわりに今度、従来もそうですが、まわりは維持管理費として草刈り等やらせていただきました。今年につきましても、1人1回9,000円ということで、40人分をとらせていただきました。予算計上としては36万円。あと下の臨時雇い賃金、この分は赤石沢さんの清掃の部分でありますと、前説明していますように本庁舎の清掃と、あと一番館のほうの清掃も含めて、依頼していますので通勤手当を……。こちちょっと訂正していただきたいんですけども、2,200円掛ける12ヶ月というのがだぶっていますので、申しわけありません。下を消せばいいですね。申しわけありません、朝から訂正をさせてしまって。そういうような形で通勤手当をプラスさせていただきまして、このような形で213万2,000円を計上させていただいたところであります。

委員長（佐野幸正君） いろいろ総務課のほう見させてもらいましたが、危険手当出しているところ、また通勤費の出ているところと出ないところ、まちまちですが、この辺役場の中では統一した見解は持っていないんですか。

総務課長（中井田 栄君） 正職員につきましては、前にご審議していただきましたように危険手当のルールにつきましては、今回管理職も幼稚園の先生も全て出せるようにという形で、今回も含めて全職員危機管理手当が出せるような形にしていきたいと。あと通勤手当も、避難していますのでそれに応じて申請をしていただいて通勤手当も出していますし、臨時職員につきましても正職員とあわせて同じような形で危険手当、通勤手当を出しておりますので、いろいろな形で予算計上されておりますけれども、総じて職員と同様に通勤手当も危険手当も出している状況でございます。

委員長（佐野幸正君） 通勤手当は1回何ぼでやっているんですか、キロ数でやっているんですか。

総務課長（中井田 栄君） キロ数で計算しております。

臨時職員は一月単位で。

委員長（佐野幸正君） それでは合わないところが出るんですが、村長の公用車、一日何ぼで出ていますね。この辺は、何か全然統一していないのではないかなど見受けられますが、いかがでしょうか。

総務課長（中井田 栄君） 今ほどの4ページのご質問かなというように思うんですけども、

4ページの真ん中から下、下から2段目の四角ですけれども、公用車運転賃金ということで、これ委託で出している計算でありますように業務として130万円、あと補正が3万円の12カ月分というような形で、このような計算をさせていただいております。

委員長（佐野幸正君） ここは、通勤費は出でないと。出でないと。何で出でているところと出ないところがあるんですか。

総務課長（中井田 栄君） ご承知のとおり委託と賃金とは別々で、とにかく運転手の賃金につきましては委託でお願いをするというような形で、通勤手当も含んだ中の支出をさせていただいております。

委員長（佐野幸正君） そうなりますと、委託は通勤費は出ないということなんですね。

総務課長（中井田 栄君） 済みません、説明が下手で。委託の中には通勤費も含まれて、全体でいくらというような形でお願いをしているというようにご理解をいただきたいと思います。

委員長（佐野幸正君） 今年度の予算と前年度の予算で、その差があるのとないのと、このどさくさに紛れて高くなったり人と、あとは全然上がらなかつたという人もいるんですね。通勤手当も出る人も出ない人もいると。やはりこれ、役場の中の打ち合わせきちんとしていないんじゃないですか。

総務課長（中井田 栄君） 私ら事務屋としては、どさくさに紛れてそういうことは絶対いたしませんで、とにかく決められたルールの中できちっと積み上げをして、今回の予算を計上させていただいておりますので、ご理解お願いいたします。

委員長（佐野幸正君） それで19ページなんですが、この中において不法投棄対策事業とありますよね。その中の賃金容認分なんかは、危険地域に行く人も通勤費も危険手当もないというはどうなっているんですか。

総務課長（中井田 栄君） 前のご質問でもお答えしていますように作業人夫につきましては、昨年と比べて2割増しで出すように今回予算計上しておりますので、同じであります。

委員長（佐野幸正君） この不法投棄対策事業作業人夫4人分、9,000円ですね、1日。なぜそこにはないんですか、予算に。

副村長（門間伸市君） 事務補助員の賃金と作業人夫賃金、それは性質的に違います。それで土木作業の賃金、道路の報酬賃金とか何かは危険手当というのは特別決めていませんけれども、割り増しということで2割、去年から2割増しで賃金の計算をしています。ですから、通常の先ほど指摘のあった用務賃金、いわゆる用務員さんとか事務補助員の賃金の皆さんには職員と同じような対応をしていますけれども、道路作業の人夫とか道路の補修、あるいは草刈りの作業の人とか、今言ったごみの不法投棄の監視員とか、そういう賃金と全く分かれているわけです。ですから、今の後段の部分は単価を2割増しで積算していますから、それは危険手当に類するものだと思います。

委員長（佐野幸正君） なぜ、では予算に上げないんですか。

副村長（門間伸市君） これも、土木費関係もみんな2割増しで入っています。

委員長（佐野幸正君） ちょっと合点がいかないんですが、2割増しでどの分類に予算として

は上がっているんですか。

副村長（門間伸市君） 賃金のところに明細は書いてありませんけれども、一日出たときに例えば7,000円の賃金であれば、それに2割増しですから1,400円プラスになるということです。

委員長（佐野幸正君） このページで、作業員4人に1人9,000円ですね。これは今までと変わっていない。どこに2割増しの賃金出ているんですか。

副村長（門間伸市君） 土木のほうは積算に入っていますので、こちら多分、積算根拠として入っていないとすれば同じく取り扱いしなければなりませんので、後で足りなくなれば2割増しの部分については補正でお願いするようになると思いますけれども、今のところは4人の分については、今担当課長に聞いたところ入っていないということなので、同じ取り扱いをしないと、土木のほうは2割増しでやっているそうですから、同じ取り扱いにするためには後で補正でお願いすることになるかもしれません。

委員長（佐野幸正君） 各課にわたって委託料や賃金、この辺の支払いについて統一した見解が出ていないと私は思うんですが、村長いかがでしょうか。（ ）

村長（菅野典雄君） 予算を組むときには、それぞれ1年間の方針なり、あるいはその年、その年の特殊な事情などをすべて盛り込んでやっているわけでありますけれども、課担当によつては取り落ちたりとか入れなかつたりということも、プロとしてはあってはいけないことでありますけれども、なかなかそういうこともありますからかなというふうに思っています。基本的には今ご質問のあったような、できるだけ統一した中でやっていくつもりでありますので、ご理解をいただければというふうに思います。

委員長（佐野幸正君） 同じく19ページの、ごみの処理問題です。収集運搬。資料、私請求したものですから、ごみの量、去年のお盆までは村民が大分いたので多かったと思っておりますが、それ以後村民は本当に10分の1もない、そういう形の中で量も少ない、集めるにも時間もかかる、人夫だって2人ついていくところ1人だって間に合う、原町に運んでいくのだってもう何十日分ためなきやいっぱいにならない、そういう条件の中で賃金だけ昨年と同じようでは、これは村民には非常に納得いかないと思われるんですが、いかがでしょうか。（ ）

副村長（門間伸市君） きのうもご指摘いただきましたので、実際に事業を開始するに当たつては、委員のほうからご指摘のあった点については十分留意をして、発注に対しては精査をして実施をしていきたいと思います。

委員長（佐野幸正君） それでは確認ですが、ごみの収集などは2人で普通やっているんですが、こんなこと1人でも十分できると思いますので、そういうところまできちんとやってもらえるんですか。

副村長（門間伸市君） 作業は、1人でというのはなかなか難しいと思います。ですから多分運転手さんと助手がいて、通行上のこともありますから、どこのごみの収集も1人でやっているところありません。1台について、必ず2人セットでやっているようです。ですから、そういう安全上の問題もありますし、運転手さんが1人を入れてまた1人でということは安全上問題がないとも言えませんので、その辺は1人でやるという作業は難しいので

はないかなというように思っています。

委員長（佐野幸正君） 見ていますと車が複数来てやるんですが、運搬車は普通2人乗っていまして、でも後ろについてくるダンプや軽なんかと2台持ってきてても、降りて作業するときは2人でできるもんですから、これがどうなんでしょう。

○ 住民課長（大久保昌憲君） 今のごみ収集の体制というんですから、2台でということなんですが、実質1台で2人セットでやっております。今の収集の内容をちょっと申し上げますと、可燃ごみにつきましては週1回の頻度でやっております。あと不燃ごみにつきましては月1回です。ごみの量が減ったということもあるんですが。あと資源ごみ、瓶、ペットボトル、缶とか、それも月1回の頻度になっております。そのほか24年度からは今川俣町に建設中であります小学校、その小学校のごみも飯館から来まして、伊達地方の衛生組合の清掃センターというところに持ち込む計画になっております。これは川俣地区の協議の中で、所管する処理場で処理するようにということでありますので、そういう作業もありますので、ごみの量が減ったからといって作業自体がすべてごみの量に比例するというような状況でもなく、一連した作業が幾らかは最低限は必要になってくるというような状況でありますので、その辺もご理解いただければと思います。

委員長（佐野幸正君） 少ない経費できちんとした仕事をしてもらう、それが基本だと私は思っています。やはり村民に納得いくような態度でやってもらいたい。だれが見たって、「ああ、これならまともにやっているな」というような形でやってもらいたいと思いますが、そのお考えは。

副村長（門間伸市君） そのつもりでやっているつもりなんですかけれども、今ご指摘あったような件も踏まえて、さらにそのようなことのないように行政の執行に当たってまいりたいと思っております。

○ 委員長（佐野幸正君） 34ページ、有害鳥獣捕獲隊でございますが、これを見ますと10人で隊を組んでやると。活動費50万円、捕獲したものに対しての猿2万円、イノシシ2万円ということで50万円上がっていますけれども、これで十分にその辺の対応をとれると考えているんですか。

産業振興課長（中川喜昭君） 23年度につきましては予算当初で計上しておったんですが、計画的避難区域ということで、健康の部分でやはり村内の活動は難しいだろうということで、予算等をおろしながら進めてきました。議員の皆様方もご存じのとおり、イノシシ、猿とも田んぼ、畑に農作物がないということで食べるえさがない、あとは民家の人家のほうも人がいないということで、家がわりに入ってきて苦情が出てきているという部分で、年内の終わりころから今年にかけて、いろいろ話を聞かせていただきました。そういう中で、何とかしなければならないんだろうという思いを持ちまして、今回このような計上をさせていただいたところでございます。まずは、健康の部分を考えなければならないのかなという部分が一番思っております。やはり今まで狩猟的な部分、あとは鳥獣の駆除ということで、多分にして山をずっと歩き回って追いかけるという部分もあったり、あとは家周囲に来たということでの電話1本を役場にもらって、そこから要請をかけて出でもらうと。ある程度、それも追いかけるということで多分時間が定まらないという部分があつて、そ

ういうことでの健康問題があるのかなということあります。

あともう一つは、避難区域ということで猟銃の保管の部分が規制されているということも聞いております。これも今回計上するに当たっても、警察のほうと協議をさせていただいて、鳥とかそういうイノシシとか猿の駆除の目的であれば年間通して活動はできるけれども、避難区域での猟銃の保管というのはなかなか厳しいものがあるという話も聞いておるところでございます。一方で計画的避難区域での県としての捕獲、今まで例えば保護法とかいろいろある中で、頭数割り当てという部分も県のほうに確認しましたら、村の状況もわかるということで、県のほうにはある程度書類的なものをきちんと出していただければ、捕獲頭数の割り当てはできるというような話があります。

今現在の、いろいろお話を聞きましたら、村内にも猟銃のとれる方が10名程度がいるというような話を聞いているということがありましたので、警察との協議がまだきちんと終わっていないところではありますけれども、その辺をクリアしてという部分もありますが、きちんと警察のほうに届けながら保管しているという方が10名程度と聞いておりますので、() 今回予算的には10名を挙げたところでございます。その10名ですべてできるのかという部分がありますが、先ほども言いましたように避難区域において、どの程度できるかという部分も、ある程度今後ご相談をしながらやっていかないといけないのかなということでありまして、そのような形で今後進めていきたいという部分でございます。以上であります。

委員長（佐野幸正君） 活動費50万円上がっていますが、この内訳はどうなっているんでしょうか。

産業振興課長（中川喜昭君） 例年ですと100万円とかと上げておったところでございますが、先ほど言いましたように制限される部分が出てくるかなということで、前やっていたベースの半分程度という形で根拠という部分はございませんが、今後捕獲隊という形で構成ができれば、その中でいろいろご相談をさせていただきたいということでございます。以上であります。

委員長（佐野幸正君） 今まで、週1回集まってやっていたようですね。周年通してやるようになるのではないのかなと思うんですが、この予算で十分間に合うと思っているんですか。

産業振興課長（中川喜昭君） この50万円で間に合うかということでございますが、周年で今までいつでも村民の方が家にいて、田畠にいて、何かがあればすぐ電話をかけて動いてもらうという部分もありますし、あとは定期的にやってきたという部分があります。

今回考えていますのは、一時出入りした方々が見つけたときにとれる体制ができるかどうかとも検討しなければなりませんし、あとは定期的な見回りという部分も考えていかなければならぬかと思います。そういう意味では、とりあえず例年の半分という予算でございますが、何しろやってみての部分でまず検討させていただくということでございますので、ご了解いただければと思います。

委員長（佐野幸正君） それでは、この捕獲隊も危険手当とか通勤手当は出すようになりますか。

産業振興課長（中川喜昭君） その辺の積算きちんとしておりませんので、何しろ村内で鉄砲

の保管がどのような形ができるか、これは大変申しわけありません、聞いている話だけのことでの返答でありますので、避難において避難先が一戸建てならそこで保管ができるけれども仮設住宅では難しいとか、あとは集合住宅でも難しいとも聞いております。そういう意味では、獣友会の皆様方は喜多方とか会津のほうの銃砲店のほうに預けているという状況があります。そういう意味では、今回この事業をやるときに警察との話の中で、どのような形でおさまるかと。ですから、例えば期間を決めてやって了解をもらうとか、通年を通してどのような形で保管できるかという部分も検討しなければなりませんので、あと通勤手当なり危険手当についても、そういう中で考えさせていただきたいというふうに思っております。

委員長（佐野幸正君） それでは予算足りなかった場合は、追加で補正で組むというような考え方を持っているんですか。

○ 産業振興課長（中川喜昭君） 先ほどからお話ししておりますように、まずは村民の方の不安を取るにはどうしたらしいかという部分で、この捕獲隊という考え方を出して今回計上させていただきました。先ほどの鉄砲の保管という部分もございまして、いろいろクリアしなければならない点がございます。そういう意味では今後詰めさせていただいて、まずは何人が捕獲隊という、今までの捕獲隊とはまた別になるかと思いますけれども、やれる方があるかという部分から始まっているかななければならないかと思いますので、状況を見ながら検討させていただきたいと思います。

委員長（佐野幸正君） 37ページの公園施設管理、この辺の予算の計上、内容はどうなっているんでしょうか。

産業振興課長（中川喜昭君） ここで委託料で上げさせてもらつておりました公園等の管理でありますが、金額を見てもらいますとわかりますようにトイレ等がある場所については、補修点検等の部分の計上と。ですので、施設等があるところの最低限の管理ということで考えております。以上であります。

○ 委員長（佐野幸正君） 岩部の森公園、10万円ですから少ないかもしれません、全然使われるような形はない。水も今は出でていないというような状況。あと何にこれ、岩部の森はかかる10万3,000円の根拠になるんですか。

産業振興課長（中川喜昭君） 精査を今しておりますけれども、10万3,000円の部分でございますが岩部の森、施設がございましてトイレ等もございます。トイレの浄化槽管理となりますと、法定的な部分もあります。人が使っていなくても、管理だけはしていかなければならぬと。くみ取りなり、保守点検なりをするという部分の積算という形になっております。

委員長（佐野幸正君） 今、避難して岩部の森の公園は大体使っていないというのが現状です。また、野手上遊歩道、花塚遊歩道、この1万6,000円で1回ぐらいは見回りするというような考えは持っているんですか。

産業振興課長（中川喜昭君） 野手上山、あと花塚山の遊歩道の部分でございますが、管理をしていただくということでありますと、消耗品関係を計上しております。管理するときに使う手袋とか、そういう部分の1万6,000円とかの部分で上げております。

委員長（佐野幸正君） スクールバスの委託料、あとは助手の賃金。この委託料、助手の賃金には通勤費は出ているんでしょうか。

教育課長（愛澤伸一君） 先ほどからお答えしているのと同じ内容になるかと思いますが、賃金につきましては村雇用ということで年間の賃金と、それから通勤手当も含めて計上してございます。委託料につきましては運転手さんとの契約行為ということでございまして、年額で契約をするという形になっております。

委員長（佐野幸正君） それでは、さっきの総務課とは全然考え方違いますよね、委託料の。スクールバスの運転手の委託料、これは昨年と変わりませんね。これはどうなっているんですか。

教育課長（愛澤伸一君） スクールバスの運転手についての契約でございますが、内規で委託料の表を持っておりまして、その表に基づきまして年額若干ではございますけれども、少しずつ委託料が上がっていくような仕組みになってございます。

今日は、人数であるとかも変わっておりますので、昨年と若干予算の総額として変わっておりますけれども、内規に基づいて契約を結んでいるということでございます。（ ）

委員長（佐野幸正君） 内規では、少しずつ上がるるのはわかります。でも通勤費はきちんと一日当たりで出るのか、キロ数で出ているのか、上がっているんですか。

教育課長（愛澤伸一君） 先ほどからの繰り返しになりますが、スクールバスの運転手の委託料につきましては年額での契約ということになります、その中の支払いということになろうかと思います。

委員長（佐野幸正君） ほかの部署では避難によって通勤費が出るというところと、今のバスみたいに避難によっても通勤費は出ないと。これ矛盾していると思うんですが、いかがでしょうか。

副村長（門間伸市君） 全く矛盾しておりません。先ほど総務課の、公用車の村長車の運転手、委託料なんですけれども、それも通勤手当が入っていなくて総額で幾らと、1回幾らというふうになっていますから、違います。全く同じ考え方です。

委員長（佐野幸正君） 何だか今少し、納得いかないんだよな。片方は出る……。委託料の中でも、賃金ね。（ ）

◎休憩の宣告

副委員長（北山文子君） 暫時休議します。

（午前9時35分）

◎再開の宣言

副委員長（北山文子君） 再開します。

（午前9時36分）

副村長（門間伸市君） 私らほうの不手際で、結局きょう予算委員会のほうにお願いしている予算の中では、矛盾がありました。本当に申しわけありません。ごみの収集について危険手当、それから通勤手当が入っての積算根拠での委託料でありましたので、まさしく今佐野委員の言われるようによその委託料には入っていない、ごみのほうには入っていたということですので、ごみの収集の発注に対しては同じ考え方で、よそのスクールバスの運転

の、あるいは村長車の運転手の委託料については危険手当、通勤手当は除いて発注をしていこうと思っています。

委員長（佐野幸正君） ごみの収集の運搬のことなんですが、今ごみの量が少なくて賃金が安くなつた、または職場が遠くなつて通勤費がかかる、これは仕事が少なくなつた場合には東電に請求するべきお金なものですから、そこをわきまえてやっていただきたいと思いますが、その考え方をうかがいます。

○ ◎休憩の宣告

副委員長（北山文子君） 暫時休議します。

（午前9時38分）

○ ◎再開の宣告

副委員長（北山文子君） 再開します。

（午前9時39分）

○ 副村長（門間伸市君） 村のほうとして、今、積算根拠には入れないようにしたいと思いますので、村のほうで東京電力に請求するということではなくて、業者のほうで東京電力のほうに請求すべきではないかということなんですね。それは、わかりました。

村でそういうふうな話をするというのは、ごみだけではないので、そういうふうに通勤費、あるいは危険手当のことについては指導というか、助言はできると思いますけれども、そうしなさいなんて言うことはできませんので指導は、助言はしていると思います。

委員長（佐野幸正君） 確認いたします。向こうで仕事を失つて賃金が、非常にお金が少なくなった、また通勤費がかかる、危険手当も村から出さなくて東電が持つのが妥当だということで、この業者はお金が少なくなった分は東電に請求するということで、村ではその辺のことは指導はするが、村でお金を持つべきではないという考えでいいですか。

○ 副村長（門間伸市君） ちょっと矛盾するかもしれません、昨日と今日の話の中では、それを入れて入札をすべきではないという話をいただきましたので、村としてはそういう危険手当とか通勤手当とかは積算根拠から除いて発注をすると。それで発注をして受ける、受けないは業者の勝手ですよね。私は採算が合わないので、できませんというふうになれば、それを後で請求して取ってくださいなんていう話はできませんから、業者のほうの判断だと思います。できなければ落札しませんし、新たな業者をまた選定して入札をすることですから、それを含めて後でもらえるので仕事をやってほしいなんていう話はできません。

委員（大谷友孝君） 何点か、お尋ねをさせていただきます。

12ページ、文書広報の中にアンケート調査集計業務がございます。住民懇談会の中で、相当アンケートを取れという声があつての事業かなというふうに思いますけれども、このアンケートの目的、あるいはこのアンケートを通じた村民に対しての成果をどのようにとらえているのか、お尋ねしたいと思います。

総務課長（中井田 栄君） アンケート調査につきましては、住民懇談会で再三にわたって取るようというようなことで、一般質問の中でも年度始め早急にやらせていただきますというようなことでお伝えをしておりますけれども、目的につきましては先ほど実態調査を

やらせていただきまして、第二弾になるわけでありますから、懇談会の中でも帰村するのかしないのか、あとは帰村に当たって必要な支援はどうなのか、帰村しない場合に当たっては、どのような支援策が必要なのか、あと自由記載ですね、自分でできるようにというふうなご指摘もありますので、その辺を含めながら内容等については詰めさせていただいて、今後の復興に向けて、帰村に向けて基礎になるようなアンケート調査をしていければというように考えております。

委員（大谷友孝君） 目的としては、私は個人的には帰村を目的にというのは賛成であります。

ただアンケート、この設問の仕方によって一定程度の方向に導きされやすいという指摘もございます。その辺の内容等についての、アンケートを取るに当たっては住民の声をどのように生かした調査になっているのか、お尋ねしたいと思います。

総務課長（中井田 栄君） 内容等についてはまだ決めてはおりませんけれども、ただ懇談会の席では、ある程度実態調査もやった、調整も進んでいるという中で、村民の意向がどのような形になっているのかというようなことで、懇談会でもご質問が大分多かったなどいうふうに思っていますし、議員の皆様方のご指摘もあるのかなと思いますので、内容等については今後十分整理をさせていただきまして、調査報告については検討していきたいというふうに考えています。

委員（大谷友孝君） 今、除染が進まない中、まだ戻る事業の成果も我々が期待した成果は出でていない中で実施されるアンケートというふうになりますけれども、川内のアンケートにもるように「帰りたい」が30%、あとは「わからない」が30何%、本当にどちらともとれる結果が出てくるわけです。やっぱり村長は除染をして帰るんだという意向がありますから、そちらに傾いた調査内容の取りまとめ、方向づけになるかもしれないという懸念もありますけれども、アンケートを取ってみないとわかりませんけれども、それとともにモデル事業も、とにかく成果が出ているところはきちんと報告をし、あるいは成果が得られないところも情報を開示していくかないと、村は隠しているのかということになりますから、アンケートと同時にそういう情報開示も必要かなと思思いますけれども、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） アンケートというのは非常に私は難しいなと、本当に今ご質問があったように取りようによつては、今の状況では村が考えているようなところというほうに誘導するというふうにとられますし、また逆にはそうでないように動かされるということだってあるわけでありますから、項目にしろ何にしろ、やはり慎重を期してやっていかなければならないなという気がします。というのは、やはりこういう大変な、普通のときの村をどうするかとか、あるいはこの項目どうするかではなくて、まさにあってはならないこの全村民避難、そしてこの状況をこの状況の中からどういうふうに考えるかということですから非常に微妙ですし、また年代によってとか、性別によってとかもいろいろなことが、あるいは地域によってとかいろいろ違いますから、一概にはなかなか言えないということで、アンケートには私は慎重にすべきだというふうに思います。

ただ皆さん方が、アンケートをしないというのは何か意図があるのではないかと、こういうような声もありますから、2段目のアンケートは実施する予定でありますけれども、内容については私たち場合によっては皆さん方にも見ていただきながら、決して何か意図

があるような話ではなくて、村民の実情を知るというところにおいて参考にさせてよというところにおいて、アンケートというものはやるべきではないかと、このように思っています。

これまでにもアンケートをいろいろなところで取っておりますが、それぞれの市町村に、あるいはそれぞれのアンケートによっては非常に将来を左右する、あるいは世の中の物事の判断をちょっと違った形でするということも今までのアンケートの中にはいっぱいあるわけでありますから、できるだけ慎重を期しながら実行していきたいと、このように思っています。

委員（大谷友孝君）　まさにそのとおりだと思います。住民懇談会においても声が高い、声が大きい、表現がうまいという少数意見が、さも住民の意向のようにとらえられてきた経過がございますから、このアンケートについても、常に言われますけれども声なき声を拾い上げられるようなアンケートにすべきだろうというように思いますが、それについてはいかがでしょうか。

○
村長（菅野典雄君）　全くそのとおりであります。考えれば考えるほどアンケートというのはやっぱり難しいなというふうには思いますが、やはりそれも大切な村民の声を拾う一つの手法でありますので、慎重を期しながら進めていきたいというふうに思っています。

委員（大谷友孝君）　13ページに委託料で真ん中ほどですか、企画文化に関する……。復興計画関連調査料、これは民間に委託をするという説明でございましたけれども、民間に委託をして、どのような成果を求めるのかお尋ねします。

○
総務課長（中井田 栄君）　復興計画関連の調査業務でありますけれども、前にもお答えしていますように今回の避難によって、または原子力事故によって避難をして、今回いろいろな形で復興を目指すに当たって専門的な知識が必要になると。例えば再生エネルギーの問題にしても職員の専門的な知識の範疇を超えていると。これからエネルギーの問題にしても、どういうふうに組み立てていけばいいのかというようなこともありますので、これから花卉の栽培に関するその復興の申請にしても、水耕栽培にしても、植物工場にしても、いろいろな形で専門的な意見をいただきながら、この復興計画の実施計画というんですかね、そういう形のものをつくるといかないと国、県に対しての申請はできないということもあって、その辺の力を民間にお借りをしながら、内部でもんで、また議員の皆様にも議論していただいて、そして国、県に申請をしていくというような形をとっていきたいと思います。

委員（大谷友孝君）　確かにそういう専門家の声も必要でしょうけれども、しかばね復興計画推進委員会ですか、これとの整合性あるいはこれからの中の復興計画も村民の声を取り入れて論議をしていくという考え方の中で、村民の意向、考え方、声というのは、どのように生かされるのか、この中では無理なんでしょうか。

総務課長（中井田 栄君）　2月27日に飯館までいな復興計画推進委員会を立ち上げていただいたわけでありますけれども、ここの中にはアドバイザーも議員の皆様も村民の方々も入って、今後具体的な実施計画を検討していただいたわけでありますけれども、このたたきとして国、県に今後実施計画として出すに当たって専門的な知識も入れながら、ある程

度のたたきをつくって、そしてこの推進委員会に出すというような形で今後進めていくことに今かかわっていると思います。そういう意味で、民間の専門的な知識をお借りをしながら、そして前からご指摘あるようにこの委員会だけではなくて、多くの村民に基本となる部分の、民間の力を借りた実施計画なるものを提示をして、そして議論いただいて最終的にこの推進委員会の中でもうもんでいただきて、そして具体的に進めていければというふうに事務局としては考えているところであります。

委員（大谷友孝君） 課長の言っていることはわからないわけではないんですけども、ともすれば専門家の意見に村民が引きずられるという、言葉は悪いんですけども、そちらの方に向かいざるを得ないような錯覚を起こすようなね。プロですから、計画立案はすばらしいものが出てくるんだろうと思います。ただ、それが村民が意図しているものではなくて、内容はどうだかわからないという村民の考え方、そことの整合性、なかなかとりづらいのかなというふうに思うんですけども、どうでしょうか。

村長（菅野典雄君） 基本的には、その委員会がもむわけです。そしてまた、次の段階でまたもむんですが、その話が出たような内容なり言葉なり課題なりをだれが次までに整理をして、こういう話がありました、こういう課題がありましたということになると、残念ながら我々職員の中で、それを整理してどうだという話にはならないということになります。ですから、その辺に同席をしていただきながら整理をしていただいて課題する。それでずっと一緒にわきで聞いていただきながら、最終的にまたあちこちの情報なども提供していただきながらまとめてもらうと、こういう形なのかなという気はします。

実は復興プランのほうも、そのスタイルでみんなで激論をしました。激論した言葉の一つ一つをパワーポイントで出しながら、やっぱりこの言葉よりはもっとこういう言葉が必要ではないかとか、そういう出たものを私たちがすべてみんなで意見を出し合って、もんでもつくったという形です。今度は実行するに当たっては、それ以上になかなか大変なところがあるだろうということありますので、専門的なこともありますけれども、何せ我々の話されたこと、あるいはねらっていること、思いというものを具現化したり、あるいは足らないところを足してくれたりしながら、やっていくということではないかと。基本的には委員会側のすべてのすべてでございます。というふうに考えていただければ、少し理解いただけるのではないかというふうに思っていますが、いかがでしょうか。そんなふうにお答えしたいと思います。

委員（大谷友孝君） 了解するところであります。まさに村民代表といつても、以前の復興計画の中でもありましたけれども、すべて我々代表しているわけではないという声もありますし、そんな中で村民が今抱えている苦しみ、希望を語る場所でもありますから、それは当然最優先をさせていただく、また意図しているものを大きく取り入れて発展をさせていただくというような事業になればいいのかなというふうに思っておりますので、その辺の調整をよろしくお願いをして、質問を変えます。

15ページ、村民の声ネットワークシステムでございます。双方向によるコミュニケーションを図る、全くそのようになるべきだろうというふうに思いますけれども、菅野君の一般質問にもございましたけれども、この双方向、簡単なものではないのかなというふうに

私、素人としてそういう思いありますけれども、この実施に当たってメニュー等々、操作等々もあるでしょうけれども、どのようなスケジュールで取り組んでいくのか、十分な説明が必要だろうというふうに思いますけれども、考えをいただきたい。

総務課長（中井田 栄君） ICTのタブレットにつきましては、以前お答えしていますように双方向で、散り散りばらばらになった村民との双方向の情報網にというようなことがあります。今ご指摘いただきましたように受ける側の体制、それをきちっとしないと混乱しますよというようなご指摘も受けておりますので、その辺の庁内的な体制は十分に検討しながら進めてまいりたいというように考えております。

あともう1点のスケジュールにつきましては、今回3月の補正でご議決いただいたところであります。この事業につきましては明許繰り越しになりますて、ユーザーとして契約をして、そして7月の運用開始を目指していきたいというようなことで、これからシステムの設計をやって、そして工事に移るというようなことあります。ご指摘を受けていますように設計に当たっては、とにかくわかりやすく使い勝手のいい形にしないと、また運用開始してから混乱が起きるもどだというふうに思っておりますので、その辺は十分に設計のときに業者とも協議をさせていただいて、また途中で何らかの形で皆さんに見ていただければというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

委員（大谷友孝君） 7月ごろ開始を前提としているようありますけれども、やはり高齢者が多い、また説明会を開いてもなかなか出てきていただけない、そういうこともあるんだろうというように思います。情報の内容等々もそうありますけれども、この実施に当たって開始までに十分な説明、双方向と言っていますけれども、リアルタイムでの双方向のコミュニケーションというのは可能なのかどうか、もう一度お尋ねします。

総務課長（中井田 栄君） まず1点目の高齢者が多いというようなことで、なるべく利用ができるように進めていきたいというように思っております。前にもお答えしておりますけれども、公営宿舎、仮設住宅につきましては自治会がありますので、そこで説明をして対処なんかはできると思いますし、あと県の借り上げにつきましては民間の力も借りて説明会をやりながら、あと今ご指摘があったように戸別訪問もしながら、利用度が高まるように進めていきたいというふうに考えております。

あとは双方向の内容でありますけれども、とにかく初めてのことありますので、先ほどお答えしましたようにこれから業者とのシステムの設計、業者とも入りますので、そこの中でとにかくわかりやすく村民と村で、あと村民同士でできるような形のものの制度を固めて進めていきたいというふうに思っております。

委員（大谷友孝君） 質問を変えます。

32ページの子供の心のケア事業がございます。避難による環境の大きな変化にさらされる子供及び保護者を訪問し、悩みや不安に対する相談支援を行うと。巡回相談で1名の方を予定しているということありますが、どのような資格を持ってどういう方なのか、お答えいただきたいと思います。

健康福祉課長（菅野司郎君） まず子供さんに精通している方ということでありまして、できるならば学校の先生をおやめになった方とか、あとは幼稚園の教諭を持っていらっしゃる

方とか、あとは児童福祉士の資格を持っていらっしゃる方、そういう方を今のところ想定しています。以上です。

委員（大谷友孝君） 巡回をしてということでございますけれども、ほとんどお子さんをお持ちの方は借り上げ住宅等々が多いのかなというように思いますけれども、年間に何人というような目標も出てくるんでしょうけれども、時間帯等々もございましょうから、どのような体制で臨むのか、お尋ねをしたいと思います。

健康福祉課長（菅野司郎君） まず一応予算では1人というふうになっていますが、普通に職員と同じように勤務していただいて、大体今のところゼロから3歳、あるいは4歳あたりまでの子供さんをとりあえず対象にして回っていただこうかなというふうに思っています。今のところ福島県内、特に福島市とか伊達とか川俣とか、近辺だけでも子供さん大体百二、三十人いらっしゃいます。ですので、その子供さんを1日2軒なり3軒なり順々に回っていただいて、その中で特に問題のある子供さんについては、週に2回なり3回なり入っていただくような形のほうがよろしいかなというふうに思っているところです。以上です。

委員（大谷友孝君） 各学校等には、こういう相談を受ける方がいますよね。この方との重複というか、連携はとれているんでしょうか。

健康福祉課長（菅野司郎君） 学校のほうに配置されている方と、あとこちらのほうで回っていらっしゃる方というのを当然、連携をしていかないといけないというふうに思っています。特に幼稚園の子供さんの中には、こういった障害なり何なり持っているいらっしゃる方もいらっしゃいますので、その辺とのつながりが一番大切なというふうに思っています。あと小学校の高学年とか中学生については、ほとんど学校のカウンセラーだけで間に合うかなと思いますが、一番は小さい子供さんに対してのカウンセラー対策ができるいないということで、今回この事業を組んだところであります。学校に配置されているカウンセラーと、この巡回していただく方との情報の共有なり連携なりというのは当然必要になってくると思いますので、そういうように今考えています。以上です。

委員（大谷友孝君） 昨年、学校訪問、幼稚園も含めてございますけれども、総務で所管をいたしました。いまだかつて見られたことのない現象が見られたわけであります。幼稚園を訪問したときに子供たちが我々に抱きついてくるというような現象がありました。これは今までなかった現象であります。それなりにストレスを抱えているんだなというふうにとらえたわけでありますけれども、幼稚園の先生もそれなりに見てはいただいているんでしょうけれども、やはりすべてのことというとなかなか目も届かないでしょうから、幼稚園の先生、保育所の方々、この連携も大事だというように思いますので、そのことについてはどうでしょうか。

教育長（廣瀬要人君） 今ご質問ありましたように避難によって、子供たちは村にいるときは違ったストレスを抱えているというのは、まさにそのとおりだろうというふうに思っております。そういう意味では、学校においてはスクールカウンセラーの役割、それから今京都のほうから応援で入ってもらっておりますけれども応援のスクールカウンセラー、それから教職員の役割も非常に大きいだろうと思います。特に養護教諭の役割は非常に大きい、そんなふうに思っておりますし、こういう人たちが子供たちをよく一人一人を観察し

て、きめ細かな配慮をしていく必要があるのかなというふうに思っております。

今、健康福祉課のほうで進めております子供の心のケア事業、これは同じような業務なんですけれども、すみ分けをしながらやっていく必要があるのかなというふうに思っているところです。いずれにしても半年間はまさに不登校もなかった、生徒指導上の問題もほとんどなかったわけですけれども、半年を越えると少しづつ本来の子供の姿、あるいはこういう状況の中で予想していなかったような状況も出てきておりますので、子供たちについては細心の注意を払いながらケア、指導をしていきたいというふうに思っております。

委員（大谷友孝君） 前の事業内容等について、すみ分けという言葉が出ましたけれども、子供に対してこれは教育委員会だ、こっちは保健福祉課だというものはないだろうと。子供だけではございませんけれども、年寄りも含めてそうですけれども、このSOSという信号を発しているという、これはやっぱり適時逃さず寄り添っていくというのが、今求められている村の諸政ではないかと思いますけれども、どうでしょうか。

○ 教育長（廣瀬要人君） そのとおりだと思います。行政の縦割りで臨むべきものではありませんけれども、ただ重点の置き方が多少違ってくるのかなというふうに思います。いずれにしても大人の持っている、あるいは行政の持っている力を子供たちに全力でぶつけていくと。そして、子供たちを見守っていくという姿勢はこれからも継続していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

委員（大谷友孝君） 36ページのベンチャー企業創出支援事業ですか、これができたということでおざいますけれども、補助率も2分の1から4分の3まで上げたというご説明がございました。そのほか企業を興すに当たっては、2人以上とか複数人を以前あった内容等にあったと思うのでございますが、今回その辺の精査はどのようにされているのか、お尋ねいたします。

○ 産業振興課長（中川喜昭君） ベンチャー企業創出支援事業ということであります、ここ何年か休止をしていた事業でございますが、避難生活になりまして、飯館であればいろいろな部分で活動ができたという部分であります、新たに避難先での活動ということでは村のほうからの支援が必要ではないかということで、農村楽園の基金を活用して事業を組み立てたところでございます。その農村楽園基金の助成要項というものがあります、その中で前のものでありますけれども、ベンチャー企業創出支援事業ということで要件等がございます。事業内容としては新商品の企画開発、販路改革等、2点目が展示直売施設等の建設、3点目が農家が現に居住する部分を活用しての民泊レストラン、その他としましては本村の新しい産業形態創出に資する事業で村長が認める事業ということで、4点ほどあります。これらを活用していければというふうに考えております。対象者でありますが、個人もしくは3名以上の村民等で構成する団体という項目が前の部分で載っておりますので、この辺につきましてもこのままという部分で思っておりますが、今後詰めさせていただきたいなというように思っております。対象経費は、専門家の要請経費とか財産取得費、工事費、広報費、あと工事費ということであります、個人につきましては解体費用分は補助対象外ということになっております。助成につきましては、先ほど大谷委員のほうからありましたように2分の1を4分の3、あと限度額につきましては1事業の補助限度と

しましては225万円という形でございます。225万円を4分の3で割り返しますと、300万円の総事業費になるということでの算出をさせていただいているところでございます。今、具体的にぜひやりたいというような部分の方々については、まだ来ておりません。予算のほうを承認していただかないと、まだ出せない部分もありますので、今後承認をいただいた中で、そのような方々に先ほどお話しした前の事業の部分、若干精査する部分も出てくるかと思いますが、その中で進めていきたいというふうに思っております。以上であります。

委員（大谷友孝君） 確認でございますけれども、私は3人以上というのが頭にあって、個人及びというふうに精査をされていたのを承知していませんでしたので、個人にも対応されると。例えば、避難をしていて企業を興したいと。住所は当然村外に限るというような話にもなってくるんでしょうか。

産業振興課長（中川喜昭君） 今ご説明した内容につきましては前のベンチャー企業支援事業の内容ということでありますので、今回のこの事業が承認していただければ、要項の改正は出てくるかなというように思います。今お話しした内容が、そのまま内部で検討させていただいていくのかどうかという部分も、この段階ではまだはっきり言えない状況でありますが、基本的には前のベンチャー企業の要項を活用していきたいなと。場所でありますが、避難先においての活用ということが基本で考えておりますので、村内では活動ができないというふうに認識しておりますので、村外での活動も入れていくという部分で考えております。以上であります。

委員（大谷友孝君） 例えば会社を興して、有限会社、所在地登録をするときに飯野町で届け出をするのか、ゆくゆくは飯館に戻るから本籍で登録をするのかというのも出てくるんだろうというように思うんですけれども、あくまでも避難を前提としたということでは主たる事務所の所在地、そういうものは当然村外というふうにならざるを得ないという考え方なんでしょうか。

産業振興課長（中川喜昭君） お質しの件ですが、私自身はやはり村外での拠点を求めるを得ないのかなと。村外で創業というのは国の承認をもらった部分でしかないというふうに思っておりますので、やはり拠点としては村外というふうに考えております。以上です。

副委員長（北山文子君） 昨日、資料請求ありました講師謝礼の提出がありましたので、これから配付をいたします。

◎休憩の宣告

副委員長（北山文子君） 暫時休憩いたします。再開は10時40分にいたします。

（午前10時21分）

◎再開の宣告

副委員長（北山文子君） ここで委員長を交代いたします。

委員長（佐野幸正君） 委員長を交代しました。再開します。

（午前10時41分）

委員（伊東 利君） 確認を含めて質問いたします。

31ページにかかわることですが、福祉関係について若干伺います。今、借り上げ住宅含めて社協のボランティアの皆さんというんですか、2人組で私の家に2回訪問いただきました。大変、相談にも乗っていただいて、いいことではあります。しかしこれが、ここに書かれてある福祉事業と連携というんですか、そういう意見交換なり、その事業に反映される部分としての協議とかデータとか、そういうものの提供があつて、そういう協議はされているのか、まず1点お伺いします。

健康福祉課長（菅野司郎君） 多分、議員さん言ってらっしゃるのは、社会福祉協議会のほうで回っている紳の支援かなと思います。相談員というやつですね。そちらのほうと、村のほうで回っている看護師とか栄養士とか、そういった方もいらっしゃいますので、その方との情報の共有をしておりまして、向こうのほうから回って特に問題があるよというような方については、こちらのほうの専門職のほうがそこに今度当たっていくというような形をとっています。それについては支援の連携会議というのがございまして、主に支援チームのほうが主催してやっていただいているんですが、そちらのほうと打ち合わせをしながら行っているというような形になっています。以上であります。

委員（伊東 利君） 実は、31ページに快適な住まい、32万の2件予定されておりますね。こういうものの申込みとか、そういうものはあるのかどうかというのと、社協でのあるその方向に基づいて村の専門職が回る、そういう中で今私も何軒か訪問している中では、やはり過酷な状況の中での避難生活ですよね。まさにこの状況、こういうもので改善されているのは正しいと思います。でもこの中には家主もありますし、いろいろな状況があると思うんです。そういう状況、まずこれでできるものは、これでいいと思いますし、さらに新たな住宅をこの状況では本当に大変だと、障害者とか老人が住むような状況ではないと。だから違う住宅を世話してやるとか、自分が見つけるというのは、なかなか大変だと思うんですよ。ですからこういう状況の、相談という状況には対応するのかどうか、もう一回確認します。

健康福祉課長（菅野司郎君） 確かに議員さんおっしゃるとおり、こんな問題があります。特に住宅改修については借り上げ住宅の大家さんの了解を得ないと、それは絶対できないというのが建前でありますので、その辺が大変難しいかなと思います。それと、主に今のところは住宅改修よりも、どちらかというと入浴補助用具とか段差解消のための用具とか、そういったことで日常生活用具のほうで今のところ対応しているということあります。ですので、向こう側から上がってきていますよ、それについては包括支援ではない支援センターの職員なり、あるいは保健師なり看護師なりが当然そこに加わって、そして相談に乗っているというような形になっています。以上であります。

委員（伊東 利君） 私は思うのですが、とにかくこういう状況、全く厳しい状況だと思います。そして、今広報見ても何見ても、非常に亡くなられる方が多いですね。これは災害に起因するものか病気なのか、それはわかりません。ただ我々の目から見ると、避難で疲れてどんどん亡くなっていくのではないかという心配として見ます。ですから、住宅事情だけでなるものではないですけれども、せめてこういう状況が、訪問しているわけですから、一応情報として大変な生活しているなとかというものが伝わってくれれば、そ

いう対応をするというのが行政だと思います。今、テレビ全部等々全く孤独死なり災害の現状を受けられる状況にあっても、受けられないで亡くなっているという状況が、いっぱい報道されているんですね。そうならないような状況の判断は、行政でもきちっと気を配ってやるべきではないかということありますので、もう一度お願ひします。

健康福祉課長（菅野司郎君） 孤独死なり、そういうことはあってはならないというふうに思いますので、関係団体あるいは関係機関、あるいは関係職員で極力努めてまいりたいというふうに思います。以上であります。

村長（菅野典雄君） 今の質問の経過といいますか、いわゆる体の悪いということに対しては、いろいろな対策なり対応は十分とは言えなくとも、しっかりやっていただいているなどいうふうに思いますが、今申しましたように住居の環境についてというところまでが気を配っているかどうかというのは、言われればそこまでお話しはしていない可能性もあるなどいう気はしますから、今後その辺も含めて見ていただくと。ただ、問題はそれにできるだけ合うような他の住居なりがあるかというところが問題でありますけれども、だからといってそれはもともとだめなんだという話ではないだろうというふうに思いますが、住環境がその人の障害なり病気にとてどうなのかというところも、意を用いてというお話はしておきたいというふうに思っていますので、ご理解いただければというふうに思います。以上です。

委員（伊東 利君） ゼひそういう住民に寄り添って解決をしていただきたいというところであります。次にもう1点だけ、この老人クラブ活動と老人クラブ連合活動というのが予算化されておりますが、この大変な中ばらばらになっているんですが、そういう中での活動の状況は、どういう活動が動き出しているのか伺っておきたいと思います。

健康福祉課長（菅野司郎君） 連合会のほうについては、つい先ほどこの隣の部屋で役員会を開いて、もう25の事業を相談しているようにもやっていますし、あとは単位の老人クラブについては、健康教室なり何なりをやりますので保健師さんを派遣してほしいとかということで、温泉を兼ねてやっているというような状況になっています。以上であります。ですので24年度も多分、単位の老人クラブにおいても総会を開いて24年度の事業を決めて動くというような形になっているところであります。以上です。

委員（伊東 利君） 確認ですがそうしますと、この22クラブですか、ほとんどのクラブがもうそういう活動が始まったと。こう理解してよろしいですか。

健康福祉課長（菅野司郎君） 一応、今のところそのように認識しております。

委員（松下義喜君） それでは、予算書にはないんでございますが、税の減免措置をしなくてはならないのではないかというような考え方でご質問をいたします。

我々、計画的避難というような形で、止むなく避難して牛を手放したわけでございます。牛の譲渡所得の課税について減免措置を講ずるものではないのかと思い、ご質問いたしました。村長、どういうようなお考えを持っているか、お聞かせいただきたいと思います。

住民課長（大久保昌憲君） 今年度は特に避難ということで、牛を整理された方が多いというような状況でございます。今の牛の譲渡所得減免という話であります。村自体でこの譲渡所得に対する減免とか、そういう判断というか、そういう裁量権は実際にはないという

ような実態であります。所得税法で決められた中で、国税局が減免が必要であれば減免するという、そういう判断をするものでありますと、現在牛の場合ですと子牛等の場合、市場で出した場合には免税。親牛の場合ですと総合課税といいますか、譲渡所得という枠組みの中で必要経費を差し引いて、2分の1掛ける税率が所得税法での決まりの中で現在申告も受け付けているというような状況になっております。従いまして、これは全国的なものでありますと村独自での減免措置というような、そういう裁量権はないので、ご理解をいただきたいと思います。

委員（松下義喜君） 先般、宮崎の口蹄疫等では、私も完全に掌握しているわけではないんですけれども、どういう経過があつて減免措置等をされたんだかどうだかわからんけれども、我々この原発による被害で、やむなく原資を手放したというような形であるので、ひとつこの避難に遭った地域の市町村長さんが手を組んで、県や国に強い声で要望すべきではないかと思うんですけれども、どういうような考え方を持っていらっしゃるのか、お伺いをいたします。

村長（菅野典雄君） 全くそのとおりであります。これまでにも、国のほうとのやりとりをさせていただいているところであります。普通に売ったということであれば、あくまでもこれは所得ということになるわけでありますけれども、今回はこういう避難に当たって離ざさざを得ない、そして戻るというときにそれがまた役に立っていくということでありますから、そこに所得というふうにとられたのでは避難させたというところの責任はどうなるんだと、こういうようなお話をてきてているところであります。川内なども非常に話題になっているということでありますので、これまでにも単独では話はしてきましたけれども、その辺の連携をとってみたいというふうには思いますが、今どんどん進んでいるということでは、これから先たとえ終わったとしても考え方はしっかりとやっていかなければならぬというふうに思いますので、ほかとの連絡をとってみたり、あるいは国のほうに要望はしていきたいというふうに思っていますが、今課長のほうからお話をありましたように村のほうが勝手にできる話ではないですから、なかなか難しいところはあるかなと、そんなふうに思っています。以上であります。

委員（松下義喜君） 各部会、和牛部会等から強い要望が上がっております。飯館も帰村をして再生を目指すのであれば、これは原資でありますので本当に強い態度で村長、各市町村等と手を携えて強く要望していただいて、何とかできるような形でお願いいたします。終わります。

委員（北原 経君） それでは何点かお聞かせください。

33ページの、までいな除染会議が組織されて、今後除染にも取り組んでいく方向になっていくわけなんですけれども、それに關しまして村として農地に関しての除染前の空間線量、そのようなもののデータ取りはどのように考えているのか、お聞きします。

産業振興課長（中川喜昭君） 農地関係の土壤のセシウムの状況の把握ということでございまますが、前にも若干お話ししましたが、食品の放射能測定器購入で国のほうの補助を受けて購入しましたが、その必須要件として農地の土壤の調査もしなくてはならないことがありますと、今データがまとまっておりりますので、一応40点ほど食品の測定器では測って

おります。今後の部分でございますが、国が直轄でやるという部分であれば、多分にしてそれぞれの現地の事前調査ということで空間線量、あとはセシウムの土の濃度も測るかと思いますが、昨日も菅野義人議員とのお話の中でもお話しいたしましたが、までの除染会議の中でも国に任せておくのではなくて、村民の手でやっぱり状況の把握も必要かという部分もありますので、それについてはこの会議を3月中にはなんとか開催したい、設置していきたいと思っておりますので、その中でいろいろご議論をいただければなというふうに思っているところでございます。以上です。

委員（北原 経君） 除染前の線量を村が知っておくということは、大切なことではないかと考えております。農業委員会の会長さんが、各大学のボランティアの方にG P Sを使って空間線量を村のあちこちで今はかっていただいているという、そういう事例もございます。そういった方々のG P Sを使っての調査、本当に細かくデータ取りをするという考えは、どうなのかちょっとお聞かせください。

産業振興課長（中川喜昭君） 今、北原委員のほうからお話しさいましたが、私どものほうにも農業委員会の会長さんのほうから情報をいただいております。手弁当で週末には飯館のほうに入っています。いろいろな方面で実証などもしていただいていると。その中にもやはり除染という部分も挙げていただきまして、今北原委員のほうからありましたようにG P S、携帯用で空間線量をはかりながら地図上に落とせるという部分の情報もいただいております。きのうもお話ししましたが、24年度に入りましたら、すぐさまモニタリングセンター構想ということで村内の空間線量、あと土の濃度等のデータ、持っている部分をまず地図上におろしながら公表できる部分を考えております。現在システム的な部分、3月のタブレット端末機で出す部分についてのシステムのほうお願いしておりますし、今話が出されましたG P Sにつきましても、導入のほうで検討していきたいなということです。今、話をしているところでございます。ですので、それらを用いまして村内の空間線量、あとは土の濃度などの状況、それらをモニタリングセンター構想の中で村民の方々にタブレットなり、あとホームページなりで周知を図っていきたいというふうに考えております。以上であります。

委員（北原 経君） ぜひそういった形で、村民にもわかりやすくお知らせしていただければと思います。

質問を変えます。33ページの草刈り機械の導入支援事業につきまして、昨年以外にトラクター用の3台50万円ということになるんですけども、トラクター用となりますと、かなり50万円ではなかなか買えないというようなものなんですけれども、その辺の50万円の根拠を聞かせてください。

産業振興課長（中川喜昭君） 今回の予算のほうで記載させていただいている50万円につきましては補助として50万円補助と、上限が50万円という意味合いであります。23年度の状況の補助内容から申し上げれば、村のほうで35%を補助して、あと15%が自己負担と。あと残りの50%については中山間の協議会のほうから50%の機械導入の、全体で使える、協議会で使える部分、そこでカバーをしていただいたということになります。今年につきましても、そういうような考えでいきたいというふうに思っております。ただ、協議会のほ

うの総会がまだあります、その50%補助については協議会の決定事項になっておりますので、協議会のほうの総会でお願いをしながらやっていきたいと。でありますので、今回の予算計上している50万円については、現在のところ村補助の35%の枠で50万円を限度として考えるということでございます。以上であります。

委員（北原 経君） そうしますと、個人負担は中山間地直接支払のほうを使って、農地水も使うようになるのかな、個人負担になるわけですか。わかりました。

質問を変えます。31ページの2級養成訪問ヘルパーですか、これに関しまして新規事業なんですけれども、前年も学生の飯館校生だったか養成講座というふうなのあったようなんですけれども、今回は一般、それとも学生も入れての金額になっているのかをお聞きします。

○ 健康福祉課長（菅野司郎君） 2級ヘルパーの養成事業の関係であります。前は飯館校の支援もあるということで、ある程度そういうことをやっておったんですが、今回はどうちらかといいますと、働かない方々が多いということで、資格を取っていただいて働いていただこうというのが一つあります。それと、2年後なり3年後なりに多分帰村になると思いますが、そのときにいいかたホームのほうで在宅部門を今休止になっております。ですので、その辺で資格を持っていらっしゃる方みんなこちらのほうやめて、こちらのほうの近くで働いているということもございまして、多分帰村に向けて今から介護職を養成しておかないと、戻ったときに大変になるのではないかということもあります。そういったこともあります、今から資格を取っていただいて、その準備に入っていくということと、仕事についていただくという二つの目的をもって今回行っておりますので、特に高校生枠とかそういうといったことは考えておりません。以上であります。

○ 委員（北原 経君） 常任委員会で相談のとき、ただいまのいいかたホームに行ったところ、やはりスタッフが少ないということで、ベッドが空いていても1人当たり3人近く見なくてはならないということで大変厳しいなど。また、入りたい方があつても引き受けことができないという形であったので、全くいい事業だと思うんですけども、学生も入れての15名ということでよろしいですね。

健康福祉課長（菅野司郎君） 実はこの枠いろいろニチイの方と相談していたんですが、一応ニチイの方で15人位の枠かなということありますので、その額にしたということあります。以上であります。

委員（佐藤八郎君） まずこの予算を全体見まして、子供たちはどんな1年となるのかという部分をずっと予算通していろいろな項目を見て、赤ちゃんから20歳までの中で、飯館が開校している学校に戻る人、そこからまた出ていく人とか、いろいろそういう別れなりドラマがいっぱい出てくるのかなと危惧しているんですけども、そういう中での教育委員会としては、どういう予算の立て方の中で子供の1年を総括しているのか、まず伺います。

教育長（廣瀬要人君） 大変厳しい状況の中で、子供たち1年間それぞれ村で指定した幼稚園、小学校、中学校、あるいは保育所に通っているわけですから、幼稚園、小学校、中学校の割合については前にお話ししましたけれども、大体3対7ぐらいの割合で村で設置した幼稚園、小学校、中学校のほうに現在通園、通学をしていると。これから、1年間の避

難生活を踏まえて、24年度どういうふうに子供たちに対峙していくかというご質問だと思いますけれども、まずできるだけ通常の姿に戻したいというふうに思っております。つまり教育環境を整備していきたい、それが一番今大きな課題だなというふうに思っております。したがいまして幼稚園、小学校については4月から、中学校については2学期から新校舎ができますので、その中において通常に近い教育活動を実施していきたいなというふうに思っているところであります。

2点目は、子供たちの健康管理であります。大変、心配をしております。健康福祉課、あるいは村のリスクコミュニケーション事業と関連を図りながら子供の命と健康を守る、そういう取り組みを教育委員会としてもしていかなくてはいけないなというふうに思っておりまして、放射線教育等も進めていく予定にしております。

大きく課題を挙げるとすればこの2点であります、3点目に挙げるとすれば、ちょっと遅くなりましたけれども教育活動の充実、教育内容の充実というのが3点目に入ってくるかなというふうに思っております。こういうような重点内容を踏まえて、新年度の予算を検討した次第でございます。以上です。

委員(佐藤八郎君) 時期的に校舎できるとともにそういう流れ、子供も子供にかかる先生、関係者もそういうつもりにはだんだんなってくるのかなと、そういう構えになるのかなというように思います。そういう意味では多少の別れや、そういうのがあったとしても何とかケアできるのかなと思います。どうしても、こういう1年でしたので夢とか希望とかという部分から遠ざかっているというか、現実があまりにも厳しいので、もとの地点に立てない、下がったままでなかなか戻って来られない、そういう子供の悩ましい心情があるというふうに見ていまして、そういう意味ではこの夢と希望づくり事業というか、そういう部分ではどのような展開をしながら……。例えばドイツ、昨年そういうことをやっても、それに行った方は一定の人ですよね。そのってきた人の成果といいますか感想なり、行ってきたことで自分はこんなふうに成長したり、行った中でこういう夢や希望を持ったとか、そういうものをきちんと行かない子供たちにどう伝えたり、そういうものがある一定の場で今のマスメディアというか、それなりのIT関係の機具を使ってそういうものを紹介したり、どれだけしてきたのかと。その辺では夢と希望づくりをどう展開しようとしているのか、お聞きします。

教育長(廣瀬要人君) 教育の大きな役割は一人一人の個に応じた、あるいは個性に応じた夢と希望をはぐぐむのが教育の大きな仕事であろうというふうに思っております。したがいまして、日常の生活の中で自己実現を図る努力をしていくというのが非常に私は大事なんだろうと。学校教育の中で授業が、あるいは部活動が非常に大きな役割を占めておりますので、こういう中での夢と希望を育むということが、まず大事なんだろうなというふうに思っております。

あとは、こういう避難生活の中での教育活動でありますので、今お話をありましたように特別な事業を組み立ててしておりますので、こういう特別な招待事業、あるいは村で企画した事業等に積極的に参加させて今まで味わえなかつたような自己実現を図る、あるいは見聞を広める、そういう体験活動、あるいは研修活動を進めていくということが一つ大事だと

○ どうか、一つ柱になっていくなというふうに思っているところであります。ただ、今お話をありましたように参加者だけで終わっているのではなくて、研修してきた成果を行かなかった子供たちにあるいは村民にも周知して、同じような研修内容の共通化を図って、成果の共有化を図っていくことも必要だろうというふうに思っております。ドイツに行ってきました子供たちについては先般、きょうちょっと今手元に持ってきておりませんけれども、大変立派な報告書ができました。ああいう形で子供たち、あるいは行かなかつた子供たちあるいは村民と情報の共有化を図り、これから的生活の中に生かされていけばいいのかなというふうに思っております。

○ ドイツに行ってきました子供たちが、福島大学で報告会をやってきました。中学生が大学生350人の前で報告会をやってきたんですが、大変立派な報告会で、福大の学生、先生方、大変驚いておりました。飯館の子供たち、こういうことができるんだなというふうに私もこの報告を聞いて大変感動したところでありますけれども、こういう研修を通して一つ自分の能力に気がつき、私たちも気がつかされた事業だったなというふうに思っているところであります。今後とも、こういうような体験活動を通して子供たちの可能性を開発していく、あるいは発見していくという仕事に努めていきたいというふうに思っております。

○ 委員（佐藤八郎君） 参加しなかった人ではなくて、参加しなかった人は間違いないんですけれども、参加したくてもできない要因の反省もいっぱいありますし、そういう芽を行きたく気持ちの芽を行かなかつたけれどもつなぐような、そういう寄り添ったことをやっぱりきちんと生かさないと、つながっていかないですよね。県外、全国から絆、絆と言いますけれども、当の子供たちの絆もつなごうとしないんではだめではないかと基本的に思っています。そういう意味では、せっかくやったものをやっぱり映写なり何なりで今できるわけですから、そういうものをきちんとやってこそ、この最大限予算の効果が出るというふうに思っています。そういう部分で、具体的に本年の取り組みの夢と希望づくりの中のいろいろありますけれども、春、夏休み、冬休みもいろいろなカリキュラムがあるのかわかりませんけれども、そういう具体的なものではどんなものが組まれているのか、今のところ。

○ 教育長（廣瀬要人君） 外国にかかわらず、国内外この新年度もたくさん予定されているんですけども、今の佐藤八郎委員からありましたように行かなかつた人、行けなかつた人についても配慮しながら、この成果を共有化していくという、そういう努力は大変私は必要だろうというふうに思います。大変、いい提言をいただきました。これをあと、どういうふうに子供たちと成果を共有化していくか、ほかの子供たちと成果を共有化していくかことは、発表会等をもつとか授業の中でとか、いろいろな場面で生かしていくことができるのかなというふうに思っておりますので、この辺については現場と相談をしながら進めていきたいなというふうに思っております。

○ 委員（佐藤八郎君） 先ほど教育長からありました3点目の教育の充実の部分、何といつても学力の向上、基礎学力の向上、ここ1点に絞られると思うんですけれども、その辺での今年の目標といいますか、成果をどこに求めているのか。

○ 教育長（廣瀬要人君） まさに学力の向上というのは非常に大きな課題に今なっているんです

けれども、ちょっと実態をお話ししますと、子供たちの学力の現状でありますけれども、全国の標準学力ですと1年前のデータでありますけれども全国的に見て、全国と比較して平均的な力であるなというふうに思っております。小学校については平均偏差値が50.5、50が平均なんですけれども、50.5ですから平均より若干上であります。中学校については49.5ですから、これは許容誤差の範囲で約50ということで、大体全国的な平均の力を発揮しているなというふうに思っております。

ここ二、三年、いろいろと議会にもお願いしまして村で講師を雇用したり、あるいは中学生の研修会を持ったり、村塾ですね、こういうようなものを持ってきましたので、子供たちの学力の山というのは二極化しておりますとして二つの山があるんですが、少しずつそれがプラスの方向に移動しているなというふうに見ております。それから中学3年生の進路状況でありますけれども、きのうの高校入試の結果については、けさほど議員の皆さん方にもお知らせをしたところでありますけれども、ここ二、三年の様子を見ておると進路先が多様化してきたというような傾向が出ております。これも今までになかった傾向だなというふうに思っておりますけれども、これもメンバーあるいは皆様方のご協力があつての一つの成果なのかなというふうに思っております。()

学力向上については、何しろ教育は人なりと言われるように先生方の力、教師力、指導力、それから子供のやる気、家庭の力強い支援、こういうものが三位一体となって成果となって出てくるだろうというふうに思っておりますので、そういうものを総合的にコーディネートしていくのが教育委員会の仕事でありますので、今後とも大きな課題であるこの学力向上については、そういうような視点から現場の支援をしてきたいなというふうに思います。以上です。

委員（佐藤八郎君） 私たち村が避難する根拠になったのは、やはり放射線という、放射性物質が村に落とされた、つくったということが現実化して避難ということになっています。その情報も、村民の中ではピンからキリまでと言っていいほど数多くの学者、科学者、いろいろな方々のものがあります。村民に正しい放射線の除染の情報を提供したいということでお、村がいろいろやっております。本年度における根本的な部分での具体的な取り組み、さらには構成、どの時点になれば大体の方々に正しい放射線の除染の情報が提供、開示をされるのか、始まるのかというものを示していただきたい。()

総務課長（中井田 栄君） 放射線を正しく理解をして、わかりやすく村民に伝えられるように村民といかに向き合っていくかというのが24年度の課題となっていると思っております。そういう意味では、今回予算に載せてあります放射線リスクコミュニケーション事業につきましては、前にもお答えしていますようにやり方としてはいろいろなやり方があるのかなというように思いますけれども、村として考えているのは、前にもお答えしていますようにとにかく小さなコミュニティーでのリスクコミュニケーションの実施、それをまずもって進めていきたいと。例えば新たな行政区、新たな自治組織、あとは幼稚園、小学校、中学校、親御さんのいる児童、生徒を対象にした比較的少数なくくり、さらには県借り上げだ何だとありますけれども、そういった方部ごとの、そういうふうな取り組みが必要なのかなというふうに思います。ある程度その小さなまとまりでの中のコミュニケーション

ンをつくりながら、専門家との質問形式でのやりとりをしながら放射線のリスクを学べるような機会をまずもってつくっていきたいというのが一つあります。

あともう一つのやり方としては講演会形式で、でっかいいくくりの中で講演会をやって、そして講師の先生を呼んでお話を聞いてもらうと。あとは小さな単位で勉強会をやりますので、そこで得た知識、ある程度のまとめ、結果も出ますのでそれを壁新聞に、13ページの一番下のほうに壁新聞の作成業務委託、委託料として315万円ほど上げておりますけれども、月1回程度ある程度勉強会したものまとめ、また多くの村民にわかりやすく整理をしてお知らせをするというような形も、あわせてとっていければなというように考えておりますので、よろしくお願いします。

委員（佐藤八郎君） 工程、日程は示されませんでしたので、村のまでいな除染会議というものをつくる、そういうなかで運営される、その役割、目的、構成員はどういうものを考えているんでしょうか。

○ 総務課長（中井田 栄君） さつきのお答えでもしていますけれども除染会議も、このいいたてまでいな復興計画推進委員会のように13名くらいのメンバーを基本的には考えております。アドバイザー、あと村議会の方2名と、あと村民の方5名、あと職員2名というようなことで基本的には、そういうふうな構成で除染のほうもリスクのほうも、あと復興計画推進委員会のほうも設置をして進めていきたいというように考えております。

委員（佐藤八郎君） 構成人数わかりましたけれども、役割ですね、除染会議なるものは何を示すために何をどういうふうにするために、目的たるもののはどこにあるんでしょうか。

○ 産業振興課長（中川喜昭君） までいな除染会議でございますが、何度か一般質問等の答弁でもさせていただいておりますし、あと昨日から今日にかけても答弁させていただいておりますが、まず復興プランをつくる際に除染部会という組織をつくりました。その中で、今後の除染計画を策定するという中で村については国が直轄ですということでありまして、事前のモニタリングやら除染手法、あと事務の部分についてもすべて国がやるということですが、ただ国だけに任せていいいのかというのが除染部会の中でありまして、もっと村民がかかわるべきではないかという意見等も出されました。それで、除染部会の中では計画をつくった後でもやはりそこにかかわるような組織をつくるべきだという最終的な結論を得まして、そういう意味で村独自に事前にモニタリングをしたりとか、あと作業中の様子を見に行くとか、あとは終わった後にまたモニタリングをするとかをこの会議のほうでやりまして、それを公表していくという部分で、あとは評価をしていくと。その中から、もし何か国に提案できることがあればということでの会議をつくっていきたいという考え方でございます。先ほど総務課長のほうから構成メンバーがございましたが、基本的には村民及び学識経験者ということで先ほどの人数のとおり考えておりますが、この運営等につきましては村民が月1回程度集まって、そこでいろいろな話をして現場を見てきたり、あとは協議の中で学識者の考え方も必要な部分があれば交えながらやっていきたいということで、学識者の会議は村民も含めて5回程度で考えていますが、そのような考え方で進めていくということでございます。以上であります。

委員（佐藤八郎君） よく内容はわかりました。そうしますと、評価も含め村民公開も十分す

る、そういう除染会議だということあります。問題は、ここに選ばれるアドバイザー、学識者がどんな方かで大きく放射能、放射性物質に村民の不安をあおるか理解されるか、かかってくる部分もあるなというように今思いましたけれども、それは後の講師謝礼関係でやりたいと思いますけれども、ここではどんな基準をもって評価をするのか、一定のものがあるんでしょうか。

産業振興課長（中川喜昭君） 今の段階では事務レベルの考え方でございますので、除染会議を設立する中でいろいろな方向づけがなされるのかなというふうに思っております。いろいろな声を聞きながら、どういう方法がいいのかという部分がいろいろ出されるかと思いますが、皆さんとの協議の中で進めていきたいと。評価という部分では、今回復興プランのほうにも挙げさせていただきました当面年間5ミリシーベルト、この数字を部会の中でもどうなんだという議論もしてきました。国が、年間1ミリという部分を村が5ミリと。では、20ミリも安全なのかどうなのかという部分の議論がされた中で、そこで出すのはどうなんだということを佐藤委員もその議論の内容はわかっているかと思いますが、そういうようなことで評価に当たってはそこを目指すべきではないかという意見も出るかと思いますし、またいろいろな議論がなされるかと思います。そういう意味では、今後の会議の中でいろいろ決めていければなというように思っております。あと、学識者の部分についても部会の中でも4人のアドバイザーがおりましたけれども、それぞれ考えが違う中での議論をしてきました。ですので、一方的な話に寄るというような部会での話でもなくやつてまいりましたので、今までの復興プランをつくってきた経過のわかる学識者の方がよろしいのかなというふうには、私自身は現在思っているところでございます。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 評価なり会議運営全体は、会議の中でみんな中でということなので、わかりました。

村独自のカリキュラムによる放射線教育というこれは、子供向けというか保護者向けというか、そういう観点で、この内容と役割、これは本を使うのかレイを使うのか、一体どんなことをこの中に考えておられるのか。

教育長（廣瀬要人君） 放射線教育に関するご質問でございますけれども、教育委員会としては先ほど申し上げましたように新年度の大きなテーマだなというふうに思っております。対象は、小学校1年生から中学3年生までを対象にしていきたいというふうに思っております。ねらいについてでありますけれども、子供たちに放射能、放射線にかかわる正しい知識を身につけさせること、そして自分の考えで適切な行動がとれる、そういう力を身につけさせていきたいと、そんなふうに考えております。

現在、各学校から委員の先生方を出していただいて指導計画を作成中でありますけれども、内容については今言ったような内容で計画を作成しております。年間の授業時数でありますけれども、それぞれ年間2時間から3時間ぐらいの内容で進めていきたいと。資料についてですけれども、文科省からあるいは県から最近補助教材が出ておりますので、こういうようなものを参考にしながら進めていきたいというふうに思っております。

100ミリシーベルト以内からゼロ、100ミリシーベルト以内は、ある先生に言わせますと

哲学の世界であるというようなことを言った先生もおりますけれども、大変ウイングの広いところでの教育でありますので、十分にその辺を配慮しながら進めていかなければならないなということで現在準備をしているところであります。以上です。

委員（佐藤八郎君） 帰村に向けてのソフトランディング政策として帰村宣言などのかかわりでありますけれども、昨日もシンボル的だとシンボルとしてとか、村長のトーンダウンとかするような発言がありますけれども、復興住宅なるものですね。マスコミによれば復興住宅は県が云々という、そういう流れもありますけれども、基本的にはどういうことを考へているのでしょうか。

村長（菅野典雄君） まだ除染も終わっていませんし、また区域の見直しもまだ発表になっておりませんから、はつきりはわかりません。ですが、どこの自治体も戻るに当たってどういう対応をしていくかというのは今課題になっているというのは、もう皆さん方もおわかりだろうというふうに思います。一つはやはり、戻れない人たちのところに住まいの方が戻りたいけれども戻れないという場合には、どうするかということあります。何度も言いますようにそれはそれですよという話ではないだろうというふうに思いますから、今から準備をしておかなければならぬと、こういうことも大きな一つだということでのお話をあります。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 除染も区域の見直しも、まだなっていないのでわかりませんと。わかりませんと言う割には、何ヵ月も前から十分周知するほど何回もやっていて、わかりませんという話ないですよ。

村長（菅野典雄君） わかりませんという言葉がそういうふうにとられたんだとすると、私の言い方の不足ということでおわびをしますが、まだ本当にどういう状況になるか、なかなかつかめない状況であります。しかし、皆さん方が一生懸命ふるさとに戻りたいと言う方も多いわけですから、そのときに村のほうで戻りたくても戻れない人をどうするかということも、一つの村としての大きな政策として考えなければならないのではないかと、こういうお話をございます。

委員（佐藤八郎君） 戻りたいけれども戻れない人のための対応策にソフトランディング、復興住宅があるんだということですね。その規模たるものには、場所的には県に修正した中身はどういうものか。

村長（菅野典雄君） まだ、どこにも出していません。案をつくっている段階でありますので、これから内容についていろいろな協議をしていくと、こういうことあります。

委員（佐藤八郎君） そうしますと要望書で言葉で挙げて、言葉で説明しているだけということですか。

村長（菅野典雄君） いわゆる復興計画の中のいろいろな各方面があるわけでありますけれども、その中の一つにソフトランディングということで、いろいろな方法があるだろうという中の一つを今検討していると、こういうことあります。それは一つは国に対して、いろいろなソフトランディングの方法を今からお話しをしておいて制度としてさせなければならぬし、また村のほうで手をかけていくということになると、それも一朝一夕にできるわけではありませんから今から案を練っておく、あるいはそれをまた国のほうにお話し

をしていくと、こういうことだろうというふうに思っています。

委員（佐藤八郎君） それでは、戻りたいけれども戻れない人の話はわかりましたけれども、帰村宣言云々ということにかかわれば、村長が言う戻りたいけれども戻れない人でない、戻れる人というのもいるわけでどうから、戻れる人のための施策というのはどういうものを考えているんですか。家のリフォーム初め、インフラ整備初め、いろいろあると思うんですけども。

村長（菅野典雄君） 一番の基本は、飯舘村の農地などをまずできるだけ除染をして作物がつくれるような形に近づけると、こういうのが戻りたい人のことなんだろうなというふうに思います。そのベースがあった上で相手が放射能でありますから、それぞれ皆さん方が不安を抱えていますので、いずれ帰村宣言という形になったときに戻らないという方、あるいは戻りたくても戻れない方、戻る人に對してどういう大変さを取り除く方法があるのかということで、そうしますとやはり我々は村民のことを考えますと、いろいろなことを考えて国に施策として求めていくというのが筋だろうし、村としての務めだろうなというふうに思っています。ですから、一つは今出ましたように帰るときに、さあ戻れるという家の方もあるだろうけれども大方はやはり、もう一度中をしっかりとしなければならないという、そういうリフォームというような考え方、言葉はどうかわかりませんけれども、そういう施策も国に求めていく必要があるんだろうというふうに思います。

それから、戻りたいんだけれども今やっぱりいろいろなことで戻れないなという方は、そのときから今いわゆる借り上げ住宅にしろ何にしろ無償で入らせていただいているわけでありますけれども、正規の住宅料を払うということになりますと、かなりの高額のことが自分の毎月の所得から取られるわけですから、そうなると生活ができるのかというと、そう簡単ではない、大変だからもう戻るしかないということになると、そこにやはりまた村民に不安と悩みをかけさせるということありますから、何かそこにある程度の期間を設けた猶予期間というものがあつていいのではないかと。あるいは戻った人の、もちろんそこで今までのように田んぼをつくり野菜をつくってお金が入れられたというと、そうではないですから、そこにまた猶予期間というものがあつていいのではないかとか、もっともっといろいろなことが考えられるだろうと思いますが、それをいざ帰村になったときに困った困ったという話では我々行政としては村民に對して、まさに申しわけない話になるのではないかと。今から一つ一つ提案をして国に納得をさせる制度をつくると、事業を起こすと、こういうことはやはりしていくということではないかと、このように思つてしているところであります。

委員（佐藤八郎君） 除染して作物つくれる云々、それはそれでいいですけれども、二枚橋をある一定の基点として工事したときのお話は、そこに村民が住む住居環境づくりをやることですから、それは戻りたいけれども戻れない人のために村民のためにやるということです。それ以外の戻れる村民に對しては、住居環境整備としては何をやるんですかということを聞いているんですけども。

村長（菅野典雄君） 戻れる人に対する何をやるかというと、今申しましたようなこともありますし、いの一番に職場をできるだけ多くしていくということあります。それは村内も

されることながら村外もあるだろうし、いろいろな選択肢が村民に一人一人にすべてという話にはなりませんけれども、それを多くしていくということが一番大切ではないのかなという気がします。それが例えば今、今回議会のほうにおかけをさせていただいている村内の企業に対する支援であったり、あるいは前の一般質問でもありましたように村外の方のところで仕事ができるようなものを、今までの村のつながりのところに声をかけるとかということもあるだろうし、村外で仕事をしながら、また村内で生活していく場合には除染との兼ね合いもありますけれども、そこにまた何かの陣置きが組まれるのではないかとか、いろいろ少しでも自主自立の生活ができるための土壌をつくっていく、環境をつくっていくというのが一番戻れる人に対してのことではないのかなと、このように思っているところあります。

委員（佐藤八郎君） よっぽど家に戻って換気をして掃除をして手入れをしていないと、飯館の我が家は帰れない人が圧倒的に多いと思いますよ。その方が何の住居たる役割を果たせない家に戻っても、大してインフラ整備の話も今出てこないし、言っているのは復興住宅のみですよ。だから戻れるという、この今解除されたり補償なしになれば、やむなしにしてというお話でございますけれども。放射線に詳しい職員がいれば出していただきたいんですけれども、世界の中で、ここ以上のところには立ち入り禁止という国いくらでもあるんですけども、それは一体、国によって違いますけれども、何マイクロシーベルト以上あれば立ち入り禁止という国なり地球上に同じ人間としてあるのか、知っておられるデータお持ちでしたら示していただきたい。

村長（菅野典雄君） いざ戻るときにかなりの人たちが戻る家はないのではないか、だけれども復興住宅がどうなんだと。何かちょっと整合性に私も理解に苦しむのでありますけれども、委員ご質問の内容は、放射線の高いところにはもう戻れないという話でおっしゃっているのかどうかわかりませんけれども、どうしても除染をして戻れない人もいるだろうし、あるいは戻りたくてももうちょっとという方もいるだろうし、すぐ戻りたいという人もいるだろうし、その選択肢は村の復興プランの中にしっかりと出ているわけでありますからそれに沿って、先ほど村内の復興住宅という話がありましたけれども、何人かの方から村外のそういうことも考えられないのかという話もありまして、それもものによっては考えようがあるだろうなというふうに思っていますから、できるだけいろいろな知恵を出し合って村民の気持ちに少しでも沿えるような形にしていくというのが我々の務めではないかと、このように思っているところあります。

◎休憩の宣告

委員長（佐野幸正君） 喫飯のため休憩いたします。

再開は1時10分といたします。

（午前1時54分）

◎再開の宣告

委員長（佐野幸正君） それでは、午後の部を再開いたします。

（午後1時11分）

委員（佐藤八郎君） 私、難しいことを聞いているのではなくて、シンボルとして復興住宅が

二枚橋の辺にというお話をしました。それは、戻りたいけれども戻れない人が入ってもらうんだと。どこにもそういう文章は出でていませんけれども、要望書と一緒に国にも上げてあるはずですけれども、それはそれで認めるところでありますから、そういうことではなくて区分直しが今後行われる、今月末に見直しが。その中で解除ということになるかどうかは、それはわかりませんけれども、いずれにしろ戻らなければならない村民が出てくる。村長を理由に入れれば、戻れる人のためにということでインフラやら個人の住宅に対する施策はどういうことがあるのかと聞いてるので、別に難しいことを聞いているわけではないんですが、答弁。

村長（菅野典雄君） 私も難しいことを答えてはいないわけでありますけれども、飯館村は線量の低いところと高いところと真ん中とあるわけであります。これは、何とも動かしがたい現実だなというふうに思っています。どこで帰村宣言みたいな形になるかはわかりませんけれども、そのときまでにいろいろな準備をしておく必要があるだろうな、あるいはいろいろな手を考えたり、国にしっかりと訴えて予算なり事業なりをつけておかなければならぬだろうなというふうに思っています。そうすると、どのことがあっても、どんなこともそんな簡単にきょう言ったから1ヵ月後とか、1年後なんていう話ではない可能性はあるわけでありますから、そうしますとできるだけそれができるような現実に即してやることになりますと、何かをやろうとすると今線量の低いところにいろいろな手を打ちながら、線量の高いところが少しでも早く帰れるような段取りをすると、こういうことではないのかなというふうに思っています。

したがって、昨日でしたかおとといでしたか、内示といいますか、補助事業の該当という通知が来たようあります。一つは、どちらかというと低いところの工場の増設が補助事業でオーケーになった、それから中間のところの工場の室内での機械が6億円ほど入るような補助になったと。そういうふうに一つ一つ将来に向けて手をしっかりと打っていくと、こういうことが大切だろうというふうに思っています。その一環ということで、どうかと。一度、私シンボルというお話をしましたが、それがシンボルではなくて飯館村全体を見たときに場所的には一番飯館村が復興したな、あるいは頑張っているなというのにわかる土地ではないのかという形での言った話でありまして、それが復興のすべてだという話ではございません。今言ったような工場、戻ったときに一人でも多く職場があるような段取りをしっかりとしていく、こういうことではないかなというふうに思います。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 職場はわかりました。職場の前に住居があるんです。その住居が、1年管理されない中での住居があって、そこに戻って生活がどれだけのことができるのか、その施策はないのか尋ねているところであります。

村長（菅野典雄君） ですから、今私が国や何かに言っているところは、私も副村長も水道壊されました。それから、2軒ほど聞いた話では天井から室内の中でつららが下がっていた、あるいは水浸しになって転んで骨を折った、公民館も水浸しになったようありますし、そういう現実が人が住まない家というのはあるんだということ、全くこれは言つていかないとわかりません、國の人たちには。あるいは、ほかの人たちには。そういうことをし

かりと言ひながら、なるほどそれは大変だなということで、いろいろな事業なり、あるいは予算なりをつけてもらわないと、我々はそう簡単に解除になったからすぐ家に住めると、こういう話でもないだろうと、こんなふうに思っているところであります。ただ、幸いに飯館村は防護服を着て許可をもらわないと戻れないという場所でもなかつたわけでありますから、幸いにといふか、人によつてはそれは不幸だといふ方もいるわけでありますから、その言葉は取り消したいとは思いますけれども、戻れるわけでありますから、たまには家の、たとえ帰る帰らないにしろ長く住んだ我が家でありますから、若干の手入れなどもしていただきながら、それも当然補償の対象にしていただくということはしていかなければならないなど。補償というか賠償の対象にしていかなければならぬなど。そんな、いろいろな課題いっぱいありますけれども、なかなかあれもこれもとはできませんけれども、一つ一つ村民にとってよかれと思うことはやつていくと、こういうことではないかなとうふうに思っています。以上であります。

○ 委員（佐藤八郎君） 世界中の中で立ち入り禁止の放射線量値は、わかりますか。

副村長（門間伸市君） 調べてはおりませんが、多分先ほど質問もあったようにそれぞれの国で、その判断はまちまちではないかなと思っていまして、日本とチェルノブイリと重ね合わせてという議論もあるようありますけれども、それは国の判断で、高いというところはそれでも高いという国もあるでしょうし、一概に国と比較しての判断は多分できないのではないかなどと、このように思っています。内容はわかりません。

委員（佐藤八郎君） そうしますと、村では立ち入り禁止になるぐらいの線量値はどのぐらいという主体的なものはないということいいですか。

村長（菅野典雄君） 今、ちょっとこういう言葉どうかわかりませんが、内々示みたいな形で新聞紙上などで出しているのは飯館村の一部でありますけれども、当分入れないようなところということでバリケードを張るみたいな話を言つていますから、何をおっしゃっていますかという話で今いろいろ国と向き合つてゐるところであります。

○ 委員（佐藤八郎君） 14ページの、までいライフ事業の500万円ということありますけれども、これは具体的に内容、目的、成果をどこに求めているのか。

総務課長（中井田 栄君） これは、従来の20行政区のまでいライフに基づいて地域づくりを進めるためのまでいライフ推進事業であります、今回避難をしたわけではありますけれども、それぞれの20行政区の地域のつながりをというようなことで、従来どおりそれぞれの20行政区で使えるような形で地域のつながりを持っていくために、24年度も500万円を計上をさせていただいたところであります。

委員（佐藤八郎君） 例年ですと何も問題ない部分かなという思いもするところでありますが、このようにばらばらな地域全体の中での、この目的なりの部分では具体的にはどういうふうにこの予算は利活用されるのか、その辺。

総務課長（中井田 栄君） 確かにご指摘のとおり、避難によってばらばらに避難しているわけでありますけれども、とにかく飯館村の場合には除染をして、みんなで残りたいというような気持ちがあるわけでありますから、そういう意味では避難はしていても20行政区のつながりを持ちながら交流も深めながら、戻るような推進事業になればという理解でござ

います。

委員（佐藤八郎君） そうしますと、あくまでも各20行政区ですか、そういう中でのつながりやプラスアップということで、各行政区で今なり最近、総会など開かれたと思うんですけれども、そういうことでの方向づけは総会終わったところではどんな点が、この予算を使っての成果というのを見通しあるんですか。

総務課長（中井田 栄君） 今まで実績見ますと8件ほど実績がございます。それぞれ行政区の散り散りばらばらになって避難をしている、そういう中で住民同士の交流を深めていくというようなことで行政区の集まりをいやしの宿飯館でやったり、あとは民間の旅館でやったりというのをしておりますので、それの酒代はだめなんですけれども90%補助のおろしをしながら進めてきたところであります。あとこれからなんですけれども、これから3月の総会に向けて先日もお答えしましたけれども、農地水の会議のほう等に時間をとっていただきまして行政区割の課長係長クラスの責任のある方が出て、15分から30分程度、村の動きなんかも説明させていただいて、そして行政区のつながりをさらに総会を持ちながらしていただければというような、その費用なんかも今回の今までいライフの推進事業を使いながら進めていけるように行政区長さんにお願いをしたところであります。（ ）

委員（佐藤八郎君） そうしますと本来の今までいライフの目的よりは、ばらばらになっている地区民の集まりの場、交流の場、そういうことで飲食以外の経費をこの中で補って、地域コミュニティーを前進させるということの事業だということになるんですか。

総務課長（中井田 栄君） 今避難してそういう形でありますので、そういう事業の推進に使われておりますけれども、今後本格的な除染が進み、さらには行政区に戻られるときにさまざまな事業が出てくるかと思いますので、そのときにはまたいろいろご相談をさせていただきながら、このまでいライフ推進事業を推進していくような、この事業を使って20行政区のつながりの部分には推進できるような形の進め方をしてまいりたいと思います。

委員（佐藤八郎君） 20行政区のつながり、今までだと松塚と深谷とか、臼石とかあるけれども、今の中でそういう流れのプランというのは、なかなか深谷そのもの自体もまとまりようがない、そういうことだと思うんだけれども、今の答弁したことはどういうことなんでしょうか。（ ）

総務課長（中井田 栄君） 実績で見ていきますと現在はそれぞれの行政区、なかなかその地区に帰って集まる機会もないわけですから、いやしの宿なんかに集まって、このときには村の職員も出席をして村の動きなんかも説明をして、そして今の状況なんかもそれ話をしながら、それぞれが避難の状況なんかの情報交換をしながら集会をやったというふうな実績もありますので、そういう形の避難でありますから、本来ですとこの今までいライフ推進事業は地域づくりのために使っていくわけでありますけれども、行政区長会、それぞれ開いていただいたときにそういうふうな趣旨も説明しながら、村長のほうからも幅広く使うようにということでのお話もさせていただきながら、その地域のつながりを帰村するまでにこの事業を使って、なるべく負担の少ない形での推進ができればというような形であります。（ ）

委員（佐藤八郎君） 15ページにありますけれども、大谷委員からもありましたけれども、村

民の声ネットワークシステム事業、これは成果内容、目的等はお聞きしましたけれども、どのぐらいの利用率なり、加入率というのはないのかな、全家庭に入れるというのが原則になるのかな、そういう中でどの程度のことが村民の声が上げられるようになっていくのか、一方的にこちらから行政から流すだけになってしまわないのか、非常に危惧を持っているんですけども、そういうのはどういうことになることになるんでしょうか。

○ 総務課長（中井田 栄君） 加入率でありますけれども、この新規の取り組みでありますけれども、双方向でコミュニケーションができるような形のものでありますので、配置につきましては全戸加入の形で対応したいと。利用の部分でありますけれども、前々からご指摘受けていますように利用につきましては本当にわかりやすく使い勝手のいいような、これからシステム設計をするわけでありますので、なるべくわかりやすい、使いやすいような形のものを設計をしながら推進していきたいというように考えております。

○ 委員（佐藤八郎君） 利用ですよね、どういうふうにやれば利用できるかは専門家たちで今後協議されるんですけども、例えば子供の顔を打てば子供関係のことわかるんですか。どういうふうにするんだかわかりませんけれども、要するに今までだと、震災前だと、各家庭に役場の行政案内が出ていて、それを開けば子供欄、学校欄、いろいろあってこうなったけれども、それを今度はタッチパネルでタブレットの中で、開かなくてもできるようにするのか、どこまでの役割を果たそうとしているのか。

○ 総務課長（中井田 栄君） 役割と言いますけれども、こういうような形で避難をして、生活支援の部分から補償の部分から健康の部分から、いろいろな形で村民にとって必要な情報が考えられるかと思います。そういう中でもやっぱりある程度絞り込んだ中で、このタブレット、本当に限られた設定の中でやるわけでありますから、前にもタブレットの端末を見ながらご説明をさせていただきましたように、一つには、今お知らせ版を紙ベースでやっているわけでありますけれども、それなんかも電子回観板サービスなんかでもやっていきたいし、あと、住民相談、今ご指摘受けていますように、受けるんですけども、受けた後のきっちとしたフォローを府内的にもやって、そして、村民にできるだけリアルタイムで「どうしたんですか」という形で問い合わせられるような仕組みもつくっていかなくてはいけないと思いますし、あと、映像配信サービスなんですかとも、これなんかもこれから制度設計をやるわけでありますけれども、どういった形でできるかも含めて精度を上げて設計をしてまいりたいというふうな、ある程度の格好になったらばまた議員の皆さんにも見ていただいて、いろんなご意見をいただきながら最終的には進めていければというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

○ 委員（佐藤八郎君） 25ページに内部被曝検査事業の4,509万3,000円ありますけれども、何回か全員協議会なりなんなりで説明したところでありますけれども、私はどうしても、そのものは今の検査器の不足からして村で取得するのもやむを得ないかと思うんですけども、なぜそれがあづま脳神経科でなければならないんですか。それがどうも。川俣に、学校、幼稚園、川俣に周辺において見守り隊、あとは操業している企業も飯舘村にあって、福島周辺に3,000、半数を超える方がいて、何で土湯街道上ってあっちまで。そこに何でこれほどの高価な検査機器を置かなくてはならないのか。どうして川俣の済生会なりなんなりに

お願いしてそこに設置できないのか。幾らいろんな人に、村民に聞いてみても、真ん中はそこじゃないかと、自分でも行ける、自分で都合も立てられるというのがそこじゃないかといふお話しかないんですけれども、どうしてあづま脳神経外科でなければならないのか。入ってから云々の話もありましたけれども、別に設置するのは設置するだけで指導するわけでも何でもないんですから。

村長（菅野典雄君） 我々の村は、私たちの村だけではありませんけれども、まさに農村であります。ある意味ではまた過疎地でもあります。過疎地の一番の問題は、やっぱり医療をどういうふうにしていくかということではないか。今いわゆる帰村という中でも、住民の方が医療がなっていないところにそう帰れるのか、こういう話があるのはもうご存じだろうと思います。そういう意味で、私たちの村は幸いに1年前に公設民営ということで、これからお互いの信頼関係の中でしっかりと村の健康は守ってもらうと、こういうことになっているわけであります。当時6,000人の村でしたが、帰ったときに果たしてどれだけの村になるかというと、当然少ない村になるはずであります。そうしますと、さらに大変な中で医療をしっかりとやっていかなければならぬということを考えれば、やはり我々行政は今のことも含めて先のこともやはりしっかりと考えていくというのが、私は村民のためだというふうに思います。ですから、そのときのただの便利さだけで事を進めてしまって後に悔いが残るということにはなってはいけないと、こういうことで今までの流れの中で、今までの信頼関係の中であづま脳外科にお願いをしたと、こういうことであります。（）

委員（佐藤八郎君） 村民が気軽に真ん中にあって受けられる体制ができるのに、後に悔いを残すとか先を見据えて考えるとか、後とか先を、検査するのにどこに設置したらいいのかなという論議しているんじゃなくて、不足していくなかなか受けられない村民の健康の心配があるから、すぐにでも身近なところで、受けやすいところでやるというのが今答えることであって、先を見据えてとか何年先の後を言っているのかわかりませんけれども、今の流れの中でやっぱり真ん中に置いて多くの人が早く自分の健康体を知ることの方が大事じゃないですか。

村長（菅野典雄君） 今のところにおいてできないということであれば、それは当然そういう考え方もありますが、いろいろな交通の便その他のことをやればできるわけでありますし、また、今、かなりの避難の方たちもそれぞれ交通の便でそちらの方に行っているわけでありますから、決して今のような話が、何ていいですかね、将来のために私はなるというふうには思っておりません。（）

委員（佐藤八郎君） そうすると、あづまにみんなを運ぶ手だて、どうやってなるべく早く運んでやっていくのか。どういう方法で。その計画案を示してください。

村長（菅野典雄君） 今の車も、我々の福祉バスもさることながら、それからあづまの車も走っておりますし、またこれから、当然、子供たちですとスクールバス、公用バスなども使えますし、いろいろな形で、若干の時間のロスはありますけれどもできると、こういうことではないかなという気がします。そして、いずれまた村に戻ったときにはその器械をこちらの方に持つていってやっていただきくなりなんなりというものができるわけでありますから、村民のこれからのことを考えれば私は正しい判断だと、そんなように思っております

す。

委員（佐藤八郎君） 別にあづまに置かなくたって、そうしたときはどこからでも持っていくますよ、村のものですから。今、設置して預かってそこで検査してもらうだけですから。そういう問題ではないと思います。

今までえスクールバスなりバスの関係でいっぱいいいっぱいの中で、交通体系全体やってる中で、さらにこの部分で追加されるというのが実態だと思うんですけれども、運転なりバスの台数なり、臨時バスなり借り上げなり、そういうもろもろ含めて、済生会に置くのとあづまに置くでの経費の違いは愕然たるものがあると思うんですけども、その点ではどうですか。

村長（菅野典雄君） どんなことをして村民の健康を守らなければなりませんから、経費の話を言っている話ではないというふうに思っています。

委員（佐藤八郎君） 予算そのものの経費全部、村民の経費ですよ。村民がなるべく経費をかけないで同じことをできれば一番いいんですよ。何で遠くまで行かなくちゃならないのかが、なぜ真ん中にできないのかが不思議だと思うんです。そういうことで言っているんです。なぜ真ん中に置けないんですか。

委員長（佐野幸正君） 議論が平行しておりますので、次の質問をお願いします。（「答えだけ」の声あり）

村長（菅野典雄君） 今子供たちも、今回、村のバス以外にも4台ほど用意をして少しでも子供たちの便を図ると、こういう話が教育委員会の方から出てきて、本来はバスを用意して村の雇用を図るという方もいいなというふうに思っていたんですが、今こういうときでありますから、借り上げてバスをやるというのはすべて100%の補助金と、こういうことであります。ですから、ある1点だけを私たちは考えているのではなくて、やはり村の財政のこともしっかりと考えた上でいろいろな角度からやっていますので、そういう点でご理解をいただきたいというふうに思います。

委員（佐藤八郎君） 32ページの子供の心のケア事業。さきの委員にも答弁ありましたけれども、教員の退職者なりそれなりの精通した方をというお話をしたね。学校との連携は当然でしょうけれども、その他の関係団体の連携なり、その方が入ったことでの関係する方々との定期的な連絡といいますか協議の場といいますか、そういう関係者と一緒に進めるような仕組みづくりといいますか、そういうものはどのように考えいらっしゃるんですか。

健康福祉課長（菅野司郎君） 何しろ関係するところですね、例えば教育委員会もそうですし、あとは児童相談所もそうですし、あとは保育所もそうですし幼稚園もそうですし、そういったところで最低でも月1回くらいの打ち合わせは行いたいというふうに思っております。以上です。

委員（佐藤八郎君） 37ページにありますけれども、この観光マップなるもの、観光情報マップですか、11万2,000円。これは村の本来の考え方とは全く違うんでしょうから、どんなことを考えているのか。村の放射能汚染マップもできない、土壌汚染マップもつくっていない。それなのに観光情報マップだけ39万2,000円の予算が上がって、村民は何か観光情報マップ欲しがっているんですか。何の意味があって、村民にどうこたえようとしてつくるん

ですか。

産業振興課長（中川喜昭君） 観光マップ、印刷製本ということで予算説明の中でもお話ししましたが、現在避難している状況で観光マップの必要性はという部分があるかということではありますけれども、実は、商工観光の方でも特產品展を出す。あとは、村外からも飯館村の方に来ましていろんな情報を知りたいということがあります。実は、観光という部分でございますが、どちらかというと情報マップの方が色合いが強いかなと思いますけれども、やはり私たちが住んできた飯館村がどういうものであったかという部分を、あと村内にどういうものが、文化財とかそういうのがあるかとか、そういうものを載せて情報を発信したいという考え方でございます。ですので、今担当の方と話している部分では、飲食店の紹介とかという部分はなかなか難しいかなと思いますけれども、村の特產品としてはこういうものがある、それを目指していくんだというふうな話でそういうものをつくっていきたいという考え方でございます。

委員（佐藤八郎君） 今までの村紹介みたいな映像をつくろうとしているのか。今度避難によって出店した店の紹介をしようとしているのか。村民にとって、村民は、ふるさとの思いは毎日の中で、こういうのもあった、こういうのもあったと思い出しながら暮らしているんじゃないですか。その村民に向かって観光マップを届けてどうするんですか。（ ）

副村長（門馬伸市君） 今課長いろいろ話しましたけれども、観光パンフレットがなくなつたんです。それで、義援金とか村の支援のためにいっぱいお客様が毎日のように来ます。そのときに、村の情報が、何も観光の情報がなくて渡せないものですから、増し刷りをしたいと、こういう話がありますのでご理解をいただきたいと思います。

委員（佐藤八郎君） そうしますと、今までの村と今の村と紹介するようなリーフをそろえて使いたい、そういう簡単な話なんですね。観光情報マップというだけ出ていると、言葉が、汚染マップもつくりもしないで何ふざけてんだという話にならうかと危惧しておりますので、改めて聞いたまでですけれども、そういうことです。

それでは、57ページの保健体育総務費の給料の方と賃金の方とおられますけれども、この避難にあっての保健体育総務の業務というのは、どういう内容なり業務内容含めて、この方々の仕事、役割、成果というのはどういうものがあるんですか。

生涯学習課長（浜名光男君） 保健体育総務費の給料の部分ですが、生涯学習課職員ということで、前の方に、55ページの方にこちらにも公民館の部分で職員給料が出ておりますが、生涯学習課職員の給料等を、公民館費、それから保健体育総務費に振り分けをしているものであります。

それから、嘱託職員の賃金の部分でしょうか。社会教育事務補助員賃金ということで嘱託職員賃金ですが、これについては保健体育の指導等を行っている職員1名の部分であります。業務としましては、スポーツ、保健体育、全般にかかる部分ですね。スポーツクラブ、それから選手育成とか、それからスポーツ推進全般にかかる業務を行っている職員であります。以上です。

委員（佐藤八郎君） 7割も借り家というか借り上げに入って、仮設等、3割がそちらという中で、今までのような給料体系のとり方、業務内容で何をやろうとしているんですか。こ

の時期にあってこれだけの賃金を取ってやる業務というのは何ですか。この方は違う業務に当たるわけでしょう。今までみたいなことでやれないでしよう。だから、一体この人はどんな仕事をしていくのか、どういう役割を果たすのかを聞いています。

あと、職員は生涯学習課で4人いると。それを3人、1人に振り分けたんだという話ですね。振り分けて、スポーツ推進、保健体育関係。例年でしたらわかりますよ。理解できます、例年だったら。でも、事ここに至って、復興の元年のこの年になってこの予算を組んで、この人たちとは一体どんな仕事をして役割を果たしていくんだと、具体的に説明してください。

村長（菅野典雄君） 今、佐藤委員おっしゃったように、健康づくりその他ところでやっぱりスポーツを広げるということは大切だということで、今まで飯館村のところにいたときには、今までだったらわかるという話できていただいたわけであります。

今回どういうふうになったかといいますと、この1年間は当然そういう動きはできるわけじやありませんから、今、村民を避難をする、あるいは仮設のいろいろな問題をほとんど一手に引き受けてやっていただいているということあります。これからもそういうことも必要でしょうけれども、あるいはまた、あちこちから子供たちに対してもいろいろな手が差し伸べていただけます。つまり、今度上がっています例えば野球観戦。大変でしょうから、飯館村の子供たちどうですかとか、あるいは、もっと広いところで伸び伸びとかという話もありますから、いろいろな事業がやっぱり考えられるわけであります。

これからいろいろ仕事をやっていきますが、だからといって、今までスポーツができないからといって、まさかその人の位置づけを総務課にするわけにもいかないでしょし産業課にするという話にもなりませんので、ここにさせていただいて、できるだけまた多様なお仕事をしてもらって今大変なときをやっぱり乗り切ると、こういうこともありますので、単純にスポーツができないから要らないでしょという話にはやっぱりならない。むしろもっともっといろんなところでやっぱり手伝ってもらわなきやならないし、また、少しでもやはり、今健康の問題が言われておりますから、何らか今までとは違った形のそういう点でのお仕事をしてもらうということも大切だろうと、このように思っているところであります。

委員（佐藤八郎君） 要らないんじやなくて、2人いてどういうことをやるのかを聞いているだけなんです。必要だということで、まだまだされないから、役場の職員の数以上に臨時職員を置いて県の紳事業のお手伝いいただきながら、それでさえ大変な状況だというのはわかっていますので。ただ、この方がどれだけの業務内容をやられるのかと。今聞きました。仮設全般のことを引き受けやられて、今度いろんな教育関係も含めた子供たちのそういう事業にもかかわるということで、業務としては多種多様な業務にかかわるという仕事だということで理解したんですけども、そういうことですか。

村長（菅野典雄君） 全くそのとおりであります。ご理解いただきましてありがとうございます。

委員（佐藤八郎君） 壁新聞という13ページの話がありますけれども、ジュウニンが壁に月1回出している。これはだれがつくる……、委託ですからどこかに委託するんでしょうね

ども、だれがつくって、どんな種類のものをつくって。放射線に対してのリスクの考え方も千差万別あります。その中で何種類かつくっていくものなのか、どういう使われ方をするのか伺っておきます。

総務課長（中井田 栄君） 放射線のことについてわかりやすく伝えるようにして、村民に理解をしていただくということで壁新聞をということ就可以了けれども、つくるに当たっては、編集委員会ですね、それを設置しながら、とにかく村民の目線に立って放射能をわかりやすく理解してもらうために、前にもお答えしましたように、それぞれ小さなコミュニティの単位でいろんな形で勉強会をやりますので、それぞれ勉強会やったその内容とか、あと新たにつけ加えたいときには、その編集委員会の中で構成をしながら壁新聞をつくって、広く村民に放射能の内容についてお出しをしていくというふうな形を考えております。

委員（佐藤八郎君） そうしますと、この壁新聞は月1回出していくということになりますと、1回目、2回目、3回目とどういうつくり方するのかわかりませんけれども、物語的にいくのか、放射線の体に影響するもの、作物に影響するもの、いろいろ分類ごとにやるのかわかりませんけれども、どんな内容につくるのか。いずれにしろ、これはポスターか何かの貼るような新聞なのか何ページ立てということでするのか。これは業務委託ですから、何社か見積もりなりそういう相手をそれなりに今探してらっしゃるのかとか伺っておきます。

総務課長（中井田 栄君） 具体的にはまだありますけれども、とにかく、前からお答えしていますように、放射能の専門家を入れながら、さらに村民の代表も入れながら、あと職員も入りながら、とにかく編集委員会を設置をして、そして、いろんな形でコミュニティの中で勉強会をやっていきますので、その内容をとにかく正しく理解をして、あと村民と向き合うような形のものに仕上げていければというふうに考えております。

委員（佐藤八郎君） 仕上げたものの活用方法はどういうふうにされるんですか。

総務課長（中井田 栄君） とにかく村民に月に1回を目安に壁新聞等をつくりながら、その構成についてはこれからありますけれども、とにかくわかりやすいような新聞づくりに心がけたいというふうに考えております。

委員（佐藤八郎君） 講師謝礼ということで多種多様に報酬がありますけれども、それぞれ目的によってやっていくんでしょうけれども、それぞれの関係で講師を選ぶ基準というのはどういうものがあるのか。これ、もらった資料は講師そのものに支払うだけで、交通費、食料費は全部抜いてありますので、額面はもっと大きくなると、全体に。そう思うんですけども、基本線はどういうふうになりますか。

総務課長（中井田 栄君） 先ほどのご質問にお答えをしたと思います。講師の謝礼の一覧を出させていただきましたけれども、基本的には、この講師謝礼の中に講師謝礼とあと旅費の実費弁償分も含めて予算を計上させていただいたところであります。本来ですと、講師さんにつきましては、例えばこの15万なんていうのは、最低限ですね、いろいろな形で相場を見ますと最低限15万プラス旅費というふうなことで請求があるわけでありますけれども、こういった有事のときでありますから、とにかく15万の中に旅費の実費弁償も含めな

がら講師をお願いしているところであります。

委員（佐藤八郎君） 私だけ聞いているかどうかわかりませんけれども、多くの全国の、世界の方々が飯館に行っていろいろ役に立ちたいという講師的な、この方々、村が今講師としている方々はどんな方がわかりませんけれども、それと同じようないろんな学校、立場、科学者、医学者、医者、いろんな方が全国に、講師料をもらわなくとも来ていただけることの声は幾らでも聞いているんですけども、わざわざ講師料を払って、交通費とかはやむを得ない部分はあろうかと思いますけれども、そういう方ではだめなんでしょうか。必ず講師代を払う人を選定していくわけですか。

○ 総務課長（中井田 栄君） ご承知のとおり、いいたてまでいな復興計画推進委員会にしてもこれからつくる村民除染会議にしても、とにかく13人くらいからのメンバーから成って、代表者が決まり、そして各者の日程調整をしながらこれから委員会を進めていくわけでありますから、そういう意味では、こちらのある程度の日程に合わせてもらいたいながら、その時間を拘束をさせていただくわけでありますので、今ほどご指摘があったような無料でやる人もいるんじゃないのという話でありますけれども、やっぱりこっちからお願いをして事業を進めていくこともありますので、その分、実費弁償プラス講師謝礼というようなことで予算は計上させていただいたところでありますのでご理解をお願いいたします。

村長（菅野典雄君） 補足させていただきます。

○ 無料だからだめだという話では全くありません。いい方なり、あるいはなるほどということであれば大歓迎でございますので、そのときに場合によっては旅費も払わなければならぬと。旅費だけは払わなければならないということもあるうかなと。実費でありますから。ですから、こういうふうに細々と出てきますとやっぱり融通がきかなくなることがありますので、やっぱりこういうのは、場合によっては15万の人が10万でいいということだってあるわけでありますし15万が20万の人もいるわけでありますから、一応出していただきたいということなものですから出させていただいたということですが、内容で、少しでも経費のかからないようで、しかも中身が濃い、こういうふうに考えております。ですから、無料の方もある意味では大歓迎でありますので、無料だからだめだということではありませんし、これまでにも何度か来ていただいている方が今でもいますし、これからも多分あるだろうというふうに思っております。

委員（佐藤八郎君） までい大使なる人たちには、本当に長年、大使になられてからいろんな意味で協力してもらっていますけれども、こういうときだからこそ、その人たちだって講師料は別にもらわなくても来てくれる気持ちはいっぱいあるんじゃないですか。何か講師を呼ぶことで、昔から近くの神様より遠くの神様みたいな部分があつて、そういう問題なのかなと。例えば飯館村と提携をこの震災前から結んでいる福島大学なり福島学院大学なり、それなりのかかわりあった、今までの3次、4次総、5次総、糸長さんとかいろんな今までのかかわりの人たちがいっぱい今だって健在でいらっしゃるんだと思うんですけれども、何かね、こう。やっぱり今そういうことだったらぜひ応援したいと、そういう学者さんなりはいっぱいいると思うんですよね。そういう方々の受け入れをしながら、村民の学習なりそういうものを高めていく。そういうところを甘えてもいいときではないのかな

と、飯館は。私たちが今度別な被災地があったときには、こちらで一生懸命支援する。それは、人間にとて、人間社会にとて当たり前のことなん。

だから、1,400万、2,000万近くなるんだけれども、そういうお金を必ず準備することが前提になるようなことだけの問題ではないというふうに思うんですけれども。そして、こういうことでの選定云々も早く知らせながら、そういう人を探しにというのも必要だなど。何かだれが決めるんだか、だれが偉い人来るんだかわかりませんけれども、役場の皆さんで協議して探しているかどうかわかりませんけれども、そういう点ではどういうふうに進めるのか。

村長（菅野典雄君） 今ご質問あつたように、までい大使も含めて、全く今までにもここ1年間、ありとあらゆる無償での応援、あるいは義援金、あるいはいろいろなネットワークを我々にご紹介をしていただいている、こういうことであります。昨日、今日もそういう中からいろいろ飯館村の将来についての情報なり、あるいはネットワークをいただいている、こういうことでありますから、そういう方であってもやっぱり最低限のことはお支払いをしていくと、こういうことがあります。決して今までのつながりをなしで新しいものを求めていくというだけではございませんので、その辺を皆さん方に一つ一つお知らせすることもしなかつたということも私たちの反省する点かもしれませんけれども、ありとあらゆる応援をいただいている、あるいはボランティア、無償の応援をいただいている、こういうことがあります。

委員長（佐野幸正君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

委員長（佐野幸正君） これで各会計の質疑をすべて終わります。

これから議案ごとに採決します。

議案第9号「平成24年度飯館村一般会計予算」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（佐野幸正君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号「平成24年度飯館村一般会計予算」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第10号「平成24年度飯館村国民健康保険特別会計予算」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（佐野幸正君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号「平成24年度飯館村国民健康保険特別会計予算」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第11号「平成24年度飯館村簡易水道事業特別会計予算」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長（佐野幸正君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号「平成24年度飯館村簡易水道事業特別会計予算」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第12号「平成24年度飯館村農業集落排水事業特別会計予算」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長（佐野幸正君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号「平成24年度飯館村農業集落排水事業特別会計予算」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第13号「平成24年度飯館村介護保険特別会計予算」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長（佐野幸正君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号「平成24年度飯館村介護保険特別会計予算」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第14号「平成24年度飯館村後期高齢者医療特別会計予算」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長（佐野幸正君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号「平成24年度飯館村後期高齢者医療特別会計予算」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で予算審査特別委員会に付託されました議案の審議は全部終了しました。

なお、委員会の審査結果報告の作成については委員長及び副委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長（佐野幸正君） 異議なしと認め、そのように決定しました。

◎閉会の宣告

委員長（佐野幸正君） 以上をもって予算審査特別委員会を閉会します。

長時間にわたりご苦労さまでございました。

(午後2時15分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成24年3月15日

予算審査特別委員会委員長

佐野 章正

()

()